

スチ正当トスヘシ、

○、判例ニ全録ナリ、判事ノ職任ノ命令到達セスシテ（官庁ニテハ已ニ発表セル也）判事ノ合議ニ列セル事件ニ付キ其ノ合議ハ有効トセリ、

第二、行政行為ノ實質的要件

行政行為ハ其ノ實質ニ付キテモ一定ノ条件ヲ必要トシ其ノ要件ヲ欠クトキハ其行為ハ全ク無効トナリ、或ハ取消ノ原因トナル、行政行為ノ實質的要件ニ付キテハ民法上ノ法律行為ニ於ケルト同シク次ノ要件ヲ要ス、

- 第一、其内容ノ一定セルコト
- 第二、其内容ノ可能ナルコト
- 第三、意思ト表示トノ一致セルコト

第四、其内容ノ適法ナルコト、
之レヲノ要件ニ付キテハ民法上ノ法律行為ト全様ニシテ特ニ之レヲ述フルノ要ナシ、其ノ要件ノ欠点ヨリ生スル結果ニ付キテハ右述スヘシ、

行政行為ノ實質的要件ニ付キテ特ニ述フヘキコトヲ要スルモノハ其ノ正当ナル行政機序ノ権限外ノ事項ニ関スルモノナルコト、及ヒ行政行為ノ内容ト法規トノ関係之レナリ、

行政行為ハ第一、正当ナル権限アル行政機関ニヨリ行ハル、コトヲ要ス、

各種ノ行政機関ハ各々一定ノ権限ヲ以テ相對立ス、只其ノ権限内ニ於テノミ國家ヲ代表スルコトヲ得、権限外ノ行為ハ國家ノ行為トシテ有効ニ成立スルヲ得サルモノナリ、

行政行為ノ内容ト法規トノ関係ニ付キテハ其ノ内容カ法規ニ抵触セサルコトヲ要スルコトニ付キテハ何人モ異議ナキ知ナレトモソノ

以容カ常ニ法規ニ根柢アルヲ要スルマ、又ハ必ラスシモ法規ニ根柢アルヲ要セス單ニ法規ニ抵触セサルヲ以テ足ルトスルマニ付キテハ多少異論アリ、

我國ニ於テハ多少ノ學說ハ寧ロ口舌説ヲ採ルモノ、如ク、行政權ハ法ニ抵触セサル限リハ其ノ自ラ適當ト信スル如クニヨリテ如何ナルコトヲモナシ得ヘク、單ニ法規ニヨリテ特ニ許サレタルヲノミヲナシ得ルニアラストセリ、

独佛等ノ多數ノ學者ハ之レニ反シテスヘテ行政行為ハ法規ニ基クモノナルコトヲ要ス、行政機關ハ只ク法規ニヨリテ特ニ許サレタル限度ニ於テノミ統治權ヲ行フノ權アルニ止マルトナセリ、

余ノ見ル所ニヨレト我々國志ノ本ニ於テモ我々多數ノ説ノ如ク行政行為ヲ以ツテ法規ノ根柢アルヲ要セストナスハ正當ノ見解ニアラス、
行政行為ニヨリテ臣民ノ自由ヲ侵害シ、之レニ義務ヲ負ハシ、又

ハ其ノ權利ヲ毀損スル場合ニ於テハ常ニ法規ニヨリテ授權セラレタルコトヲ要ス、法規ノ根柢ニ基カスシテコレヲ爲シ得ヘキニアラス此ノ原則ハ歐洲諸國ニ於テハ普ク認識セラレ、所ニシテ我々國法ノ下ニ於テモ等シク承認セラレ、原則ナリト認メサルヘカラス、固ヨリ我々憲法ノ明文ニ於テハ只住居移轉ノ自由、言論出版ノ自由、如キ或ル特別ノ方面ニ於テハ自由權ニ明スル法規ヲ設ケタルニスキスト雖モコレヲ規定ハ限定的ノ列記ニスキスシテ只ク主タル方面ヲ列記スルニ止マリ、其ノ意味スル如クハ畢竟スルニ臣民ハ法律ニヨルニアラサレハソノ自由ヲ侵サレズ、其ノ權利ヲ奪ハレ義務ヲ負ハシメタル、ゴトナシト云フ包括的規定アルニ等シキコトハ前述ノ如シ憲法ハ法律ノ外尙或ル場合ニハ或ハ命令ニヨリ、或ハ條約ニヨリ全權ノ規定ヲ設ケルヲ得ヘキコトヲ認ムト雖モ少クモ法律命令條約等或ル何レカノ取ニ於ケル法規ノ定メアルノ外ハ國家ノ單独ノ意思ニヨリテ臣民ノ自由ヲ侵サレ義務ヲ負ハシメ權利ヲ奪フコトナキコ

トハ諸歐洲諸國ト合シテ、救済法ニ於テモ等シク保証セラル、但
タルナリ、

サレハ行政行為ニヨリテ國家ノ單意ニヨリ臣民ノ自由ヲ拘束スル
ニハ常ニ法規ノ根柢アルコトヲ要ス、

第四節 行政行為ノ瑕疵及取消

第一款 國家行為ノ瑕疵概論

凡ソ國家行為カ完全ニ成立スルニハ立法行為タレハ司法行為タレ
將々又行政行為タレ、各々其ノ實質的條件及ヒ形式的條件ヲ具備セ
サルヘカラス、

若シ之レヲノ要件中其ノ何レカハツラキトキハ其ノ行為ハ法律
上ノ瑕疵アル行為ナリ、然レトモ法律上ノ瑕疵カ如何ナル結果ヲ
来タスカハ其ノ國家行為ノ種類ニヨリ又其ノ如何ナル要件ヲ足ケル
カニヨリテ全シカラス、或ハソノ瑕疵ハ全然其ノ行為ヲシテ無効
ナラシムルコトアリ、或ハコレヲシテ取消シ得ヘキモノヲラシム
ルイアリ、時トシテハ又ソノ瑕疵アルニ拘ハラズ尚完全ニ有効ナ
ル行為トシテ成立スルモノアリ、

エ、國家行為ハ時トシテ其形式的又ハ實質的條件中ノ或ル者ヲ具
備セサル場合ニ於テモ尚ソノ行為ノ成立ニハ何等ノ影響ナク其
行為ハ完全ニ其効力ヲ發生スルイアリ、

斯ノ如ク行為ヲ確定カアル行為トス、 (*formalakt*)

其ノ最モ著シキ例ハ確定ノ裁判ヲ決ナリ、裁判ヲ決ニシテハ度
確定スルトキハ命令ソノ手續若シクハ判決ノ内容ニ於テ法律ニ
違反スルコトアルモ尚ホ完全ニソノ効力ヲ發生シ、例外トシテ

特ニ再審ノ訴ヲ許サル、場合ノ外ハ何人モ之レヲ動カスコトヲ得ス。

法律モ亦如斯絶対ノ確定力ヲ有ス。一度議會カ核實シ天皇ノ裁可ヲ經テ正式ニ公布セラレタル法律ハ假令其ノ内容カ憲法又ハ國際法ニ抵触スルコトアルモ何人トモソノ之ニ違反スルヤ否ヤヲ審査スルノ權ナク憲法又ハ國際法違反ノ法律ト雖モ尚完全ニ有効ナルコトヲ失ハス。凡テ之等ノ行為ニ付キテハ其行為自身ニ於テ其有効ナルコトヲ有權的ニ確定スルカヲ有スルモノニシテ夫レ以上ニ其効力ノ有無ヲ審査スヘキ權力アルコトナク從テ其行為カ假令事實ニ於テ其ノ成立要件ノ或ルモノヲ欠キタル場合ニ於テモ其欠缺ハ此ノ公定力ニヨリテ除カレ完全ナル國家行為トシテノ効力ヲ生スルモノナリ。

命令ニ付キテハ之ニ反シテ行政官庁ノ命令ハ勿論命令ニ付キテモ斯ノ如ク絶対ノ確定力ヲ有スルコトナシ。敕令ノ内容カ法

律又ハ上級命令ニ抵触シ又ハ其ノ他命令權ノ適法ノ界限ヲ超スタル時ハ其ノ命令ハ無効タルヘキモノニシテ其ノ命令ノ効力如何カ行政訴訟又ハ民事若クハ刑事訴訟ノ問題トナリタル場合ニ於テハ裁判所ハ自己ノ獨立ノ觀察ニヨリ其ノ命令ヲ無効トシテ判決スルノ職權ト責務トヲ有ス。此ノ旨ニ於テ命令ハ法律ト著シク異ナリ法律ニ對シテハ裁判所ハ只其正式ニ議會ノ核實ト天皇ノ裁可トヲ經テ公布セラレタルモノナリマ否ヤヲ審査スルノ權アルニ止マリソノ實質ニ付キテハ全く審査權ヲ有スルコトナク苟モ法律ニシテ政式上ニ成立セル以上ハ裁判所ハ絶対ニ之ニ服從スルコトヲ要ス。命令ニ對シテハ之レニ反シテ裁判所ハソノ政式ニ付キテハ勿論其實質ニ付キテモ適法ナルト否トヲ審査スルノ權ヲ有スル也。

裁判所カ命令ニ付キテ斯ノ如キ審査權ヲ有スルニ付キテハ憲法中明ニ之レヲ規定セル法文ナシト雖モ之レ司法權獨立ノ原則

ヨリ生スル当然ノ結果ト認ムヘキモノナリ。
 司法権ノ独立トハ司法権カ行政権ヨリ独立ナルコトヲ意味ス
 裁判所ハ其ノ独立ノ解散ニヨリテ法規ヲ適用スルノ任務ヲ有ス
 ルモノニシテ法規ノ適用一因シテハ行政権ノ束縛ヲ受クルコト
 ナク從テ如何ナル法規カ有効ノ法規ナルカノ判断ニ付キテモ行
 政権ノ解散ニヨリテ拘束セラル、コトナシ、裁判所ハ只ソノ独
 立ノ審査権ニヨリテ有効ト認ムル法規ニ付キテノミ之レヲ適用
 スルノ義務アルノミ、
 行政権カ適法ト認メテ發布シタルモノト雖モ司法権ハソノ独
 立ノ解散ニヨリテ其ノ違法ナルコトヲ決定スルヲ得ヘク又決定ス
 ルヲ要スルモノナリ、
 司法裁判所ノ外ニ行政裁判所モ亦此ノ点ニ於テ同一ノ職權ヲ
 有スルコトハ行政裁判ノ性質上当然也、
 行政行為モ亦原則トシテハ斯ノ如キ確定力ヲ有スルモノニア

ラス、只其ノ例外トシテ裁判マ決ト同様ナル確定力ヲ生スル行
 為ニ付キテハ後ニ行政行為ノ取消ヲ論スル場合ニ於テ述フヘシ
 一般ニ云ヘハ行政行為ノ瑕疵ハ或ハ之ヲ無効ナラシメ或ハ之ヲ
 取消シ得ヘキモノナラシム、

II. 行政行為ノ無効 (Nichtigkeit absolute un-
 wirksam) 十

民法上ノ法律行為ニ於ケル無効ト全シテ全ク行政行為トシテノ
 効力ヲ発生セサルモノナラズ、
 單ニ外形上ニ於テ法律行為アリタル如キ外觀アルニ止マリ法
 律上ニ於テハ全クソノ行為ナカリシト全ヘナルモノ也、
 無効ノ行政行為ハ全ク法律上ノ効力ヲ発生セサルモノナラズ
 以テ之ニ服従スルノ義務ナク、裁判所ニ於テモ行政官庁ニ於テ
 モ全ク行政行為ナカリシモノトシテ之レヲ無視スルコトヲ得ヘ

無効ノ下余行為ニ違反スルモ如罰ノ原因タルコトナク、無効ノ設権行為ニヨリ權利設定ノ効果ヲ生スルコトナシ、若シ之レ等ノ事件ニシテ訴訟ニ係ルトキハ裁判所ハ其ノ独立ノ審査權ニヨリテ其ノ行為ノ無効ナルコトヲ決定スルヲ得ヘク、又決定スルヲ要ス、

無効ノ行政行為ニ対シテハ又其ノ取消アルコトヲ要セス、何等ノ行為アルコトヲ要セスシテ当然無効タルナリ、只無効ノ行政行為ハ全ク其行為ナカリシ場合トハ異ナリ、少クモ外觀ニ於テハ存在シテ官庁ノ行為ハ命令法律上無効ナル場合トモモ尚實際ニハ有効ノ如ク取扱ハル、危険アルヲ免レサルヲ以テソノ無効ナルコトヲ明ニスルタメニハ之カ取消ヲ明言スルヲ安全トナスヘントモ此ノ場合ノ取消ハ眞ノ意味ノ取消ニハアラスシテ只無効ノ宣告タルニ止マル、取消ニヨリテ始メテ無効ナル

ニドラスンテ又ソノ始メヨリ無効ナルコトヲ確認スルナリ、行政行為ノ無効ハ確定ノナリ、追認ニヨリ又ハ時ニ経過ニヨリテ其ノ效力ヲ發生スルコトナシ、

取消シ得ヘキ行政行為トハ之レニ反シテソノ行為ハ有效ニ成立シ又ソノ成立ニ瑕疵アルタメニ之レヲ取消シ得ヘク、而シテ其ノ取消ニヨリテ始メテ其ノ效力ヲ失フモノヲ去ク、其取消アル迄ハ瑕疵アルニ拘ハラズ尚ホ有效ナル行為トシテ其効果ヲ生スル也、

其、如何ナル場合ニ於テ行政行為カ無効トナリ、又ハ取消シ得ヘキ行為トナルカハ行政法上最モ不明瞭ナル問題ノ一ツナリ、法律ハ時トシテハ各何ノ行政行為ニ付キテ其ノ無効ナル場合及ヒ取消シ得ヘキ場合ヲ明証スルモノアリトモモ斯ノ如キ明文アル場合ハ寧ろ稀ニシテ大多数ノ場合ハ法律ハ此ノ旨ニ付キテ何等ノ明文ヲ設クルコトナク只學者ノ解釈ニ一任スルヲ常トス、

行政行為ノ無効及ヒ取消ハ民法上ノ法律行為ニ於ケルト全様ノ原則ヲ適用スルヲ得ス、

民法上ノ法律行為ニ付キテハ其ノ内容カ善良ノ風俗又ハ公ノ秩序ニ違反スルモノハスヘテ無効トセラル、違反ノ法律行為ハソノ法規カ所謂任意法ノ性質ヲ有シ当事者ノ意思ニヨリテ之レニ従ハサルコトヲ辨サル、ノ外ハスヘテ当然無効トセラル、ナリ、行政行為ハ之ニ反シテ其ノ法規ニ違反シ又ハ公益ニ反スルコトハ必ラスシモ其ノ無効ノ原因タルモノニアラス、行政行為ノ内容カ單ニ公益ニ反スルニ止マル場合ニ於テハ如何ナル場合ニ於テモ無効ノ行為トナルヲナク、只時トシテ取消ノ原因タリ得ルニ止マル、

行政行為カ法規ニ違反スル場合ニ於テハ時トシテハ当然無効タルコトアルトモ必ラスシモ常ニ然ルニアラス、凡テ行政官片ハ其職權ノ範圍内ニ於テハ自ラ何カ公益ニ違反ス

ルカ認定スルノ權下ルノ外又或ル範圍ニ於テハ法規ヲ解釈シ反ヒ法規ノ適用アルニキ事實ヲ認定スルノ權ヲ与ヘラレ、其ノ解釋權及ヒ認定ノ範圍内ニ於テハ命令其ノ解釈及ヒ認定ヲ誤リ、從テ實際ニ違法ナルコトアルモ尚或ハ行政訴訟ニヨリ、或ハ訴願ノ裁決ニヨリ、或ハ其ノ他其ノ適法ナルヤ否ヤヲ審査スル職權アル官片ニ於テ其ノ違法ナルコトヲ決定スルニ至ルマテハ之ヲ適法ノモノト看做サ、ルヘカラス、從テ夫迄ハ適法ノ処分ト全シク完全ニ其ノ効力ヲ發生スルモノ也、

之レ故ニ行政行為ニ付キテハ其ノ法律上ノ瑕疵ハ原則トシテハ只取消ノ原因タルニ止マリ、之レヲシテ絶対ニ無効ナラシムルモノニアラス、其ノ絶対ニ無効ナル場合ハ只タ例外ノ場合ニ止マル、

第二款 行政行為ノ無効

行政行為ノ無効ナル場合ハ一般ノ場合トシテ凡ソ五原因ヲ挙クル
コトヲ得、

- I. 事實上又ハ法律上ノ不能
- II. 無権限
- III. 内容ノ欠缺
- IV. 主要形式ノ欠缺
- V. 意思ノ欠缺

I. 事實上又ハ法律上ノ不能

行政行為ノ有効ナルカ爲メニ民法上ノ法律行為ト全シテ其以

容ノ可能ナルヲ要ス、不能ヲ内容トスル行為ノ当然無効ナルコト
ハ争フヘカラサル所ナリ、

行政行為ノ不能ハ或ハ事實上ノ不能ナルコトアルヘク、或ハ法律
上ノ不能ナルコトアルヘシ、事實上ノ不能ヲ内容トスルモノニ付キ
テハ實際ノ例モ少ナク又困難ナル問題モ生ゼスト雖モ法律上ノ不能
ヲ内容トスルモノニ付キテハ如何ナル場合ニ法律上ノ不能ト認ムヘ
トカノ困難ナル問題ヲ生ス、

法律上ノ不能トハ法律上ノ存在ヲ許サ、ルヲ云フ、即チ法律上不
能ナル行為ハ違法ノ行為ノ一種ニ外ナラス、然レトモ違法行政行為
ハ原則トシテハ只取消シ得ヘキニ止マルヲ以テ違法行為ノ凡ヘテカ
法律上ノ不能ナルニアラサルヲハ云フヲ俟タス、

法律上ノ不能タルニハ單ニ法規ニ違反スルニ止マラスシテ法律カ
絶対ニ存在ヲ許サ、ル效果ヲ以テ其ノ内容トスルモノナラサルヘカ
ラス、独乙ノ學者ハコノ意味ニ於テ法律ノ規定ニ *Sollensweise* -

rif ten - mussen nachrif ten - 区別ス、前者ニ対シ

テハ官庁ハ固ヨリ之ニ遵守スルノ義務アリトモ其ノ違反ハ其ノ行
為ヲシテ無効タラシムルモノニアラス、右者ハ之レニ反シテ單ニ遵
由ヲ命スルノ規定ニ止マラスシテ其ノ遵守カ其ノ行為ノ発生ニ欠ク
ヘカラサル前提条件タルナリ、

法律上ノ不能ハ又後ノ種姿ノ規定ニ違反セル場合ニ於テノミ生ス
法律ノ規定カコノニ種姿ノ何レニ属スルカハ各法律ノ解釈ニヨルノ
外ナントモ就中次ノ各種ノ場合ハ法律上ノ不能ノ主ナル場合ナリ

(1) 法律カ特定ノ人ヲ以テ特定ノ權利義務ニ付キテ全ク無能力ト
ナセル場合ニ之ニ対シテ其ノ權利ヲ附与シ其ノ義務ヲ命スルハ
法律上ノ不能ナリ

例ヘハ六年以上ノ懲役ニ処セラレタル前科者ヲ官吏ニ任命ス
ルカ如シ、其任命ハ全ク無効也、
但シコノ旨ニ付キテモ法律ハ果シテ或ル条件ヲ以テ權利義務

ノ能力要件トナスノ主意ナルマ、又ハ單ニ遵守ヲ命スルニ止マ
ルノ趣旨ナルマハ法律ノ明文ニヨリテハ必ラスシモ明瞭ナラザ
ルコトアリトモ多クノ場合ニ於テハ其ノ条件ノ喪失ニヨリテ
当然ニソノ權利義務ヲ消滅スルモノトセルニヨリソノ能力要件
タルコトヲ知ルヲ得ヘシ、例ヘハ官吏ノ任命ニ付キテモ高等文
官試験ヲ經サルモノヲ高等官ニ任命スルハ又遠法ノ任命タルニ
止マリ無効ノ行為ニアラス、官吏タルノ能力要件タルモノニア
ラサレハナリ、前ハ之レニ反シテ全ク官吏トナルノ能力ヲ有セ
サル也、

其他女子ニ兵役義務ヲ命シ既婚ノ女子ニ夫ト共ニセスシテ飯
化ヲ許シ外国人ヲ議員ニ送挙スルカ如キ何レモ同ヘノ理由ニヨ
リ無効タルモノ也、

四、法律上ノ存在ヲ許サ、ル權利義務ヲ発生セシメントスル行為
モ亦法律上ノ不能也、

其ノ最モ著シキ例ハ犯罪行為ヲ命スル行政行為ヲ濫クルコトヲ傳、

犯罪ヲ犯スベキ義務ハ法律上存在スルヲ許サ、ルヲ以テ官吏單人等ニ對スル職務上ノ命令又ハ其ノ他ノ下命行為ニシテ其ノ内容カ犯罪ニ該当スルモノナルトキハ全ク無効也、

同ノ理由ニヨリ犯罪ヲ許可スル行為モ亦無効ナラサルヘカラス、何トナレハ犯罪ヲ為スヘキ権能ハ法律上ノ存在ヲ許サ、レハ也、

四、實在セサル權利主体、目的物又ハ法律ヲ係ニテスル行為モ亦不能ニ基キテ無効也、

實在セサル權利主体ニシテ下命ヲナシ、許可ヲナシ、又ハ權利ヲ設定シ剝奪スルコトヲ得ス、之レニ對スル行政行為ハ全ク無効也、

實在セサル目的物ニ對シテモ亦同シ、

例ハハ已ニ消滅セル土地物件ニ對スル公用徵收ノ裁決ハ無効ナリ、

存在セサル法律ヲ係ヲ廢止變更スル行為モ亦無効ナリ、例ハハ已ニ消滅セル權利ヲ放棄シ、全ク存在セサル許可ヲ取消スノ

類也、
納稅義務ナキモノニ對シテ租稅ヲ免除シ及許可ヲ要セスシテ自由ニナシ得ヘキ行為ヲ許可スルカ如キ又同シ、

II. 無權限

凡テ行政行為ハ其ノ種族ノ行為ニ付キテ一般權限ヲ有スル行政機關ニヨリテ行ハル、モノナラサルヘカラス、絶対ニ權限ナキ官庁ノ行為又ハ全ク官庁タルノ地位ヲ有セサルモノ、ナシタル行為ハ全ク無効也、

(4) 絶対無権限行為ハ之レヲ権限超過ノ行為ト區別スルコトヲ要ス

行政行為ノ全ク無効ナルハ只絶対無権限 (Absolute Unjustandigkeit)ニ限リ、権限超過 (Kompetenzverletzung)ニ於テハ只取消ノ

原因トナルニ止マラン

絶対無権限トハ官庁ノ行為カ其ノ種類ノ行為ニ付キテハ全ク権限ヲ有セサル種類ノモノニ属スル場合ヲ云フ

依ヘハ警察官カ租税ヲ賦課シ内務大臣カ軍人ニ命令シ甲斐知事カ乙縣ニ命令ヲ発スルカ如シ

官庁ノ権限ハ事務ノ性質土地ノ區域及ヒ権力ノ及フヘキ人ノ三方面ニ於テ其ノ限界ヲ有スルモノニシテ之レヲ何レノモノトシテモ権限外ニ出テタル官庁ノ行為ハ絶対ニ行政行為トシテノ効力ヲ発生スルヲ得サルモノナリ

之ニ反シテ一般ニハ其官庁ノ権限ニ属スル行為ナルモ只其ノ特定ノ行為カ法律ノ許容スル限界ヲ超過スル場合ハ絶対無権限場合ト異ナリテ当然無効ナルモノニハアラス、例ヘハ警察官庁ノ営業ヲ禁止スル権限ナキニ拘ハラズ営業ノ禁止ヲナシ收税官庁カ收税ヲ免除スル権限ナキ拘ハラズ之レヲ免除スルカ如キ何レモ無効ナルモノニアラス

官庁ノ一般権限ハ官制ニヨリテ定マリ、而シテコノ一般権限ノ行使ニ付キテ更ニ種々ノ特別ノ命令ニヨリテ其ノナシ得ヘキ範圍ヲ限ラレ

絶対無権限ノ行為ハ只其ノ官制ニヨリテ定マル一般権限外ニ属スルモノヲ云ヒ、権限超過トハ各種ノ法令ニヨリテ制限セラレタル限取ヲ超エルモノヲ云フ、当然無効ナル行為ハ只テ前者ニ限ル也

以上ノ原則ハ只テ公法的行为ニ付キテ行ハル、ノミ、私法上ノ

契約ニ付キテハ絶対無権限ノ行為トモモ、必ラスシモ無効ナルモノニアラス。民法上ノ無権代理ニ関スル原則ヲ適用アルヘキモノニシテ、被代理者ノ追認ニヨリソノ效力ヲ恢復シ得ヘキモノナリ故ニ例ヘハ、市町村長カ市町村ノ決議ヲ經スシテ、市町村所有ノ不動産ヲ処分スルモノ、処分行為ハ当然無効ナルニハアラスシテ市町村会ノ追認ノ決議ニヨリ、有効ナル市町村ノ行為タルコトヲ得。

四、全ク国家ノ機関タルノ地位ヲ有セサルモノ、行為全ク官吏ニアラサル者カ官吏ヲ装ヒテナシタル行為ノ無効ナルハ勿論、官吏ノ身分ヲ有スルモノトモモ實在ノ場合ニ官吏トシテ其行為ヲナシタルニアラサル場合ハ絶対ニ無効也。

同一ノ理由ニヨリテ合議体ノ機関カ適法ニ召集ヲ受ケスシテ隨意ニ集会シテ決議ヲナスモ全ク無効也。
四、行政行為カニ以上ノ機関ノ合意ヲ成立要件トスル場合ニ於テ其

合意ナクシテナシタル場合モ亦無権限ニ基ク無効也。
其ノ著例ハ監督權ニ基ク許可ニシテ認可ヲ受クヘキ行為ヲ認可ヲ受カスシテナストキハ無効也。一方ニ於テ本来無効ナル行為ハ仮令認可ヲ受ケルモ有効トナスヲ得ス。

III. 内容ノ欠缺

行政行為ノ内容ノ欠缺ハ種々あり、或ハ事實上又ハ法律上ノ不能ヲ内容トスルモノナルコトアルヘシ、此ノ場合トモモ述ヘタリ或ハ其ノ内容カ法規ニ違反シ、公益ヲ害スルモノナルコトアルヘシ、此ノ場合ハ只取消ノ原因タルニ止マル、当然無効タルニハアラス、之レヲノ場合ハ何レモ一定ノ内容ヲ有スルモ其内容カ不法ナルモノ也、
狭義ニ於ケル内容ノ欠缺ハ之レヲノ場合ニアラスシテ初メヨリ

一定ノ内容ヲ有セサル行為ヲ云フ、内容ノ不足ナルモノ、無意味ナルモノ、^イ之レ也、

此レ等ノ場合ハ全ク無効ナルコトハ民法上ノ法律行為ニ於ケルト同シク別段ノ説明ヲ要セサルヘシ、

Ⅳ、主要ノ形式ノ欠缺

行政行為ハ又主義ノ形式ヲ欠クニヨリテ無効也、

主要形式トハ法令カ其ノ行為ノ絶対ノ成立要素トシテ定ムル所ノ形式ヲ云フ、

如何ナル形式ノ要件カ主要ノ形式ト看做スヘキカハ各例ノ場合ニ於ケル法令ノ解釈ニヨルノ外ナシト虽モ、概言スレハソノ形式ヲ欠クニヨリ正当ナル行政行為トシテノ認識ヲ困難ナラシメ、又ハソノ証拠方ヲ薄弱ナラシムルモノニシテ法規ニヨリテソノ形式

ヲ定ムラレタルモノハ之レヲ其ノ成立要件トナスノ主旨ナリト認めムヘク、其ノ要件ヲ具ヘサル行為ハ行政行為トシテ全ク成立スルヲ得サルモノ也、

之レヲ例フレハ書面ヲ以テスルヲ要スル場合ニ口頭ヲ以テスルモ無効也、許可ヲ与フルニ鑑札、免許状等ヲ下附又ハ原案ノ登録ヲ必要トスル場合ニハ其ノ形式ヲ備フルニアラサレハ許可アリト云フヲ得ス、之レニ反シテ行政行為ノ成立カ法規ニヨラスシテ法令ニヨリテ定ムラレタル場合又ハ法規ニヨリテ定メラル、モ其ノ行為ノ成立要件トスル趣旨ニアラスシテ單ニ遵守ヲ余スル主旨ニスキサル時 ^{所謂} *collatum* ノ規定ニスキサルトヤハ其ノ欠缺ハ無効ノ原因トナルヲナシ、

Ⅴ、意思ノ欠缺

凡テノ意思表示ハ意思ト表示トヲ其ノ成立要素トス、表示ナキ
 意思カ意思表示トシテ成立セサルト共ニ意思ナキ表示又ハ意思ト
 一致セサル表示モ亦完全ナル意思表示タル能ハス、
 然レトモ意思ノ欠缺カ如何ナル程度ニ迫其ノ効力ヲ阻却スルカ
 ハ民法上ノ法律行為ト公法上ノ行為トニヨリテ全シカラス、民法
 上ノ法律行為ニ付キテハ民法ハ原則トシテ意思主義ヲトリ、意思
 ナキ表示ハ原則トシテ無効ナルヘキモノナリトセリ、即チ法律行
 為ノ要素ニ錯誤アル時虚偽ノ意思表示、心裡留保等ヲ原則トシテ
 無効トシ、詐欺、強迫ニヨル意思表示ヲ取消シ得ヘキモノトセリ
 行政行為ニ付キテハ此ノ点ニ于シテ一般的规定ヲ存セスト虽モ
 民法上ノ法律行為トハ異ナリテ原則トシテハ表示主義ニヨレルモ
 ノナリト解スルヲ正当トス、之レ国家机关ノ行為ハ夫レ自身ニ公
 定力ヲ有スルコトヨリ生スル当然ノ結果ナリト云フイテ得ヘシ、
 国家ノ意思ハ其ノ表示セラレタル如ニヨリテノミ之レヲ認識ス

シテ得ヘク從テ其ノ行為ノ公定力ハ其ノ表示セラレタル所ニ從テ
 生スルモノト認メサルヘカラス、此ノ故ニ真意ニ反スル行為ノ錯
 誤ニ基ク行為、詐欺、強迫ニ基ク行為等何レモ行政行為ニアリテ
 ハ当然無効ナルモノニアラスシテ只場合ニヨリテ取消ノ原因タリ
 得ルニ止マル、

意思ノ欠缺カ行政行為ノ無効ノ原因トナルハ只全ク意思ナキ場
 合ニ限ル、即チ全ク意思能力ナキモノ、ナシタル行為及ヒ抵抗ス
 ヘカラサル強制 (*Wid. absolut*) ニヨル行為ハ行政行為
 ニ付キテモ亦全然無効ナラサルヘカラス、

第三款 行政行為ノ取消

第一、取消ノ意味

行政行為ノ取消ニハニツノ意義ヲ區別スルコトヲ要ス

一ハ行政行為カ始メヨリ無効ナル場合ニ於テ其ノ無効ナルコトヲ明ニスル為メニ之レヲ取消ス場合ニシテ

一ハ行政行為カ有效ニ成立シ后ニ至リテ其ノ效力ヲ消滅セシムル場合也

前者ノ場合ノ取消シハ名ハ取消ト云フモ其ノ実ハ無効ノ宣言ニスギスシテ其ノ取消ニヨリテ始メテ無効トナルニアラス

真正ノ意義ニ於ケル取消ハ只后ノ場合ノ取消ニノミ限ル、行政行為ハ其ノ取消サ、ルマテハ有效ナルモノニシテ其ノ取消ニヨリテ始メテ無効トナルモノ也

後ノ意義ニ於ケル取消ニモ更ニニツノ場合ヲ區別スルコトヲ要ス

一ツハ行政行為カ其ノ成立ニ於テ法律ノ瑕疵アルニヨリテ之レヲ取消ス場合

一ハ完全ニ有効ニ成立セル行政行為ニ對シテ其ノ成立后ニ發生シタル理由ニヨリテ之レヲ取消ス場合也

二者等シク一度有效ニ成立セル行政行為ニ對シテ自ニ至リテ其ノ效力ヲ消滅セシムルモノナリト雖モ、一ツハ其ノ取消ノ原因カ行為ノ成立ニ法律上ノ瑕疵アルニ基キ、一ツハ其ノ原因カ行為ノ成立后ニ發生シタル理由ニ基クコトニ於テ異ナル

後ノ場合ノ取消ハ之レヲ民法上ノ行為ニ比較スレハ尙本契約ノ解除ノ如シ、將來ニ向テ行政行為ノ效果ヲ解除スルノ行為ナリ、之ヲ取消ト云ハシヨリハ寧ロ行政行為ノ解除若クハ廢止ト云フヲ當レリトナスヘシ、只法令ハ常ニ區別ナク取消ノ語ヲ以テコノ兩者ヲ併称ス

此ノ如ニ述フル所ノ取消ハ只行政行為ノ成立ニ瑕疵アル場合ニ行ハル、取消ヲノミ意味ス

此ノ如ニ述フル所ノ取消ハ只行政行為ノ成立ニ瑕疵アル場合ニ行ハル、取消ヲノミ意味ス

此ノ如ニ述フル所ノ取消ハ只行政行為ノ成立ニ瑕疵アル場合ニ行ハル、取消ヲノミ意味ス

第二、取消ノ原因タル瑕疵

上述ノ如キ意義ニ於テ行政行為ノ取消ハ其ノ成立ニ瑕疵アル
タメニ行ハル、行政行為ノ瑕疵ハ其ノ違法ナル場合ト公益ニ反
スル場合トノニツニ別ツコトヲ得、

行政行為カ違法ナルコトハ必ラスシモ之ヲシテ無効ナラシム
ルモノニアラサルコトハ前述ノ如ク、而シテソノ有效ニ成立セ
ルモノニシテ違法ナルモノハ常ニ取消ノ原因タルモノナリ、行
政行為ノ違法ハ或ハ行政機關カ其ノ權限ヲ超過スルニヨリテ生
スルコトアリ、或ハ法規ニヨリテ定マリタル手續ヲ誤マルニヨ
リテ生スルコトアリ、或ハ知分ノ内容カ法規ニ抵触スルニヨリ
テ生スルコトアリ、

行政行為カ違法ナルニアラスシテ單ニ公益ニ反スルニ止マ
ル場合ニ於テモ亦其ノ行為ハ法律上ノ瑕疵アルモノニシテ取消

ノ原因タルコトヲ得、

行政官庁ハスヘテ公益ニ適合スヘキ行政行為ヲナスノ義務ヲ
ルモノニシテ公益ニ反スル行為ヲナスハ此ノ義務ニ違反スルモ
ノナリ、從テ法律上完全ナル行為ト云フヘカラサルモノナリ、
然レトモ何か公益ニ反スルカハ認定權ハ常ニ官廳ノ自由裁量ニ
任セラル、モノナルヲ以テ仮令實際ニ公益ニ反スルコトアルモ
其ノ行為ハ当然ニハ無効タルニアラスシテ取消アル迄ハ有效ニ
成立スルヲハ勿論也、

以上ノ原因ノ外尚行政行為ノ瑕疵アル場合トシテハ意思ノ決
定ニ瑕疵又ハ錯誤アル場合ヲ思考スルコトヲ得ヘシ、

意思決定ノ瑕疵トハ行政行為カ欺偽、賄賂、私怨等ノ不法ノ
原因ニ基ク場合ヲ云ヒ意思ノ決定ノ錯誤トハ行政行為カ事實若
シクハ法規ノ不知又ハ誤信ニ基キテナサレタル場合ヲ云フ、
是レ等ノ場合ハ通常其ノ結果トシテ行政行為カ違法トナリ、

又ハ公益ニ反スルニ至ルハ其ノ其ニ於テ行政行為ノ瑕疵アル
モノトシテ取消ノ原因トナルヘシトモ、若シ之レニ反シテソ
ノ行為カ違法又ハ公益ニ反スルモノニテアル場合ニ於テハ假
令其ノ決定カ或ハ不法ノ原因ニ基キ或ハ錯誤ニ基キタル場合ト
モモ恐ラクハ瑕疵下ル行為トシテ取消ヲ得サルモノト解スルヲ
正当トスヘシ、

例ヘハ賄賂ヲ受ケテ營業ノ免許ヲ与ヘタル場合ニ於テ若シ其
ノ免許カ違法ニシテ正当ノ事情ノ下ニ於テモ与ヘラルヘキ性質
ノモノナル時ハ收賄官吏ノ責任問題ヲ生スルコトハ勿論ナルモ
行政行為其ノモノハ之ヲ取消スヘキ理由ナシ、錯誤ノ場合トモ
モ亦全様也、此ノ故ニ行政行為ノ取消原因タル法律上ノ瑕疵ハ
一般ニ云ハハ只其ノ違法ナル場合ト公益ニ反スル場合トノ二ツ
ヲ挙クルヲ以テ足レリトスヘシ、

第三、取消権者

行政行為ノ取消ニハ職權ニヨル取消ト請求ニヨル取消トノ二種ヲ
區別スルコトヲ要ス、

職權ニヨル取消トハ行政行為ヲ受ケタル當事者ノ請求ニ基キアラ
スシテ官庁ノ側ヨリ進ンテ之レヲ取消ス場合ヲ云ヒ請求ニヨル取消
トハ當事者ノ請求ニ基キ之ヲ取消ス場合ヲ云フ、

職權ニヨル取消権ヲ有スルモノニハ

- 第一、ニハ其ノ行為ヲナシタル官庁ノ上級官庁ナリ、
- 官制ニヨレハ内閣総理大臣及各省大臣ハ各主任ノ事務ニ付キテ
- 地方長官ノ処分ヲ取消ス権ヲ有シ（内閣官制及ヒ各省官制通則
- 地方長官ハソノ監督ノ下ニ屬スル下級地方官庁ノ処分ヲ取消ス
- ノ権ヲ有スルコトヲ認ム、（地方官制）
- 即チコレヲノ官庁ハ下級官庁ノ為シタル行為カ法律上ノ瑕疵ヲ

リト認ムル場合ニ於テ職權ニヨリテ之ヲ取消スゴトヲ得ル也。
第一、ニハ其ノ行為ヲナシタル官庁自身也。

行為者タル官庁自身モ亦自ラ其ノ行為ノ瑕疵アルコトヲ認ムル
ニ於テ職權ニヨリ取消スコトヲ得サルヘカラス。

請求ニヨル取消ハ法律カ訴願又ハ行政訴訟ノ提起ヲ許セル場合ニ
於テ行ハル、モ、ニシテ訴願提起ニ関シテハ訴願官庁ノ裁決ニヨ
リ行政訴訟ノ提起ニ対シテハ行政裁判所ノ判決ニヨリ之ヲ取消
スコトヲ得ルハ勿論ナリ、但シ行政訴訟ノ目的トナルコトヲ得ル
ハ只遺法ノ処分ニミ限ルヲ以テ單ニ公益ニ反スルニ止マル行為
ニ付キテハ行政裁判所ノ判決ニヨリテハ之ヲ取消スコトヲ得ザ
ルモ、也。

取消權ヲ有スルモノハ以上各種ノ官庁ニ止マル、之レヲ取消權
アル官庁カ其ノ取消權ヲ行フ迄ハ行政行為ハ有效ニ成立スルモノ
ナルヲ以テ其ノ行為ノ違反ハ知罰ノ原因タルヲ得ヘク又強制執行

ノ目的トナルコトヲ得ヘシ、取消權ヲ有セザル官庁ハ常ニ之ヲ有效
ナル行為トシテ之ヲ尊重スルコトヲ要ス、從テソノ行政行為カ民事
訴訟又ハ刑事訴訟ノ先決問題トナル場合ニ於テハ裁判所ハ之レカ独
立ノ審査權ヲ有スルコトナク有效ナル行政行為トシテ取扱フコトヲ
要スルモノナリ、

第四、取消ノ義務

法律上ノ瑕疵アル行政行為ハ必ラス之レヲ取消スノ要アルモ否ヤ
ノ問題ニ付キテハ職權ニヨル取消權ト請求ニヨル取消トヲ區別スル
コトヲ要ス、

請求ニヨル取消ノ場合ニ於テハ訴願官庁又ハ行政裁判所ハ行政行
為ノ瑕疵アル場合ト認ムル場合ニ於テ必ラス之レヲ取消スヲ要スル
ハ之ヲ俟タズ、法律カ訴願又ハ行政訴訟ヲ提起セルコトヲ許セル
ハ臣民ニ対シテソノ行為ノ取消ヲ請求スルノ権利ヲ与ヘタルモノニ

シテ其ノ行為ノ瑕疵アルニ拘ハラズ其ノ取消ヲ拒ムハ臣民ノ權利ヲ毀損スルモノナリ、

之ニ反シテ職權ニヨル取消ノ場合ニハ官庁ハ必ラスシモ之レヲ取消スノ義務アルモノニアラス、官庁ハ之レヲ取消スコトカ法律上ハタシテ適當ナリマ否ヤヲ審査シテ公益上取消スコトヲ適當トスヘキ場合ニ於テノミ之レヲ取消スヘク若シ之レヲ取消スヨリテ却テ公益ヲ害スヘキ場合ニハ之レヲ取消スヲ要セサルノミナラス之レヲ取消スヲ得サルモノト認メサルヘカラス、

多クノ學者ハ行政行為ノ違法ナル場合ト公益ニ反スル場合トヲ區別シテ公益ニ反スル場合ニ於テハ必ラスシモ取消ノ義務ナシト雖モ其ノ違法ナル場合ニ於テハ必ラス取消セラルヘカラストナセリト莫クモ恐ラケハ正当ノ見解ニハイラス、

蓋シハ度行政行為アリタル以上ハ已ニ法律ヲ係カ決定セラレタルモノニシテ候令其ノ決定カ違法ノ行為ニ基キタリトスルモ尚其ノ行

為ヲ取消スハ已ニ定マレル法律關係ヲ變更シ法律上ノ秩序ヲ破壊スルモノニシテ而シテ既定ノ秩序ヲ破壊スルニ已ムヲ得サル場合ノ外ハカメテ之レヲ避ケルコトヲ要スルヲ以テ也、

行政行為ニ対シテ訴願又ハ行政訴訟ノ提起ヲ許セル場合ニ於テモ其ノ行為アリタル後一定ノ期間ヲ限リテ之レヲ為スコトヲ許セルハ此ノ理由ニ基ケモ、ニシテ以テ法律關係ノ永ク不変ノ状態ニアルコトヲ避ケルカ爲メニスルモノ也、スヘテノ法律關係ハ候令ノ始メニ於テハ違法ノ原因ニヨリテ生シタル場合ト雖モ尚相当ノ時期ヲ至過スレハ之レヲ確定ノ法律關係トシテ尊重スルヲ至当トス、サレハ職權ニヨル取消ニ付テモ全一ノ理由ニヨリ已ニ相当ノ期間ヲ經過スル以上ハ候令其ノ行為カ違法ナリトスルモ最早之レヲ取消スヲ要セス、又之ヲ取消スヲ得サルモノト認メサルヘカラス、

第五、取消權ノ限界、

取消権ノ限畧問題ハ只職權ニヨル取消ノ場合ニ於テノ生ス、
 請求ニ基ク取消ノ場合ニ於テハ法律ハ一々款願又ハ行政訴訟ヲ提起
 シ得ヘキ場合ヲ限定セルヲ以テ其ノ提起ヲ許サレタル事項ニ付キテ
 之レヲ取消スヲ得ヘク其ノ然ラサルモノニ付キテハ之レヲ取消スヲ
 得サルコトハ更ニ疑ヲ容レサル如ナリ、
 之レニ反シテ職權ニヨル取消ノ場合ニ付キテハ官制ニハ広ク行政
 行為カ法規ニ違反シ又ハ法益ニ反スル場合ニ付キテハ上級官庁カ之レ
 ヲ取消シ得ヘキコトヲ認メソノ取消シ得ヘキ場合ニ付キテ之レヲ限
 定スルコトナシ、然レトモコノ規定アルノ故ヲ以テ違法及不当ノ行
 政行為ニ付キテハ制限ナク常ニコレヲ取消シ得ヘキモノト解スヘカ
 ラス、官庁ノ取消権ニハ自ラ一定ノ限畧ヲ存スルモノナリ、
 此ノ實ニ於テハ行政行為ハ之レヲ自由ニ取消シ得ヘキ行為、制限
 的ニ取消シ得ヘキ行為、及全ク取消ヲ許サ、ル行為ノ三種ニ區別ス
 ルコトヲ要ス、

全ク取消ヲ許サ、ル行為ハ即チ前ニ述ヘタル意義ニ於テノ確定カ
 アル行為ナリ、

確定カアル行為ニ付キテ其ノ一度確定セル以上ハ仮令法律上ノ瑕
 疵アル行為ニ付キテモ全ク之レカ取消ヲ許サス、

如何ナル行政行為カ確定カアル行為ト認ムヘキカハ法律ニ別段ノ
 規定ナク之レヲ限定スルコト困難ナリト雖モ少クトモ款願ノ裁決、
 公用、徴収ノ裁決、特許局ノ審決ノ如キ其ノ手續ニ於テモ裁判手續
 ニ類似シ、其ノ行為ノ性質ニ於テモ裁判断々決ノ如ク權利ノ所在ヲ認
 確スルノ行為ハ裁判々決ト同シク確定カアルモノト解スルヲ恐ラク
 ハ正当ナリトスヘシ、

法律ハ之レヲノ行為ニ付キテハ只一定ノ手續ニヨリテ上訴スルコ
 トヲ許セルニ止マルヲ以テ之レヲノ上訴手續ニヨリテ、其ノ法律
 上ノ瑕疵アルマ否マヲ争フコトヲ得ヘク官庁ノ職權ニヨリテハ之レ
 ヲ取消シ得サルモノト信ス、

自由ノ取消ヲ許スノ行為ハ臣民ノ作為又ハ不作為ノ義務ヲ余スルニ止マルノ行為也。臣民ニ義務ヲ負ハシムルニ止マリ之レニ權利ヲ附与スルニテラサル行為ハ官庁ハ何時ニテモ之レヲ取消スノ自由ヲ有ス、何トナレトモ其ノ取消ハ只義務ノ免除タルニ止マリ、毫モ其ノ權利ヲ毀損スルモノニアラサレトナリ、

以上ノ兩者ノ中間ニ於テ一般ノ行政行為ハ只制限的ニノミ之レヲ取消スコトヲ得、此ノ種ニ屬スルノ行為ハ確定カアルノ行為ノ外凡テノ許可、設権行為及ヒ確認行為ナリ、之等ノ行為ハ何レモ臣民ニ特別ノ権能ヲ与ヘ又ハ權利ヲ確認スルノ效果ヲ有スルモノニシテ其ノ取消ハ以テ臣民ノ自由ヲ侵^害シ其權利ヲ毀損シ又ハ義務ヲ負ハシムルモノナルカ故ニ其ノ取消権ハ自由ナラス、固ヨリ之レヲノ行為ニ付キテモ其ノ法律上ノ瑕疵アル場合ニ於テハ原則トシテ之レヲ取消シ得ヘキコト勿論ナリトモ官庁ハ只ソノ取消カ公益上必要ナリト認ムル場合ニ於テハコレヲ取消スコトヲ得ヘ

ク其ノ行為アリテ后已ニ相当ノ期間ヲ経過シコレヲ取消スコトカ却テ秩序ヲ破壊シ臣民ニ過当ノ負担ヲ負ハシムルモノト認ムルニ至リタルトキハ最早之レヲ取消スコトヲ得サルモノト認メサルヘカテス其ノ取消シ得ヘキ期間ニ付キテハ法律ハ別段ノ規定ヲナサ、ルコト通常ナリトモ其ノ期間ノ定メナキハ只之レヲ官庁ノ自由裁量ニ任セルニ止マリ無制限ノ取消ヲ許セルモノト解スヘカテサル也、

第六、取消ノ効果

行政行為カ法律上ノ瑕疵アルニヨリテ取消サル、場合ニハ其ノ行為ハ始メヨリ存在スヘカラサルモノナルヲ以テ其ノ取消ノ效果カ既往ニ遡リテ初メヨリ其ノ効力ヲ失ハシムルモノナルニトモ其ノ性質上当然ト云フヘキ也、

此点ニ於テ法律上ノ瑕疵ニ基ク取消ハ行政行為ノ廢止又ハ解除ト異ナル、行政行為ノ廢止ハ通常等シク之レヲ取消ト稱スルトモ之完

全ニ成立セル行為ニ對シテ其ノ成立後ニ生シタル理由ニヨリ其ノ效
果ヲ解除スルモノナルヲ以テ廢止ノ效果ハ只將來ニ向テノミ存ス、
已往ニ溯リテ無効ナラシムルヲ得ルモノニアラス、

時効

民法上ノ時効ノ原則ヲ以テ公法上ノ時効ヲ論スルコトヲ得、

取得時効

公法上ニ於テハ適用ナシ、

消滅時効

I. 意義ノ時効

時ノ經過ニヨリテ權利ノ消滅、發生、變更ヲ来ス場合、

此ノ意義ヲ種々ニ分ツ、

(1) 期限ノ經過

之レニヨリテ權利ノ消滅スルモノ、此ノ期限中權利ヲ行使

スルト否トテ同ハス初メヨリ此ノ權利ハ期限付ニテ成立セ
ル也、鉄道銀行等ノ營業免許ノ期限ノ如シ、

(2) 除斥期限

權利カ或ル期間不行使ニヨリ消滅スル場合、例ハ行政訴
訟提起ノ權利ハ六十日間ノ不行使ニヨリテ消滅スルカ如シ
之レハ當事者ノ採用スルト否トテ同ハス効力ヲ生スル時効
ナリ、鉄道建設權ノ如キハ概テ此ノ種ノ期限付ノ條件ヲ以
テ与ヘラル、之レハ常ニ特別ノ規定ニヨリテ定メラル、ヲ
以テ問題トナラス、

II. 意義ノ時効

或期間權利ノ不行使ニヨリテ當事者ノ採用アルトキニ之レカ
消滅スル場合也、其ノ時効ノ効力ハ當事者カ採用スルニヨリ
消滅スルコトニ於テ除斥期限ト異ナル、
此ノ時効ノ性質ハ民法上ニテ議論アルトモ之レハ債務者ニ

債權者カ權利ヲ行使セサルコトヲ以テスル抗弁權ヲ發生セシムルト解スヘキナリ、權利ノ消滅ニアラス、若シ權利カ消滅セリトスレハ裁判所ハ當事者ノ援用アルト否トヲ問ハス權利ノ消滅ヲ認メテ裁判セサルヘカラス、當事者ノ援用ヲ俟テ初メテ其ノ時効ノ効力ヲ發生セシムヘキニテアザルナリ、公法上ニ於テハ其ノ例ハ稀ナリ、又私法上ノ財産權ニ付キテ適用アリ、

刑罰上ノ時効

時効ト稱スルニモ条件付期ニ異ナラス、

第二編 行政組織法

第一章 中央官制

第一節 概説

現行ノ中央官制ハ明治十八年十月ノ官制改革ヲ以テ其ノ基礎トセラルモナリ、之ヨリ先中親カ中央官制ハ最高ノ官職トシテ太政官ヲ置キ太政大臣ヲ其ノ長官トシテ内政ノ全般ヲ總理セシメタルモノニシテ太政官ノ下ニ各省ヲ置キタリト云モ各省ハ太政官ニ隸屬スル下級官職トシテ太政大臣ノ命ヲ受ケテ行政各部ノ事務ヲ分掌スルニ止マリ各省ノ長官ハ全時ニ天皇ヲ補弼スルノ任ヲ有シタルモノニアラス、直接ニ天皇ノ大権ヲ補弼スルノ任務アリシハ唯太政大臣ノミニ止リタリ、太政大臣ノ補佐職ヲトシテ參議ヲ置キ參議ハ通常全時ニ

各省卿ヲ兼ネタリ

明治十八年、官制改革ハ此ノ状態ニ對シテ大ナル改革ヲ加ハタル
モリマシテ其ノ改革ノ要莫トスルハ独務制、太政官制ヲ改メテ合
議制、内閣制度トナシタルコトニアリ、太政大臣、參議、各省卿等
ノ官職ハ凡テ之ヲ廢止シテ各省大臣、内閣總理大臣ヲ置キ各省大臣
ヲシテ行政各部ノ長官タルト同時ニ直接ニ天皇ヲ補弼スル國務大臣
ヲラシメ、其ノ全体ヲ以テ合議制、内閣ヲ組織シ、内閣總理大臣ハ
其ノ首位ニアリテ其ノ全体ヲ統一セシムルノ制度トナシタルナリ、
之ト同時ニ又舊中官ト國務官トヲ區別シ宮内大臣ハ專ラ皇室ニ干ス
ル事務ヲ管理シテ國務ニ渉ラス、從テ又内閣ニ列セス、國務大臣ハ
專ラ國務ヲ司リ皇室事務ニ渉ラサルモノトナセリ、現今ノ中央官制
ハ此ノ改革ニヨリテ其ノ基礎定マリタルモノニシテ此レヨリ以テ屢
改官制、改革アリタリト雖モ其ノ改正ハ只々各省内部ノ組織ニ変更
ヲ加ハタルニ止マリ大体ニ於テハ十八年ノ制度ヲ維持セルモノ也

第二節 各省大臣

現行官制ハ各國務大臣カ一方ニ於テハ天皇ノ大権ヲ補弼スルノ任
務ヲ有スルト兵ニ分レテ行政各部ノ長官トナリ、而シテ全体ヲ統一
スルカ爲メニ國務大臣ノ首班トシテ内閣總理大臣ヲ置キ之レト同時
ニ又各國務大臣ヲシテ内閣ヲ組織セシメ之ヲ各國務大臣ノ合議ノ機
手トセルコトヲ其ノ大体ノ主義トナスモノナリ、
各省大臣ハ一面ニハ天皇ヲ補弼スルト同時ニ一面ニハ独務制ノ行
政官職トシテ各行政ノ一部ヲ担任シ、其ノ主任事務ニ付キテ下級官
廳ヲ指揮監督ス、

現行官制ニ於テ行政各部ハ内閣總理大臣ノ权限ニ屬スルモノ、外
務 内務 大藏 陸海軍 司法 文部 農商務及ニ逓信ノ九省ニ

別レ國務大臣ハ之等各有ニ長官アリ

各有大臣ハ其ノ主任ノ事務ニ付キテハ國家ノ一切ノ行政ニ付キ其責ニ任スルコトヲ要ス、其ノ大権ノ直接ノ行動トシテ行ハレタルモノニ付キテハ補弼者トシテノ責ニ任ス、大臣自身ノ職權トシテ行ハレタルモノニ付キテハ行爲者トシテ責ニ任シ、其ノ監督ノ下ニ屬スル下級官廳ノ職權トシテ行ハレタルモノニ付キテハ監督者トシテ其責ニ任ス

各省大臣カ其ノ主任事務ニ付キテ有スル權限ノ範圍ハ一部分ハ各省官制通則ニヨリテ定マリ一部分ハ種々ノ特別ノ法例ニヨリテ定マラル、其ノ特別ノ法例ニヨリテ定マレルモノハ各省大臣各々異レルカ故ニ此處ニ之ヲ述ブルコトヲ得ス、各省官制通則ニ定メラレタル各有大臣ノ職權ハ之ニ反シテ凡テノ大臣ニ共通ナルモノニシテ此種ニ屬スル權限ハ總テ如シ、
1) 主任事務ニ付シテ天皇ノ大権ニヨリテ行ハル、凡テノ行爲ノ立

案準備ヲナスル

2、主任事務ニ付キテ下級官廳ヲ指揮監督スル

3、部下ノ官吏ヲ監督スル

各有大臣ハ只ニ上級官廳トシテ下級官廳ノ權限ニ付シテ指揮監督ヲ行フノミナラス、又各省ノ長官トシテ其ノ省及ニ其ノ下級官廳ニ屬スル官吏ノ職務上及ヒ職務外ノ狀況ニ付キテ監督權ヲ行ヒ職務上ノ命令ヲ下シテ懲戒処分ヲ行ヒ又懲戒スル爲メニ特別ノ概テ設ケラレタル場合ニハ懲戒ノ申立ヲナス、部下ノ官吏ノ進退ニ付キテモ任命官以下ハ之ヲ專行シ、勅任及ヒ委任官ニ付キテハ既ハ商議ニ提出シ或ハ之ヲ上奏スルノ權ヲ有ス、

4) 主任事務ニ付キテ有令ヲ發スル

有令ヲ以テ定ムルヲ稱シテ事項ハ特別ノ法律勅令ニヨリテ特ニ委任セラレタル事項ト、一般ニ各省大臣ノ職權トシテ委任セラレタル事項トノ二種アリ、

前者ハ委任命令ニシテ活者ハ職權命令ナリ、委任命令ハ只特別ノ法律又ハ勅令ニヨリテ指定セラレタル特別ノ事項ニ付キテ規定スルヲ得ルニ止マル、職權命令ハ之ニ反シテ斯ノ如キ特別ノ委任ヲ俟タズンテ各有大臣カ自己ノ自由裁量ニヨリテ発スルヲ得ヘキモノニシテ、法律、勅令、条約ニ抵触セサル範圍ニ於テ憲法第廿九條ニ定メタル範圍ニ於テ命令ヲ発スルノ権アリ

省令ニハ百円以内ノ財産税、三月以内ノ自由刑ヲ罰則トシテ定ムルコトヲ得、

各有大臣ハ直接ニ天皇ノ下ニ屬スル最上級官廳ナリ、天皇ト各有大臣トノ間ニハ上級官廳ノ介在スルモノナシ、總理大臣ハ内閣ノ首班ニイリト雖モ法律上ノ意義ニ於テ各有大臣ノ上級官廳タルモノニアラサルノミナラス、内閣夫自身モ亦各有大臣ノ上級官廳ニアラス内閣ノ決議ニ對シテハ各有大臣ハ法律上ハ必ラス己ノ自己ノ意思ニ

反シテ之ニ服従スルノ義務アルモノト云フヲ得、何トナレハ若相大臣ハ其ノ主任事務ニ付キテ絶対ノ責任者タルモノニシテ、ソノ意思ニ反シテ内閣ノ決議ニ服スルノ義務アリトスレハ其ノ絶対ノ責任者タルノ地位ト相調^和スルヲ得ザルモノナレハナリ、只ダ内閣官制ニハ各有大臣ノ主任事務ノ範圍ニ付キテ大臣相互間ニ爭テハ場合ニ於テハ内閣ニ於テ之ヲ決定スヘキモノトセルカ故ニ此ノ限度ニ於テハ各有大臣ハ内閣ノ決議ニ服従スヘキ法律上ノ義務アルモノナリ、各有大臣ハ何レモ独任制ノ官廳ニシテ、種々ノ補助官吏之ニ附屬ス、

各有大臣ノ補助官ハ各有ニヨリテ多少ノ異全アルトモ現行官制ニヨレハ通常ハ次官、參政官、副參政官、局長、參事官、秘書官、書記官、及ニ屬ナリ、各有大臣ノ組織及ニ各有大臣ノ指揮監督ノ下ニ屬スル下級官廳ニ付キテハ一々之ヲ述ヘス、官制ニ付キテ見ルヘシ、

各有大臣故障アル場合ニ若シ其ノ故障カ一時ニ止マルトキハ詔勅ニ副署シ、天皇ニ上奏シ、閣議ニ列シ及ヒ有令ヲ發スルコトヲ除ク、他ハ其ノ職務ヲ臨時次官ニ代理セシムルヲ得、其ノ故障長キ且リ、又ハ職務ノ全部ニ付キテ之ヲ行フコト能ハサル場合ニ付キテハ他ノ大臣カ臨時勅命ヲ受ケテ其ノ職務ヲ兼行ス、

第三章 内閣及ヒ内閣総理大臣

内閣ハ内閣総理大臣及ヒ各有大臣ヲ以テ組織スルノ合議体ナリ、各有大臣ハ各々其ノ主任事務ニ付キテ天皇ヲ輔弼シ及ヒ行政ノ長官タルノ任務ヲ有スルモノナレドモ、各有ノ主任事務ハ各互ニ相牽

連ニ相俟ツテ以テ國家ノ目的ヲ達スルモノナリ、以テ何レノ一省トシテモ各省トテ係ナク獨立ニシテ事務ヲ処理スヘキニテラハ、若シ各省獨立ニシテ決スルニ於テハ全体トシテ、統一調和ハモトヨリ保テ得、ハカラザルナリ、サレバ行政事務ヲ各有ニ分臨スルト同時ニ一方ニハス必ラス其全体ヲ調和シテ各有一致ノ政策ヲ採ラシムルノ手段ナカルヘカラス、内閣制度ハ此ノ目的ヲ達スル所以ニシテ國務大臣ノ合議ニヨリテ政務ヲ決シ以テ行政各部ノ間ニ統一調和ヲ保タシムルナリ、

内閣ハ合議制ノ機ナリト雖モ普通ノ合議体ノ如ク多数決ヲ以テ決スルモノニアラス、内閣ノ職務权限ニ于テハ事項ハ或ハ天皇ノ大権ヲ輔弼スル事項ニ于スルモノアリ、或ハ各有大臣ノ权限トシテ行ハル、事項ニ于スルモノアリト雖モ其ノ何レニ付キテモ内閣ノ決定ハ常ニ多数決ニヨリテ決セザル、モノニ非ス、其ノ天皇ノ大権ニ屬スル事項ニ付キテハ其ノ決定ハ專ヲ希裁可ニアルモノニシテ、内閣

自ラ之ヲ決定スルモノニハアラス、只ク閣議ノ結果ヲ上奏シテ以テ親裁ヲ仰クニ止マル。

其ノ各有大臣ノ权限ニ屬スル事項ニ付キテモ各有大臣ハ天皇ノ下ニ直屬スル最高ノ官位トシテ其ノ一部ノ权限ニ付シテ絶対ノ責任者ナルヲ以テ内閣ノ多数決ヲ以テ各有大臣ヲ拘束スルコトヲ得ス、河ノ点ニ於テモ内閣ノ決議ハソノ多数決ニヨリテ決定セラル、モ一ニアラス、實際ノ慣例ニ於テ内閣ノ決議カ全員ノ一致ヲ要スルモノトセラレ全貨悉ク全意スルニアララレハ内閣ノ決定ノ成立スルヲ得サルモノトセラレ、ハ此ノ理由ニ出ス、若シ主要ナル向題ニ付キテ大臣中ニ意見分レ其ノ一致ヲ見ルコト能ハサル場合ハ即チ内閣ノ分裂ヲ来スヘキ時ナリ

内閣ノ議ヲ經ヘキモノハ或ハ天皇ノ大権ニ屬スルモノアリ、或ハ各有大臣ノ权限ニ付スルモノアリ、

明治二十二年ノ内閣官制ニハ法律案、予算決議案、國際條約等數

種ノ事項ヲ承ケテ之等ノ事項ハ必ラス閣議ヲ經タルヲ要スルモノトセリト雖モ之等ハ只例示ノ規定ニ止マル、苟クモ天皇ノ大権ニ屬スル事項ハ皇室ノ事務及ヒ陸海軍ノ統帥ニ付スル事務等大臣ノ責任外ニ在ル事務ヲ除キテハ概ネ閣議ヲ經テ上奏スルヲ要スルモノナリ、内閣官制ニ列記セラル、モノノ外、例ハ議會ノ召集、開會、閉會、解散、如キ、戒嚴宣告ノ如キ、大赦、特赦ノ如キハ閣議ヲ經ルヲ要スルハ勿論ナリ、

各有大臣ノ权限ニ屬スル事項ニ付キテハ内閣官制ニハ別ニ其ノ事項ヲ列記セスト雖モ各有主任ノ事務ニ付キテ高等行政ニ付シ事務、所見重キモノハ凡チ閣議ヲ經ハコトヲ規定ス、又主任大臣ハ其ノ所見ニヨリ何等ノ件ヲ向ハス内閣總理大臣ニ提出シ閣議ヲ求ムルヲ得ヘキコトヲ規定ス、即チ各有大臣ノ权限ニ屬スルモノニ付キテモ一紙國政ニ重大ナル干渉アル事項ハ凡チ閣議ヲ經ルコトヲ要ス、其ノ他如何ナル事項ト雖モ主任大臣ヨリ閣議ヲ求ムルコトヲ妨ケサ

ルナリ、

是等、并前本特例ノ法令ニヨリ特ニ内閣ノ权限ニ屬セシムルモノナリ。

例ハハ土地收用法ニハ收用スヘキ必要ヲ認定スヘキ权ヲ内閣ニ屬セシムル如ク、法例ニヨリ斯ノ如キ特例ノ权限ヲ委任セシレタル場合ニ於テハ内閣ハ純然タル行政官廳ノ地位ヲ有シ其ノ決定カ法律上ノ拘束力ヲ有スルモノナリト勿論ナリ。

内閣ノ首班ニアルモノヲ内閣總理大臣トス。總理大臣ノ地位ノ主要ナル所以ハ主トシテ政治上ノ關係ニあり、政治上ニ於テハ總理大臣ハ全内閣ノ首領ノ地位ニありテ國政ノ全体ニ付キテ其ノ大體ノ方針ヲ定メ、各省大臣ノ意見ノ一致ヲ得ル場合ニ其ノ統一調和ヲ保テ、殊ニ各省大臣ノ選任ニ付キテハ主トシテ其ノ指定推薦ニ基カナリ。

然レモ法律上ヨリ云ハハ總理大臣ト各省大臣トハ旧時ノ太政大臣

ト各省卿トノ子孫トハ異リテ上級下級ノ子孫ニアルモノニアラス。法律上ノ地位ニ於テ總理大臣ハ各省大臣ト異ル如ク總理大臣ハ外ニ對シテ内閣ヲ代表シ、閣議ノ結果ヲ上奏シテ裁可ヲ仰テ、又各省大臣ヨリ閣議ヲ至スレテ直ニ上奏スル場合ニ於テモ已テニ總理大臣ヲ至由スルヲ要スル等ニアリ、各種ノ詔勅ニ副署スルニモ各省大臣ハ必ラスレモ常ニ副署スルモノニアラサルモ總理大臣ノ副署ハ常ニ欠クヘカラサルモノトセラル。

總理大臣ハ又必要ト認めル場合ニ於テハ各省大臣ノ命令又ハ処分ヲ中止セシメ以テ勅裁ヲ仰グノ权ヲ認めラル。(内官、四條)

總理大臣故障アルトキハ他ノ大臣カ臨時勅命ヲ受ケテ其ノ事務ヲ代理ス。

總理大臣ノ職務ハ上述ノ如ク内閣ノ全体ヲ統轄シ其統ヘテ保持スルコトニアレトモ一面ニ於テハ總理大臣ハ各省大臣ト会シテ行政事務ノ一部ヲ担任シテ、其ノ主任事務ニ于レテハ各省大臣ト会シテ

一面ニ於テハ天皇ヲ補弼シ、一面ニ於テハ行政官廳タル地位ヲ有ス。

總理大臣ノ主任事務ニ屬スル範圍ハ主トシテ行政ノ全般ニ于テ係レ何レノ一省ノ主管ニモ屬スヘカラサル事項ニシテ現行制ニヨレハ録道行政ヲ其ノ主ナルモノトシ、其ノ他官吏全体ニ對スル一般ノ監督官吏、恩給等ノ査調、行政上統計ノ整理、法律命令ノ公布、法律命令正本ノ保存、勅章ニ于スル事務、官報、印刷及ニ発行、文官高等試験等ナリ、之等ノ事務ニ于テハ總理大臣ハ閣令ヲ發スルノ权限ヲ有ス。

第二章 地方制度

現行ノ地方制度ハ北海道及ニ殖民地ヲ除キテ全国ヲ府県ニ分テ之ヲ最上級地方行政区劃トシ、府県ノ下ニ更ニ郡及ニ市ヲ別テ、郡ハ更ニ之ヲ町村ニ分ツ、市及ニ町村ハ原則トシテ最下級ノ地方行政区劃ナレトモ大ナル市ニ於テハ特ニ其ノ下ニ更ニ区ヲ分ケモノアリ、ニ等各行政区劃ニ於ケル地方行政権ヲニハ官治ノ概干ト自治ノ概干トヲ用ス。

以上ノ行政区劃ノ外ニ特別ノ行政目的ノ爲メニ別ニ其ノ区劃ヲ設ムルモノアリ、大藏省ノ下ニ於ケル稅務監督局、及ニ稅關、逓信省ノ下ニ於ケル逓信管理局、農商務省ノ下ニ於ケル大林區署、鑛山監督署等ハ皆何レモ特別ノ行政ノ爲メニスル地方官庁ニシテソノ管轄

区域ハ別ニ之ヲ定メラル。之等ノ特別地方官職ニ付キテハ今之ヲ述
ハス。只々普通地方行政ニ付キテ次ニ其ノ大要ヲ説明セシ。

第一節 市町村

第一款 市町村ノ性質

市町村ハ最下級ノ地方自治団体ニシテ今時ニ最下級ノ國ノ行政区
劃ナリ

最下級ノ地方行政区劃トシテハ明治十一年ノ郡区町村編成法ハ都
会地ノ稍大ナルモノハ之ヲ一區スハ數區トシテ以テ郡ト相對セシメ
都會地ノ稍小ナルモノ及ビ村落地ハ之ヲ町村トナシ。又及ビ町村ヲ
以テ最下級ノ地方行政区劃ヲラシメシカ、明治二十一年市町村

制ノ初テ制定セラル。之反ヒテ從來ノ區ハ凡テ之ヲ市トナシ。町ノ
大ナルモノモ亦新縣知事ノ具申ニヨリテ内務大臣ノ決定ヲ以テ或ハ
之ヲ市トセルモノアリ。從來ノ町村ハ或ハ旧制ノ區、或ハ數町村ヲ
合シテ一町村トナス等ノ廢置分合ヲ行ヒ以テ新制ノ下ニ於ケル町村
トナシタリ。

市町村制ハ明治二十二年以右漸次各地方ニ施行セラレ、今日ニ於
テハ沖繩県及ビ勅令ヲ以テ指定セラレタル島嶼地ノ外ハ市制、町村
制ハ普ク全國ニ施行セラレ。

市町村制ノ施行以前ニ於テモ區及ビ町村ハ不明瞭ナカラ法人タル
性質ヲ認メラレ、自治機關ノ組織ヲモ有シ居ルモノニシテ、市制
町村制ノ施行ニヨリテ始テ法人トナリシニアラス。今日ノ市町村ハ
特ニ廢置分合ニヨリ新ナル市町村ノ作ラレタル場合ノ外ハ旧制ノ下
ニ於ケル區町村団体ノ繼續セルモノニ外ナラス。市町村制ハ明治四
十四年ニ其ノ全部ヲ改正セラレタレトモ法律ノ改正ハ団体トシテノ

継続ヲ妨クルモノニアラサル事ハ言フ俵ス

市町村ト其ノ制度ヲ異ニスルコトコロハ主トシテ二点ニアリ

(1) 其ノ監督官職ヲ異ニスルコトニシテ、即チ町村ハ第一次ニ
郡長、第二次ニ府県知事、第三次ニ内務大臣ノ監督ニ服スルニ
反シ、市ハ第一次ニ府県知事、第二次ニ内務大臣ノ監督ヲ受ケ
ルニトニアリ、

(2) 其ノ概千ノ組織ヲ異ニスルコトニシテ、此点ニ付キテハ右
述スヘシ、

町ト村トハ只々其ノ名称ヲ異ニスルニ止マリ、法律上ノ制度ニ於
テハ全ク合一ナリ、又々實際上町ハ稍都會地ヲナセル地ニ適用セラ
ル、村ハ村落地ニ適用セラレ、ノ差アルノミ、

第二級 市町村ノ構成

第一 市町村ノ区域

市町村ノ区域ハ從來ノ制度ニヨリ、其ノ從來ノ区域トハ明治十一年
郡区町村編成法以來已ニ定マレシ区域ヲ云フモノニシテ市町村制ノ
実施ニヨリ特ニ其ノ区域ヲ変更セサルコトヲ意味ス、其ノ変更ニハ
市町村制ニ定ムル特別ノ手續ヲ要スルモノニシテ、此ノ手續ヲ經ル
場合、外ハ從來ノ区域カ其ノ終継続セラレ、モノナリ、
市町村ノ区域ハ地方自治体ノ領域タル性質ヲ有スルト共ニ固ノ行
政区域タル性質ヲ有ス

固ノ行政区域ハ官制大権ニ基キ勅令ヲ以テ自由ニ之ヲ定メ又ハ美
更スルコトヲ得ヘシト虽モ、市町村ノ区域ハ合時ニ地方団体ノ区域
ナリ、而シテ固ノ行政区域トシテ、市町村ノ区域ト地方団体トシテ

ノ区域ト相一致スルコトヲ要スルコトハ法律ノ定ムル所ナリ以テ
市町村ノ区域ノ変更ハ勅令ヲ以テ之ヲナスコトヲ得ス。法律ノ定ム
ル特別ノ手続ヲ要スルモノナリ。

市町村ハ直接ニ人民ニ接シテ行政ヲ行フ最下級ノ団体ナルカ故ニ
其ノ区域ハ広キニシテヘカラス。区域狭キニシテ風俗慣習ノ全シ
カラサル諸地方ヲ合一スルニ至ラハ最下級ノ団体タル異ヲ大クヘシ
一方ニ於テ市町村ハ自己ノ費用ヲ以テ其ノ公共事業ヲ行フモノナル
カ故ニ其ノ区域ハ又狭キニシテヘカラス。区域狭キニシテ充分ノ資
カヲ有スル地ハサルニ至ラハ其ノ費用ノ支弁ニ堪ヘサルベシ。而シテ
テ市町村ノ区域ヲ定ムヘキ之等ノ事情ハ時ニ変シテ変化スルヲ免レ
サルヲ以テ、市町村ノ区域ハ必要ニ依リテ変化シ得ル方法ナラサル
ヘカラス。市町村ノ区域ノ変更ニハ境置分合ト、境界変更ノ別ナ
コトハ已述ノ如シ。

前者ハ団体具者ノ會存廢ヲ求スモノニシテ后者ハ団体ノ存廢ニハ

于係ナク單ニ其ノ領域ヲ変更スルモノナリ。旧市町村制ハ此ノ兩者
ニ對シテ其ノ手続ヲ異ニシテリト雖モ、現行法ハ此兩者ヲ區別セス
等シク市町村會ノ意見ヲ聞キテ府縣參事會之ヲ議決シ、内務大臣ノ
認可ヲ更テヘキモノトセリ。

但シ市ノ境置分合ノミニ對シテハ法律ハ多少ソノ手続ヲ異ニシ、
于係アル市町村會及ニ府縣參事會ノ意見ヲ識シテ内務大臣之ヲ決メ
ルモノトセリ。

市町村ノ区域ノ変更ハ之ニ伴ヒテ次ノ諸點ニ於テ法律上ノ効果ヲ
生ス。

11) 区域ノ変更ニ伴ヒテ當然住民ノ変更ヲ生シ、新ニ市町村ニ加ハ
リタル土地ニ住所ヲ有スルモノハ其ノ時ヨリ當然市町村ノ住民
トナル。

12) 其ノ概テ、組織ニ変更ヲ生スルコトナリ、
即チ市町村ノ区域ニ入りタル土地ノ住民ニシテ名譽職タリシモ

ノハ公民権ヲ失フノ結果当然其ノ職ヲ失フハ、又住民ノ変更ノ結果トシテ人口ノ増減ヲ生じ、故テ市町村会議員ノ定数ニ異生ヲ生スヘシ、

(3) 其ノ区域ニ於テハ旧市町村ノ条例規則ハ原則トシテ区域変更ノ時ヨリ当然効力ヲ失ヒ、新市町村ノ条例規則ヲ其ノ効力ヲ生ス。但シ土地ニ適從シテ其ノ効力ヲ有スル条例規則ハ其ノ区域変更ニヨリテ其ノ効力ヲ失フノ限リニヤラス、

(4) 各クノ場合ニ於テ区域ノ変更ニ伴ヒ田舎ノ財産ニ適當ナル変更ヲ加フルコトヲ要ス、

何トナレハ団体ノ財産ハ全住民ノ等シク其ノ権利ヲ有スル如クシテ、区域ノ変更ニヨリテ住民ノ一部カ他ノ市町村ニ屬スルシテ至リタルトキハ新所屬市町村ハ旧市町村ノ財産ニ對シテ相當ノ分配ヲ請求シ得ヘキハ当然ナレハナリ、然リトモ此莫クシテハ前三種ノ効果カ特別ノ行政行爲ヲ

要セス、法律上当然其ノ効果ヲ生スルニ反シテ特別ノ行政行爲ニヨリテ之ヲ決定スルコトヲ要ス、市町村制ニヨレハテ保ヤル市町村會ノ意見ヲ徴シテ府縣參事會ノ議決ヲ經テ内務大臣ノ許可ヲ受クヘキモノト定メラル、

市町村制ノ施行セラレサル地方ノ外全国ノ土地ハ必ラス何レカノ市町村ニ屬スルヲ要ス、市町村ハ行政組織ノ系統中ノ欠ケヘカシタル一部ヲナスモノニシテ全国何レノ地方ニ於テモ其ノ組織ヲ定ムルコトヲ要シ、何レノ市町村ニモ屬セサル地方ハ全ク存在スルヲ得ヘカラサルモノナレハ也、只タ之カ例外ト認ムヘキモノハ陸地ヨリ離レタル海面ニ於テ埋立ヌハ発見ニヨリ新ナル陸地ヲ生シタル場合ナリ、市町村制ニ所屬未定地ト云ヘルハ主トシテ此ノ場合ヲ意味スルモノニシテ之ヲ市町村ノ区域ヲ編入シヌハ之レヲ新ナル一町村トナスニハ区域ノ変更ト會一ノ手續ヲ要ス、

全国ノ地方ハ、斯ク原則トシテ何レカノ市町村ニ屬スヘキモノナレ

トモ其ノ境界ハ時トシテ不明ナルコトアリ、而シテ市町村ハ其ノ領域ニ于テ権利ヲ有スルモノナルヲ以テ市町村相互ノ間ニ於ケル境界ノ争ハ即チ団体ノ権利ノ争ニ外ナラス、從テ性質上訴訟ノ目的ヲ得ヘキナリ、

市町村間ハ境界ニ于スル争ハ、府県審事會ニ於テ裁決スヘキモノトナシ、其ノ裁決ニ對シテハ、行政訴訟ヲ提起シ得ヘキモノトナセリ、

第二、市町村ノ名称、

市町村ハ一定ノ公ノ名称ヲ有ス、其ノ名称ヲ變更セントスルトキハ市町村會ノ議決ニヨリ内務大臣ノ認許ヲ受ケルコトヲ要ス、村ヲ改メテ町トスヒ、又ハ町ヲ改テ市トナスモ全様ナリ

第三、市町村ノ住民、

市町村ノ住民タル資格ハ住所ニヨリテ定マル、特ニ住民タル資格ヲ有スル行政行爲ヲ要ス、其ノ区域内ニ住所ヲ有スルモノハ当然其ノ住民タルナリ、其ノ所謂住所トハ民法ノ所謂住所ト其ノ意味ヲ全シマス、生活ノ本拠ヲ意味ス、

住民タル資格ハ日本人タルト外國人タルトヲ向ハス、外國人ハ公民権ヲ有スル能ハスト虽モ、住民タルコトニ於テハ何等ノ制限モナシ、住民タル資格ハ斯クノ如ク住所ニヨリ当然生スルモノニシテ、而シテ住民移転ハ特ニ法律ノ制裁アルノ外、各人ノ自由ニ屬スルヲ以ツテ、市町村カ何人ニ對シテモ、其ノ住民タルコトヲ拒ムコトヲ得ス、又之レニ對シテ加入金ヲ取ルカ如キ条件ヲ附加スルコトヲ得ス、

住民タル資格ニ伴フ権利義務ニ付テハ市町村間ハ市町村ノ財産

及ニ營造物ヲ共用スル権利ヲ有シ、及ヒ市町村ノ負担ヲ分担スルノ義務ヲ負フト云ヘリト雖モ、之等ノ権利義務ハ必ラスシモ住民ノミニ持テ有ナルモノニアラス、又必ラスシモ凡テノ住民カ等シク之ヲ有スルニアラス、

市町村ノ負担ヲ分担スルハ敢テ住民ノミナラス、一時ノ滞在者、土地家屋ノ所有者、營業者等モ等シク其ノ義務ヲ負フ

營造物モ亦或ハ一般ノ自由使用ニ供セテ、或ハ住民タルト否トヲ問ハズ、或条件ノ下ニ等シク之カ使用ヲ許サレモ多シ、

サレハ住民タル資格ヨリ生スル法律上ノ効果ハ主トシテ公民権ヲ取得スルノ原因タルニ止マレ、

市町村ノ住民中市町村ノ概テノ組織ニ參與シ得ヘキ資格アルモノヲ市町村公民トス

公民タル資格要件ハ市町村制ニシテハ帝國臣民ニシテ独立ノ生計ヲ営ム満二十歳以上ノ男子ニシテ二年以來其ノ市町村ノ住民トナリ

其ノ市町村ノ負担ヲ分担シ、其ノ市町村内ニ於テ地租ヲ納メ、又ハ他ノ直接國稅年額ニ所以上ヲ納ムルモノナルコトヲ要ス、

但シ貧困ノ窮ノ公費ノ救助ヲ受ケタル者ニテ二年ヲ至サルモノ、禁治産者、準禁治産者、及ビ六年以上ノ獄囚、又ハ禁錮以上ノ刑ニ処セラレタルモノハ公民権ヲ有セス、而シテ此等ノ種々ノ要件中ニテ禁錮

限ハ、市町村會ノ決議ヲ以テ特免スルコトヲ得ルモノトセリ

公民タル資格ヲ有スルモノト雖モ租稅納付等分中ノモノ、破産宣告ヲ受ケタルモノ、禁錮以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケ、其ノ執行ヲ終ルニ至ル迄テノ者、等特別ノ理由ニヨリテ公民権ヲ停止セラレ、モノナリ、

公民タル資格ヨリ生スル権利義務ハ市町村ノ選舉ニ參與スル権利市町村名譽職ニ選舉セラレ、資格、及ヒ市町村ノ名譽職ニ選舉セラレタル場合ニ於テ之ヲ担任スルニ義務ニ在リ

但シ凡テノ公民カ皆當然ニ此ノ権利義務ヲ有スルモノニアラス、公民ト雖モ公民権ヲ停止セラレタルモノ、又ハ現役中、又ハ歳時事

更ニ深シ百集セラレタル陸海軍人ハソノ权利義務ヲ有セス。其ノ他
 所属府県ノ官吏、技師、警察官、小學校教員等特定ノ職務スハ職業
 ヲ有スルモノハ特ニ被選挙権ヲ有セザルモノナリ。
 公民タル資格ハ選挙権、被選挙権ヲ有スルノ基礎タルニスヤル
 モリナリ。一方ニ於テハ公民ニ非^サズモ^シテ特ニ選挙権ヲ失ハラ
 ル、モ^リアリ。帝國臣民ハ内國法人ニシテ其ノ市町村公民中ノ最^多
 額納税者三人ノ中ノ一人ヨリモ^{直接}市町村税ヲ納ムルモノハ選挙
 権ヲ有スルモノトセラル。

第三款 市町村機関

市町村ノ概テハ議決権ヲ執行権トシテ區別セラル。議決権ヲハ市
 町村ノ意思ヲ決定スルコトヲ主タル任務トナシ、議決権ヲハ其ノ議

決ニタル意思ヲ実行シ、外部ニ向ヒテ市町村ヲ代表スルコトヲ主タ
 ル任務トス。但シ執行権トシテ強モ必ラスシモ議決ヲ執行スルニ止マ
 ルモノニハイラスシテ日常ノ事務ニ付テハ自ラ市町村ノ意思ヲ決
 定シテ之ヲ執行スルノ概アルヲ通常トス。

議決権ヲハ市ニアリテハ市会及ヒ市参事会ノ二トシ、町村ニアリ
 テハ町村会トス。特別ノ事情アル町村ニアリテハ郡長カ府県知事ノ
 認可ヲ受テ町村会ヲ設ケス。選挙権ヲ有スル公民ノ總會ヲ以ツテ之
 レニ代ルコトヲ得。

執行権ヲハ市ニアリテハ市長、町村ニアリテハ町村長ヲ以テ其ノ
 概トス。

第一 市町村会

市町村会ハ市町村公民ノ選挙ニヨリテ組織セラレ、合議権ヲナリ
 其ノ選挙ノ方法ハ所謂等級選挙 (class system) ノ方法ニヨ

ル、即チ選挙人ノ全体ヲ其ノ納税高ニヨリニ級、又ハ三級ニ區別シ
納税高多キモノシハ、此級の大ナル選挙権ヲ使ヘントスルモノナ
リ。

等級ノ區別ハ市ニアリテハ三級、町村ニ在リテハ二級トス、即チ市
ニアリテハ選挙人中直接市税額最も多キモノヲ合セテ選挙人總算ノ
納ムル総額ノ三分ノ一ニ当ルヘキモノヲ一級トシ、此レニ次ギテ直
接市税納額最も多キモノヲ併テ其ノ納額ノ半ニ当ルヘキモノヲ二級
トシ其ノ余ノ選挙人ヲ三級トスルナリ。

但シ此ノ方法ニヨルトキハ一級又ハ二級ノ選挙人ハ時トシテ僅ニ
一人又ハニ三人ニスギサルコトアルヘキヲ以テ、法律ハ一級又ハ二
級ノ選挙人ノ数カ議負定数ノ三分ノ一ヨリ少キ中ハ少クトモ議負定
数ノ三分ノ一ニ充タレムコトヲ必要トス。

各階級間ノ納税額兩級ニ跨ルモノアルトキハ其ノ上級ニ入ル。
町村ニアリテモ全ク同様ニシテ只々其ノ等級カ二級ニ止マルノ差

ルノミ。各階級ノ選挙人ハ毎級各別ニ全数ノ議負ヲ選出スルモノニ
シテ、即チ市ニアリテハ各級ヨリ議員定数ノ三分ノ一、町村ニアリ
テハ各級ヨリ三分ノ一ヲ選挙スルナリ。

等級ノ區別ノ標準タル納税額ハ事ラ市町村直接税ニヨル。蓋シ等
級選挙ノ主意トスル也ハ市町村ニ対スル負担ト权利トヲ併行センメ
ントスルモノナルカ故ニ其ノ直接市町村税ヲ標準トスルハ当然ナリ。
何ヲ直接市税トスルカハ内務大臣ノ定ムル也ニヨル。

選挙人ニハ斯ノ如ク等級ノ別アルトモ被選挙権ニハ干係ナク、被
選挙人ハ等級ノ區別ナク各級ヲ通シテ選挙セラレ、ヲ得ルナリ。

以上ノ一原則ニ対シテ特ニ大ナル市、又ハ特別ノ事情アルトキ
町村ニ付キテハ特別ノ定メアリ、大ナル市ニ於テハ選挙区ヲ別ツモ
ノアリ、其ノ他特別ノ事情アルトキハ市町村条例ヲ以テ特別ヲ設
ケルコトヲ許スナリ。

市町村会ノ権限

市町村会ハ市町村ノ一切ノ事件ヲ議決スルノ权限ヲ有ス、此レ必
ラスシモ市町村ノ意思ヲ決定スル権カ専ラ市町村会ニシテ屬シ、執
行権チハ全ク其ノ決定権ヲ有セスト云フニハアラス、執行権チモ亦
日常ノ行政具ノ他或ハ範圍ニ於テハ市町村ノ意思ヲ決定スルノ権ヲ
有スルノ外市ニ於テハ市参事会モ亦一定ノ範圍ニ於テ議決権ヲ有ス
ルコトハ前述スルカ如シ

市町村会カ市町村ノ一切ノ事件ヲ議決スト云フハ只ダ市町村会ノ
权限カ広キ推測ヲ受ケルコト即チ時ニ参事会又ハ市町村長ノ权限ト
シテ規定セラレタレモ、外ハ市町村会ノ決議ヲ至ヘキモノナリ
ヲ意味スルニ止ル

- (1) 市町村会ノ議決ヲ至ヘキ事件ハ大要尤ノ如シ
- (2) 市町村条例規則ノ裁入撤出ノ事、市町村税ノ賦課方法、市町

村有不動産及ヒ基本財産ノ処分 財産及ヒ官造物ノ管理方法
其ノ他市町村ニ于スル重要事件ヲ議決スル

- (2) 市町村吏員選挙
市町村吏員ハ特ニ市町村長ニ於テ選任セラレハキモノトセラ
ルモ、外九テ市町村会ニ於テ選挙シ、又ハ少クトモ其ノ選
補者ヲ推薦スルノ権ヲ有ス

- (3) 市町村行政ヲ監督スルコト
市町村会ハ議決権チナルト共ニ又監督権チタルモノニシテ、市
町村ノ事務ニ管屬スル層及ヒ計算層ヲ檢閲シ、市町村長ノ報告
ヲ請求シテ事務ノ監理、議決ノ執行及ヒ出納ヲ検査スルコトヲ
得

- (4) 官廳ニ意見ヲ陳述スル
市町村会ハ市町村ノ公益ニ于スル事件ニ付キ意見層ヲ市町村長及
監督官廳ニ差出スコトヲ得ヘク、又行政官廳ノ諮詢ナルトキハ意

見ヲ陳述スルノ義務アリ

的、訴願ヲ裁決スルコト、

市町村公民権ノ有無、市町村長ノ選挙ノ効力等特殊ノ事件ニ付キテハ市町村会カ訴願ヲ裁決スルノ権ヲ有ス。

市町村会ノ权限ハ概テ以上ノ数項ニ限ラル、其ノ权限ハ原則トシテハ専ラ市町村自身ノ事務ニ于スルモノナリ。国家又ハ上級地方団体ノ事務ニ于シテハ市町村会ハ只々撤廃特ニ委任セラレザル事件又ハ将来法律又ハ勅令ニヨリテ委任セララルヘキ事件ニ限リ之レヲ議決スルヲ得ルニ止マル。

市町村会カ其ノ議決スヘキ事項ニ付キテ、自ラ発案権ヲ有スルヤ否ヤハ縦ヒアル問題ナレトモ、從來ノ行政裁判所判決例、及び、内務省ノ解詠ニヨレハ、意見層ノ提出又ハ議會ノ内部ニ于スル議事ノ細則、傍聽人取締規則ノ如キ特別ノ事項ノ外ハ市町村会自カラ発案権ヲ有セス。其ノ発案権ハ専ラ市町村長ニ屬スルモノト解セラル。

第二、市参事会、

市参事会ハ旧制ニ於テハ市ノ執行権ヲタリシモノナリシヲ、新制度ニアリテハ之レヲ改メテ市会トシ様ニ議決権ヲタリシメタリ。

台議体ヲ以テ市ノ執行権ヲタラシムルモノノ最モ著シキ例ハ他ニ諸国ニテ、我旧制ハ他ニ制度ニ倣ヒテ市参事会ヲ以テ之レニ充テタリシカ、其ノ我国情ニ適セサルモモノアリシカ故ニ新制度ニ於テ之ヲ改メタルナリ。

市参事会ハ市長、助役及ヒ各職市参事会員ノ三種ノ職員ヲ以テ組織ス、其ノ他市参事ヲ置ク市ニ於テハ市参事ハ市参事会員トシテ其ノ担任事業ニ于スル場合ニ限リ之ニ参列ス。

市参事会ノ权限ハ凡ソ三ツノ事項ニ分タル、

一、市会ノ权限ニ屬スル事件ニシテ、市会ヨリ特ニ委任セラレタルモノヲ議決スルコトハ其ノ一ナリ、

(2) 市長ヨリ市会ニ提出スル議案ニ付キテ意見ヲ述ブルコトハ其
ニナリ、

(3) 其ノ他法令ニヨリテ市参事会ノ权限ニ屬セシムラレタムモノ
ヲ議決スルコトハ其ニナリ、

之ヲ要スルニ市参事会ハ市会ノ常任委員会ノ如キ地位ニアルモノニ
シテ、市ノ事務ハ持テ複雜ニシテ市会ノ議ニ附スヘキモノ繁多ナル
カ故ニ其ノ权限ノ一部ヲ割キテ別ニ市参事会ヲ設ケテ之レニ當ラシ
ムル也、其ノ組織ノ主要ノ分干タル名譽職参事会員ハ市会ニ於テ其
議員中ヨリ之ヲ選舉セシムトナセルハ市参事会カ市会ノ常任委員
会ノ性質ヲ有スルニヨルナリ、

第三 市町村長

市長村ノ行政ヲ担任スルノ概干ヲ市町村長トナス、之レ必ラスレ
モ市町村長ハ会ヲ市町村ノ意思ヲ代表スルノ權ナレト云フニハアテ

スト虽モ只法律ノ規定セル時ニ重大ナル事項ニ于ンテハ市町村会又
ハ市参事会ノ議決ヲ俟テ之ヲ行フコトヲ要ス

其ノ他ノ事項ト虽モ其ノ議決ハ市町村長ヲ拘束スルノ力ヲ有シ、
其ノ議決ニ及ンテ行政ヲ行フコトヲ得ス、只々市町村会又ハ市参事
会ノ議決カ其ノ权限ヲ越ヘ法規ニ違反シ公益ヲ侵害スト認ムルトキ
ハ理由ヲ附シテ之ヲ再議ニ附シ尙本議決ヲ改メザルハ府県参事会
ノ裁決ヲ請フノ权限ヲ有ス、

外ニ何ツテ市町村ヲ代表スルノ權ハ專ラ市町村長ニ屬ス、市町村
会又ハ市参事会ハ唯々議決權アルニ止マリ自ラ外部ニ交渉スルノ權
アルモノニアラス、市町村長ハ又市町村吏員ヲ監督シ、市町村ノ財
産及ヒ營造物ヲ管理ス、

市町村ノ財政ニ于ンテハ金錢ノ出納ニ付キテハ別ニ收入稅ヲ置テ
ヲ以ツテ市町村長ハ其ノ权限ヲ有セスト虽モ收入支出ヲ命令シ反ヒ
會計ヲ監督スルノ權ハ市町村長ニ屬ス、其他市町村全體ノ行政カ市

町村長ニ屬スルモノニシテ市町村ノ利益ヲ保護シ住民ノ利福ヲ全フ
 スルノ任務ヲ有シ、此ノ目的ノ爲メニ議決権ヲ、議ニ附スヘキモノ
 アルトキハ議案ヲ作リテ之ヲ提出スルノ義務アルナリ。
 以上市町村ノ事務ニ于スル权限ノ外ニ市町村長ハ又國家ノ権ヲト
 シテ國家ノ事務ヲ担任ス、即チ市町村長ノ权限ニハ市町村ノ権ヲト
 シテノ权限ト、國家ノ権ヲトシテノ权限トヲ區別スルヲ要スルモノ
 ニシテ、市町村内ニ於ケル國ノ行政事務ヲ執行スルノ権ヲトシテハ
 別ニ國ノ官吏ヲ置クコトナラズ市町村ノ吏員タル市町村長ニ委任シテ
 之ヲシテ全時ニ國家ノ権ヲタラシムルナリ。
 國家ノ権ヲトシテノ市町村長ノ权限ニ付キテハ、市町村長ハ市町
 村會ノ議決ヲ經ルコトヲ要セス、專ラ上級官廳ノ指揮監督ノ下ニ之
 レヲ処理スルナリ、只ク之レ等ノ事務ノ執行ニ要スル費用ハ、反對
 ノ定メアルモノノ外市町村カ之レヲ負担スルノ義務アルヲ以ツテ、
 其ノ費用ニ付キテハ一概ノ歳出ト全クシテ市町村會ノ議決ヲ要スルハ

勿論ナリ、

第四 下級行政権

市町村長ノ下ニ於ケル下級権ニ付キテハ只ク一言スルニ止ム、
 市ニハ市長ノ下ニ助役一人ヲ置クヲ原則トシ、其ノ必要ニ應ジテ
 市參事ヲ以テ市參事ヲ置クコトヲ許サレ
 助役ハ一級ニ市長ノ任務ヲ補助スルノ任務ヲ有シ、市參事ハ市長
 ノ指揮監督ヲ受ケテ市ノ経営ニ屬スル特別ノ事業ヲ担任ス、
 市ノ收入支出ヲ行フカ爲メニハ別ニ收入税ヲ置ク
 町村ニ於テモ町村長ノ下ニ助役及ビ收入税アルコトハ第二會
 其ノ他ノ吏員ノ職務权限ニ付キテハ市町村制ヲ見テ

第四款 市町村事務

市町村ノ事務ハ他ノ凡テノ公法人ト全シテ固有ノ事務ト委任事務トヲ區別スルコトヲ要ス。

市制第二章ニハ市ノ官ノ監督ヲ受ケ法令ノ範圍内ニ於テ其ノ公共ノ事務ヲ裁奪スルハ慣例ニヨリ及ビ將來法令勅令ニヨリ市ニ屬スル事務ヲ処理スト云ヘルハ即チ固有事務ト委任事務ト能セ含ムモノニシテ其ノ公共事務ト云フハ市ノ固有事務ニシテ法令又ハ慣例ニヨリ市ニ屬スル事務ト云フハ其ノ委任事務ナリ。

市町村ノ固有事務ノ範圍ハ広ク市町村ノ公共事務ナリ。市町村ノ之ヲ直接ニ市町村自身ノ利益ニ干スル事務ト、市町村住民ノ公共ノ利益ニ干スル事務トニ大別スルコトヲ得。

市町村自身ノ利益ニ干スル事務ハ団体トシテノ存在ヲ維持スル所ナニスルモノニシテ市町村自身ノ構成ニ干スル事務及ビ其ノ財政ニ

干スル事務ヲ其ノ尤モ主要ナルモノトス

市町村自身ノ構成ニ干シテハ大部分ハ法律ヲ以テ直接ニ定メラルルト雖モ或ル範圍ニ於テハ市町村自身之ヲ処理シ、又ハ之ニ對スル持例ヲ設ケルコトヲ許サル。

市町村ノ其ノ區域ノ變更ニ干シテ意見ヲ述ベ法律ノ範圍ニ於テ其ノ概テノ組織ニ干スル條例ヲ定メ其ノ概テヲ選舉シ、吏員ヲ任命スルカ如キ何レモ此種ニ屬スル作用ナリ。

市町村ノ財政ニ干シテハ市町村ノ其ノ經營ノ資力ヲ維持スルカ爲メニ市町村稅ヲ徵收シ、基本財産ヲ維持スル等ノ権限ヲ有ス。

市町村固有ノ事務ノ他ノ一ツハ市町村住民ノ公共ノ利益ノ爲メトスル利益ナリ。

之レ市町村本來ノ目的ニシテ市町村存立ノ所以ハ此知ニアリ、此ノ目的ノ爲メニハ市町村ノ其ノ資力ノ許ス限度ニ於テ任意ニ各種ノ事業ヲ行フ権限ヲ有スト雖モ、此ノ権限ハ次ノ三點ニ於テ其ノ判

市町村住民ノ公益ノ利益ニ干スルコトヲ要スルハ故ニ第一
 他人又ハ特定ノ数個人ノミノ利益ノ為メニ一級住民ノ公益ニ
 干渉ナキモノハ勿論 國家全体ノ利益ニ干シ直接ニ市町村住民
 ノ地方的ノ利益ニ干スルモノニアラサルニ付キテハ其ノ权限ヲ
 有セス

専ラ市町村自身ノ收入ノ為メニスル營利事業モ亦市町村住民
 ノ公益ノ利益ニ干スルモノト云フヲ得サルヲ以テ、法律カ特
 ニ許容スルモノ外ハ市町村ハ其ノ权限ヲ有セス、然レモ其
 ノ事業ニシテ住民ノ公益ノ高トニスル以上ハ、之レニヨリテ傍
 ラ收入ノ財源トナスモ市町村ノ公益事業ヤルコトヲ求ハス

特ニ國家又ハ上級地方団体ノ权限ニ屬セシメラレタル事件ニ
 付キテハ市町村ハ其ノ权限ヲ有セス、殊ニ軍務司法及ヒ外交ハ
 國家ニ專屬シ、市町村ノ权限ニ屬セス、警察权ニ付キテモ我國

法ハ原則トシテ之ヲ國家ノ事務トシ、市町村ニ其ノ权限ヲ有セ
 シムルコトナシ、市町村ノ权限ハ主トシテ保育行政 (*Police*)
 (*police*)ニ限ラン

市町村ノ权限ハ其ノ区域ニ於テ場所ニ干スル限界ヲ有ス、市
 町村ハ只ク其ノ区域内ニ於テ权力ヲ行フヲ得ハ止マリ、其ノ
 区域外ニ當リテハ其ノ权限ヲ有セス、然レモ私法上ノ权限ニ於
 テハ其ノ权限ハ必ラスモ其ノ区域ニヨリテ限ラレ、モノ
 ニアラサルカ故ニ、私人ノ一級ニ付ヘキ行爲ハ市町村モ亦
 其ノ区域外ニ於テモ爲シ得ヘキハ当然ナリ、市町村ハ其ノ区域
 外ニ土地ヲ買入レ夫レヲ公園トナシ、区域外ニ校舍ヲ建築スル
 カ如キハ何レモ其ノ权限ヲ超過スルモノニアラス、区域ノ制限
 ハ只ク区域外ニ於テハ公ノ权力ヲ行フコトヲ得スト云フニ止マ
 ルナリ

市町村ノ委任事務トハ市町村ノ存在ノ目的ノ為メニスル事務ニ

行政事務ナリ、國家又ハ地方團體ノ特別委任ニヨリテ行フ如ク公

委任事務ハ之ヲ委任スル特別ノ法律命令ニヨリテ其ノ範圍定マ
リ、概括シテ其ノ範圍ヲ述フルコトヲ得ス、法律ハ從來法令又
ハ慣例ニヨリ及ヒ將來法律勅令ニヨリテ市ニ屬スル事務ト云ハ
ルカ故ニ將來ニ於テ市町村ニ委任スルカ爲メニ法律又ハ勅令ノ
規定ヲ以テスルコトヲ要ス

市町村ノ委任事務ト區別スルヲ要スルハトハ市町村ノ特別ノ概
則ニ委任セラレタル事務ナリ、殊ニ市町村長ニ委任セラレタル
國家ノ事務ハ其ノ種類頗ル多ク、衆議院議員、府県會議員、郡
會議員等ノノド、選挙ニ干スル事務、戸籍事務、徴収ニ干スル
事務、水権救済ニ干スル事務、教育ニ干スル事務、行路病人死
亡人取扱ニ干スル事務ハ何レモ市町村長ニ委任セラレ、
此レ等ノ事務ニ付キテハ市町村長ハ國家ノ概干トシテ之レヲ知

理スルモノニシテ全ク市町村ノ事務ニアラス、

市町村ノ委任事務トハ之レニ反シテ市町村団体ニ委任セラレタル
モノニシテ、其ノ委任アリタル以上ハ市町村自身ノ事務トシテ行フ
モノナリ、

市町村事務ハ又他ノ方面ヨリ之ヲ必要事務ト隨意事務トニ
區別スルコトヲ得、

必要事務ハ市町村ニ法律上必ラスナスヘキ義務ヲ負担スヘキモノ
ニシテ、隨意事務ハ之レヲ爲スコトヲ得レトモ必ラスシモ爲スル義
務アルモノニ非ハナリ、

必要事務ト隨意事務トノ區別ハ必ラスシモ固有事務ト委任事務トノ
區別ト一致スルモノニアラス、概シテ云ハハ固有事務ノ範圍ニ於テ
ハ市町村ハ原則トシテハ自己ノ爲メト否トテ決スルノ自由ヲ有シ
委任事務ニ付キテハ必ラス之レヲ爲スヲ要スルモノニシテ、從テ固
有事務ハ概シテ隨意事務ナリ、委任事務ハ概シテ必要事務ナレトモ

固有事務中ニモ法律或ハ市町村ノ義務トシテ之ヲナスコトヲ命ズルアリ、例ハ市町村ノ必要機干ノ選挙ヲ行フカ如キハ固有事務ニシテ而モ必要事務タリ、一方ニ於テハ委任事務ト虽モ之ヲ為スト否トハ市町村ノ随意ノ決定ニ任ズルモノナシトセズ、例ハ高等小學校ノ設立ハ市町村ノ随意ニ任セラレト虽モ、小卒教育ハ國ノ事務ニシテ市町村固有ノ事務ニアラス、即チ隨意事務ニシテ而モ委任事務タズモノナリ、

市町村住民ノ权利義務、又ハ市町村ノ权利義務ニ干シテ市町村条例 (statute) ヲ定ムル权利ヲ有ス。(市制ノ三、町村制ノ〇)

条例ハ市町村ノ区域ニ限リ其ノ効力ヲ有スル法規ノ性質ヲ有スルモノニシテ、条例ニヨリテ規定シ得ヘキ事項ハ市町村ノ权限ノ範圍ニ屬スル事項ニシテ市町村制中ニ明文ナク、又ハ明文アルモ条例ヲ以ツテ特例ヲ設ケルコトヲ許セルモノニ限ル、
其ノ規定ノ内容ヨリ云ヘハ或ハ市町村ノ組織ニ干スル特例ヲ定ム

ルモノナルコトアリ、例ハ区会条例、市町村公民總會ヲ設ケル条例、町村会選挙、条例、常設委員条例ノ如シ、
或ハ住民ノ权利義務ニ干スルモノナリ、例ハ市町村条例、手数料

料使用料条例ノ如シ、
市町村条例ハ常ニ國家ノ法理ニ抵触スルコトヲ得ス、法律ハ勿論

勅令又ハ行政官廳ノ命令ト虽モ凡テ國家ノ法規ハ自治体ノ法規ヨリ強ク効力ヲ有スルモノニシテ、自治体ノ法規ハ之レニ抵触スルトキハ当然無効タルモノナリ、

市町村制ニハ市町村ノ条例ノ外ニ規則ヲ定ムルコトヲ得ヘキコトヲ定ム、規則ハ条例トハ其ノ性質ヲ異ニシ、条例ハ法規ヲ定ムルモノナルニ反シテ、規則ハ只ダ管造物ノ管理利用ニ干スル規定ヲナスニスキスルテ法規ヲ定ムルモノニアラス、

管造物ニ干スル法規ト虽トモ、住民ノ权利義務ヲ定メ、従ツテ法規ノ性質ヲ有スルモノナリトキハ常ニ条例ヲ以ツテ之レヲ定ムルコト

トヲ要ス。

衆例ト法規トハ斯ノ如ク其ノ性質ヲ異ニスルヲ以テ其ノ制定ノ手續亦異ニ、衆例ニ付キテハ内務大臣又ハ市町村ノ財政ニ于スルモノニ付キテハ内務、大藏、兩大臣ノ認可ヲ受ケルニ反シテ、規則ハ市町村会ノ議決ノミニヨリテ以テ其ノ効力ヲ生シ、全ク監督官廳ノ許可ヲ受ケルコトヲ要セス。

第五款 市町村ノ財政

第一、市町村ノ收入、

市町村ノ收入ハ公法上ノ收入ト私法上ノ收入トノ差アリ、私法上ノ收入ハ市町村ノ収益財産ヨリ生スル收入ナリ、市町村ノ私

経済的収入ヨリ生スル收入ノ如キナリ。

公法上ノ收入ハ更ニ國家又ハ上級地方団体ヨリ市町村ニ下附スル補助金ト、市町村自ラ人民ヨリ徴収スル收入トニ區別セラレ、ソノ人民ヨリ徴収スルモノハ更ニ手数料、使用料、市町村税、道料、過怠金、夫役、現品等ノ類ナリ。

市町村ノ收入ニ公法上ノ收入ト私法上ノ收入トノ區別アルヨリ生スル結果ハ、私法上ノ收入ニ付テハ其ノ義務ノ不履行ニ付シテハ民事訴訟ニヨル救済ヲ求ムルノ外ナク公法上ノ收入ニ付シテハ其ノ義務ノ不履行ニ付テハ国税徴収法ニヨリ強制シテ之ヲ徴収シ得ルキナリ。

市町村ノ支出ハ其ノ私法上ノ收入、國家及ニ上級地方団体、補助金、道料、過怠金、手数料、使用料等ノ雜收入ヲ以テ之ヲ支弁スルヲ原則トス、之等ノ收入ヲ以テ其ノ費用ヲ支出シ能ハサル場合ニ於テハ、市町村ハ市町村税ヲ賦課徴収スルヲ得ルナリ。

通料ハ市町村条例ニ於テ使用料・手数料 市町村税又ハ財産ノ若シ
カハ營造物ノ使用ニ于テ罰則トシテ定ムルモノニシテ市町村長ノ
課スル也ナリ

近怠金ハ市町村吏員ニ対スル懲戒処分トシテ課スルモノニシテ、
何レモ市町村ノ収入トナル。

使用料ハ市町村ノ營造物ノ使用ニ対シ、手数料ハ一人ノ事
業ニ対シテ其ノ報酬トシテ徴収スルモノナリ。

市町村税ハ之等ノ収入ヲ以テ、市町村ノ費用ヲ充ス能ハヤル場合
ニ於テノミ課スルヲ得ヘキモノニシテ、之レヲ二種ニ區別スルコト
ヲ得。

即チ国税府果税ト附加税ト市町村限リノ特別税之ナリ。

附加税ハ国税又ハ府果税ヲ率トシテ一定ノ割合ニヨリ之ヲ課シ、

特別税ハ市町村限リ特別ノ税目ヲ起シテ之ヲ課スルモノナリ。

市町村税ハ附加税ヲ本則トシ、尚ホ必要アル場合ニミ特別税ヲ

課スルコトヲ得。

附加税ハ直接国税ニ附加スルヲ原則トス、間接国税、又ハ府果税ニ

附加税ヲ課シ、又ハ特別税ヲ起スルハ監督官廳ノ許可ヲ受ケルコトヲ
要ス。

市町村税ノ納税義務者ハ其ノ住民ノミナラス、市町村内ニ三月月

以上滞在スルモノハ其ノ滞在ノ初ニ進リテ納税ノ義務ヲ負ヒ、其ノ

市町村内ニ於テ土地家屋物件ヲ所有シ又ハ営業ヲナスモノハ、其ノ

土地家屋物件又ハ営業ニ対シテ課セマレタル市町村税ヲ納付スルノ

義務ヲ有ス。

市町村税ノ外市町村ノ一部分ニミ利益ヲ享フル市町村事業又ハ

營造物ノ費用ニ充ツル爲メ其ノ利益ヲ受ケル一部分ノミニ之ヲ分賦

スル也ヲ有ス。(市制一三二、一三四条)

其ノ他市町村ハ特定ノ事業ノ爲メ其ノ納税義務者ニ対シテ、夫

役、現品ヲ課スルノ权ヲ有ス。(市制一三九条)之レ等ハ何レモ所謂

二八六
營造物負担、又ハ公企業負担 (Öffentliche System)
ノ性類ヲ有スルモノニシテ、租税ノ如ク一般收入ノ爲メニスルモノ
ニアラスシテ、特定ノ事業又ハ營造物ノ爲メニスルモノナルコトニ
於テ税租ト異ル、其性類ノ詳細ハ各論編ニ於テ之ヲ述ベル。

第三、市町村支出

市町村ハ其ノ固有事務及ヒ委任事務ニ必要ナル費用ヲ支出スルノ
義務ヲ負ヒ、又國家ノ事務ニ付テモ法律ノ命スル如クヨリ其ノ費
用ヲ負担スルノ義務ヲ負フモノ也。

市町村ノ支出ニハ隨意支出ト必要支出トヲ區別スルコトヲ要ス。
隨意支出ハ市町村自ラ之ヲ支出スルト否トヲ決スルノ自由ヲ有スルモ
ノヲ云ヒ、必要支出トハ法律上必ラス支出スヘキ義務アルモノヲ云
フ、必要支出ハ凡テ必要事項ニ要スル費用及ヒ其ノ他市町村ノ事務
ニ屬スル費用ヲ包含ス、必要支出ハ市町村之ヲ支出スルノ義務アル

ヲ以テ監督官廳ハ之ヲ強制スルノ权ナカルヘク、所謂強制予算ノ制
ハ即チ之ナリ。

第三、市町村ノ會計

市町村會計ハ予算編成、收入支出ノ実行及ヒ決算編成ノ三順序ニ
ヨリテ行ハル。

市町村ノ予算ハ市町村長之ヲ編成シ、市町村會ノ決議ニヨリテ之
ヲ決定ス、予算ハ一般ニハ監督官廳ノ認可ヲ要セスト雖モ、其ノ議
決ノ后ハ其ノヲ監督官廳ニ報告スルコトヲ要シ、予算中ソノ認可ヲ
要スル事業ノ費用ハ認可ヲ受ルニアラサレハ之ヲ確定スルコトヲ得
ズ。

收入支出ノ実行ニ付キテハ其ノ命令ヲナスモノト實際ノ出納ヲナ
スモノトハ其ノ概テ異ニシ、收入支出ノ命令ハ市町村長之ヲ發ス
ルノ权ヲ有シ、實際ノ出納ハ收入税ノ職務ニ屬ス。

収入投、市町村長又ハ監督官廳ノ命令アルニアラサレハ支出ヲナ
 スコトヲ得ス。其ノ命令アリタルトキト雖モ予算中ニナキモノハ之
 ヲ支出スルコトヲ得ス。若シ之ニ反シテ支出ヲナシタルトキハ收入
 税ハ自ラ其ノ責ニ任スルコトヲ要スルナリ。
 決算ハ會計年度ノ終リニ、三月月以内ニ收入税ヨリ市町村長ニ振
 出し、市町村長、審査ヲ至テ更ラニ市町村会ノ承諾ヲ求ムルコトヲ
 要ス。

第四、市町村ノ公債

市町村ハ臨時、必要アル場合ニ於テハ市町村公債ヲ募集スルコト
 ヲ得。

- (1) 公債ノ募集ハ前ノ公債ヲ償還スル高メニスル時
- (2) 天災地変等一時ノ災厄ヲ救フニ必要ナルトキ
- (3) 又ハ市町村ノ永久ノ利益トナルヘキ支出ヲナス時

、三例ノ場合ニ限ラル。

此等ノ目的ノ高メニスル高合ニ於テモ内務大臣ノ認可ヲ得
 ルコトヲ要ス。

第六款、市町村ノ監督

市町村ノ監督官廳ハ市ニ在リテハ第一次ニ府県知事、第二次ニ内
 務大臣トシ、町村ニ在リテハ第一次ニ郡長、第二次ニ府県知事、第
 三次ニ内務大臣トス。

其ノ他特殊ノ事項ニ付キテハ大藏大臣又ハ府県参事会カ監督権ヲ
 行フモノナリ。

市町村ニ對シテハ監督権ノ作用ハ概テ次ノ如シ

第一、監視権

監督官廳ハ市町村行政ノ監督、爲トニ報告ヲナサシメ、昏蒙、限
等ヲ撤シ及ヒ何時ニテモ官吏ヲ派遣シ、事務ノ実況ヲ視察シ、金銭
ノ出納ヲ検閲スルノ權ヲ有ス、市町村ハ其ノ検閲ヲ拒ムコトヲ得
ス、

第二、違法又ハ不当ノ決議ヲ取消スノ權

監督官廳ハ市町村会又ハ市参事会ノ決議カ权限ヲ越ヘ法規ニ違反
シ又ハ公益ヲ害スルト認ムトキハ市町村長ニ命ジテ其ノ決議ノ執
行ヲ停止シ、之ヲ再議ニ附スルノ權ヲ有ス、再議ノ結果尙ホ其ノ決
議ヲ改メザルトキハ市町村長ハ府県参事会ノ裁決ヲ乞フヘク、府県
参事会ノ裁決ニ不服アルモ、其ノ專ラ法律問題ニ干スルモノハ行
政裁判所ニ出訴スルコトヲ許シ、其ノ公益問題ニ干スルモノハ内務

大臣ニ訴願スルコトヲ許ス、

市町村会又ハ市参事会ノ決議カ其ノ权限ヲ越ス又ハ法規ニ違反ス
ル場合ニハ以上ノ如ク之ヲ再議ニ附スルノ外ニ監督官廳ハ自ら之ヲ
取消スノ權ヲ有ス、此ノ取消ニ対シテモ行政裁判所ニ出訴スルコト
ヲ許ス、

第三、強制平糶ノ權

強制平糶ハ專ラ必要支出ニ付テハ行ハル、モ、市町
村カ必要支出ヲ記入セズ、又ハ之ヲ支出セザルトキハ、監督官廳ハ
理由ヲ示シテ必要ナル支出金額ヲ平糶中ニ記入シ又ハ自ら収入税ニ
対シテ支払命令ヲ發スルコトヲ得、

斯ル処分ニ対シテハ、市町村ハ行政裁判所ニ出訴スルノ權ヲ有
ス、

第四、 国家権干ニ於テ自ラ、市町村ノ事務ヲ行フノ权見補

市町村ノ権干ヲ其ノ事務ヲ執行セズ、又ハ適當ナル権干ヲ得ル儀ハナル場合ニ於テハ監督官廳代リテ自ラ其ノ事務ヲ行ヒ之ヲシテ市町村ノ意思ヲラシムルノ効力ヲ有セシムルコトアリ、国家権干カ市町村ノ権干ニ代リテ其ノ事務ヲ行フ場合ハ市町村制ニヨレハ凡ソミツアリ、

山 市町村会ク召集ニ応セズ、成立セズ、又ハ議スヘキ事件ヲ議決セザル場合ニ於テハ其ノ決議ニ代ルヘキ意思ヲ決定スル権ナカルヘカラス、市町村制ニ於テハ市会カ成立セザル場合ニ於テハ市参事会ノ議決ニ附スヘキモノトシ、市参事会カ成立セザルトキ、及ヒ市会又ハ市参事会カ其ノ決議スヘキ事項ヲ議決セザル時ハ市長ハ府県参事会ノ議決ヲ請フヘキモノトシ、町村ニイ

在リテハ町村会カ成立セズ、又ハ其ノ議決スヘキ事件ヲ議決セ

ザルトキハ町村長ハ郡長ノ指揮ヲ請フヘキモノトスルヲ以テ、(市

第九一、 町村制七五

(2) 市町村ノ吏員カ其ノ職務ヲ執行セザル場合

市町村制ニヨレハ市町村長收入役助役ニ故障アハトキハ監督官廳ハ臨時代理者ヲ返任コサ、又ハ官吏ヲ派遣シテ其ノ職務ヲ官掌セシムルコトヲ得

臨時代理者ハ市町村吏員タルコトヲ失ハスト雖モ、官吏ヲ派遣シテ其ノ職務ヲ行ハシムル場合ニ於テハ市町村吏員タラス、國家ノ官吏カ市町村吏員ニ代リテ其ノ職務ヲ行フモノナリ、

市町村制ハ市町村長其ノ他ノ吏員カ其ノ執行スヘキ事件ヲ執行セザル時ハ市ニ於テハ府県知事、町村ニイリテハ郡長カ自ラ其事務ヲ執行シ、又ハ官吏若シテハ吏員ニ命ジテ之レヲ執行スルコトヲ定ム

何レノ場合ニモ其ノ費用ハ市町村ノ負担(市制一六一、一六四、町村制一四三、一四四条)トス

(3) 法律ニ定メタル一定ノ事件ニ付キテハ事件ノ性質ニヨリ始メヨリ市町村ヲシテ自ラ之ヲ行ハシメス。国家ノ機関ヲシテ当然其ノ事務ヲ行ハシムル場合アリ、区会ニ于スル条例、町村公民總會ニ于スル条例、如キハ即チ之ナリ。

之等ノ規定ハ等シク市町村条例ナリト雖モ市町村会ハ始メヨリ之ヲ議決スルノ权限ナク、監督官廳ニ於テ之ヲ決定シ、其ノ定ムルカ当然市町村条例タルノ権力ヲ有スルナリ。(市制一四四、町村制三八、一四五条)

第五 認可権

市町村ノ重要ナル事件ニ付キテハ市町村会ノ議決ヲ以テ直ニ効力ヲ生ゼシムルコトナク監督官廳ノ認可ヲ受ケルコトヲ必要ナラシム

ルモノアリ、認可ヲ受ケルニテラサレハ市町村ノ意思トシテ効力ヲ生スルヲ得サルモノナリ、

市町村ノ重ナル吏員ノ選挙、市町村条例ノ制定、市町村債ノ募集、特別税、使用料及ヒ手数料ノ新設及ヒ変更等、其ノ他尙未其ノ列セシ。

市町村制ニハ之等ノ場合ヲ凡テ許可ノ字ヲ用ケレドモ、之等ハ前ニ行政処分ノ種類ヲ論スル知ニ於テ述ベタルハ意義ニ於テハ許可ニハアラス、蓋市町村ノ意思カ国家ノ公意ヲ得ルニテラサレハ法律上ノ効力ヲ生スルヲ得サルモノニシテ認可ハ其ノ公意ヲ興フルノ行爲ナリ、尙且法律上ノ干渉ニ於テ未成等者カ法律行爲ヲナスニハ右見人ノ公意ヲ要シノ干渉ニ全シ。

国家ノ認可ハ市町村ノ意思ノ法律上ノ効果ヲ完成スルノ行爲ナリ、認可権ヲ留保セラレタル行爲ヲ若シ認可ヲ受ケスレバナストキハ、其ノ行爲ハ始メヨリ無効ナリ、單ニ取消シ得ヘキニ止マルモノニイ

ラス。

認可ハ只ダ市町村ノ発案ニ對シテ公意ヲ決マルニ止マリ修正权ヲ伴フモノニアラス。監督官廳ハ只ダ其発案全部ニ對シテ或ハ認可シ、或ハ否認スルノ権アルヲ原則トス。只ダ市町村側ニハ監督官廳ハ許可申請ノ主旨ニ及ビスト認めル範圍内ニ於テ更正シテ認可ヲ決マルコト得ヘキコトヲ規定ス。(市制、一六八、町村制一四八。)

其ノ発案ニ對シテ修正シテ認可ヲ決マルトキハ最早真正ノ意義ニ於テ認可ニマラス。其ノ修正ヲナシタル限度ニ於テハ國家ハ自ら市町村ノ意思ヲ決定スルモノニ外ナラサルナリ。

第六、吏員ノ選任ニ參決シ及ビ

身分上ノ監督ヲ行フノ權

市町村長、副長、収入税、市參決等重要ナル吏員ノ選任ハ或ハ裁可ヲ要シ、或ハ監督官廳ノ認可ヲ必要トス。其ノ退職ニ付キテモ亦

全シ、監督官廳ハ又市町村ノ吏員ニ對シテ懲戒処分ヲ行フノ権ヲ有ス。

第七、市町村會ノ解散ヲ行フノ權

市町村會ノ解散ハ内務大臣ニ屬ス。其ノ解散ヲ命ジタル場合ニハ三月以内ニ議員ノ改選ヲ行ハシムルコトヲ要ス。(市制一六二、町村制一四八。)

市町村ニ對スル監督權ノ作用ハ大要以上ノ如シ。監督權ハ之等ノ規定ニヨルニヤラサレハ行フ能ハサルモノニシテ之ニ違反スル監督權ノ行使ハ監督權ノ乱用ニ外ナラス。又カ濫用ニ對シテハ市町村ハ之カ救済ヲ求ムルノ手段ヲ有セサルヘカラス。市町村側ニハ監督權ノ作用ニ對シテ訟願及ヒ行政訴訟ヲナスノ権利ヲ認め、

第七款 市町村内ノ区及市町村ノ組合

市町村ノ区域ハ更ニ數区ニ區別セラレ、モノアリ。市町村内ノ区ハ其ノ法律上ノ性質ニ於テ三種ヲ區別スルコトヲ得。

一、東京、京都、大坂、三市ノ区

之等三市ノ区ハ法律ハ其ノ法人タルコトヲ明言シ、其ノ固有事務トシテ財産及ニ營造物ヲ干スル事務ヲ目的トシ、委任事務トシテハ法令ニヨリ区ニ屬スル事務ヲ処理スヘキコトヲ定メテハ、

法律ニハ勅令ヲ以テ指定スル。ノ区ト云ヘリト虽モ（市制六）現ニ勅令ヲ以テ指定セラレタレドモノトハ只之等ノ三市アルノミ、之等ノ区ハ市ノ下ニ於ケル最下級ノ地方団体タルモノニシテ只々市ノ如クハ公企業業ヲ具ノ存在ノ目的ノアルモノニアラスンテ只々財産

及ニ營造物ニ干スル事務ヲ目的トスルニ於テ其ノ固有事務ノ範圍逸ニ市ヨリ狭キ差アルノミ。

二、市町村ノ行政ノ便宜ノ爲メニ設ケタル行政区劃タル区

東京、京都、大坂ノ三市ノ外市町村内ノ区ハ通常單ニ行政ノ便宜ノ爲メニ設ケラレ、モノニシテ法人ノ性質ヲ有スルモノニアラス。通常之ヲ行政区ト稱ス（市八ニ、町村六八）

之等ノ区ハ單ニ市町村ノ行政区劃タルモノニスギサルモノニシテ法人ニアラサルヲ以テ、特別ノ機干ヲ有スルコトナシ、區長及ヒ代理者ハ區ノ機干ニアラスニテ市町村ノ機干タリ、市町村ノ吏員カ市町村ノ一部ノ行政ヲ行フニ外ナラサルモノナリ。

三、從來財産ヲ有シ又ハ營造物ヲ設ケタルカ爲メニ其ノ人格ヲ認メラルノ区

市町村内ノ区ハ往々独立ノ財産ヲ有シ又ハ營造物ヲ設ケテ其ノ区
限リ特ニ其實用ヲ負担スルモノアリ此ノ場合ニ於テハ区ハ其ノ保
有スル財産及ビ營造物ノ範圍ニ於テハ法人トシテ凡テ権利義務ノ主
体トナルモノナリ

市町村内ノ区カ所ノ如ク独立ノ法人タル場合ニハ市町村制ノ執行
以前ヨリ引續キ独立ニ財産及ビ營造物ヲ有スル場合ナルカ然ラサレ
ハ市町村ノ合併ニヨリテ從來独立ノ権利主体タリシ町村カ其ノ合併
后ニ於テモ尚木具ノ財産及ビ營造物ニ于テ從來ノ権利ヲ繼續セル
場合ニ於テ生スルモノナリ

斯ノ如キ特別ノ事情アル場合ノ外ハ市町村内ノ一部ニ於テ新ニ独
立ノ法人タル区ヲ創設スルコトハ法律ノ認ムル所ニアラス法律ハ
只從來保有セル財産及ビ營造物ヲ維持スルノ限度ニ於テノミ其ノ権
利義務ヲ認メザルモノナリサレハ斯ノ如キ区ハ從來ノ財産、營造
物ヲ維持スルノ限度ニ於テノミ其ノ権利能力ヲ有シ東京 京都

大坂三市ノ如ク新ナル財産及ビ營造物ヲ取得シ、設定スルノ能
カヲ有スルモノニアラス

区カ所ノ如ク独立ノ権利主体タル場合ニ於テモ通常ハ其ノ区ニ特
別ノ機干ヲ設ケルコトナク市町村長及ビ市町村会ニ於テ区ノ財産及
營造物ニ于スル事務ヲ処理スルヲ原則トナスト虽モ、市町村長及ビ
市町村会カ之ヲ処理スルハ往々不公平ヲ生スルノ懼アルヲ以テ法律
ハ場合ニヨリ区ノ財産及ビ營造物ノ高ノニ持ニ区会ヲ設テ之ヲ議決
セシムルコトヲ許ス、区会ヲ設ケルニハ市ニアリテハ府県知事カ市
会、意見ヲ聽キ府県審事会ノ議決ヲ至テ市采例ヲ設定スヘキモノト
セラル、町村ニアリテハ郡長カ町村会、意見ヲ聞キ町村采例ヲ設定
スヘキモノトセラル、(市一四五条、町村制一ニ五条)
区会ハ区ノ機干ニシテ市町村ノ機干ニアラス、其ノ权限ハ区ノ財産
及ビ營造物ノミニ限ラル、

市町村組合トハ二以上ノ市町村カ其ノ公共事務ノ全部又ハ一部ヲ

共全シテ処理スルカ爲メニ設ケル知ノ組合ナリ

市町村組合ハ各市町村ノ協議ニヨリ監督官廳ノ認可ヲ得テ之ヲ設
クムラ原則トスト雖モ公益上必要アルトキハ府県知事ハ市町村会
意見ヲ聞キ府県事務會ノ議決ヲ經テ内務大臣ノ認可ヲ得テ其ノ組合
ヲ強制設立スルコトヲ得

市町村組合ノ事務ノ範圍ハ組合各市町村ノ協議ニヨリテ定マル
公益上ノ必要アル場合ニ於テハ監督官廳ニ於テ其ノ事務ノ範圍ヲ定
メ又ハ之ヲ変更スルコトヲ得

其ノ事務ノ範圍ハ広狭固ヨリ一ナラス、其ノ範圍ノ広モ狭大ナル
モノハ町村事務ノ全部ヲ奉ケテ組合ノ事務トナス場合ニシテ通常ニ
テ全部組合ト云フ、全部組合ハ又々町村組合ニ存シ得ルニ止マリ、
市町村組合ニハ存セス、全部組合ニアリテハ町村事務ノ全部ヲ組合
、共全事務タルモノナルヲ以テテ組合各町村ノ概テハ其ノ処理スヘ
キ何等ノ事務ヲ有セス、被テ各町村ニハ特別ノ概テヲ具フルノ必要

ナリ、町村長、町村会員、他ノ概テハ全ク存セス、其ノ凡テノ事務
ハ組合ノ概テニ於テ之ヲ処理スルモノニシテ其ノ一町村ト異ルルハ
又々組合解散ノ場合ニ於テ当然各町村カ独立ノ法人トシテ其ノ特別
ノ概テヲ具フルコトヲ要スト云フニ止マリ、現在ノ状態ニ於テハ全
部組合ハ全ク一町村ト異ルコトナシ、

一部組合ノ場合ニ於テハ之ニ反シテ各町村ハ各々其ノ特別ノ概テ
ヲ備フルヲ要スルコト勿論ナリ、

市町村組合ノ名称、其ノ組織、事務ノ管理方法、費用ノ支弁方法
等ハ組合規約ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ要ス、

第三節 府県及ヒ郡

府県郡ハ一面ニ於テ国ノ行政区劃タルト共ニ一面ニ於テ地方自治

団体ヲハコトニ於テハ市町村ト合シト共モ、市町村ノ如ク其ノ団体ノ行政権ヲハ団体自己ノ吏員トシテ之レヲ選任スル権利ヲ失ヘテハルコトナク、國ノ官吏カ合時ニ団体トシテノ府県郡ノ行政権ヲタムモノナリ

第一級 府県

府県ニ於ケル國ノ行政官廳ノ組織ハ地方官々制ニヨリテ定メラレ地方自治団体トシテ府県ノ組織ハ府県制ヲ以テ定メラレ、府県行政ニ付キ最高ノ地位ヲ有スルモノハ府県知事ナリ、知事ハ一方ニハ國家ノ概干トシテ國ノ行政ヲ担任スルト共ニ一方ニハ府県ノ概干トシテ府県ノ行政ヲ行フ、知事ノ外ニ議決概干トシテ府県參事會及ニ府縣會アリ、共ニ府県

団体ノ概干ナリ

第一 知事

府県知事ノ職務权限ハ國ノ行政ニ于スル職務ト府県ノ行政ニ于スル職務トニ區別スルコトヲ要ス

甲、國ノ行政ニ于シテハ府縣知事ノ職務权限ハ概ネ左ノ如シ

(一) 内部ニ於ケル一般行政ノ管理

府縣知事ハ國ノ行政事務ニシテ其ノ利害干係カ全府県ノ區域ニ及ビ又ハ少クトモ一縣市ノ區域以上ヲ亘ルモノニシテ各有大臣ノ权限ニ留保セラレ又ハ特別ノ官廳ノ权限ニ任セラレタルニシテヤルモノハ凡テ之ヲ担任シ、又法律勅令閣令有令ナシヨリテ特ニ府縣知事ニ委任セラレタル事務ヲ担任ス

(二) 府縣令ノ發布

知事ハ前述ノ事務ニ于シテ或ハ職權ニヨリ、或ハ又法律又ハ

勅令ノ特別ノ委任ヨリ府県令ヲ其ノ管轄内ニ発布スルノ権ヲ有ス

府縣令ヲ以テ定ムルヲ得ヘキ事項ハ特別ノ委任ヨリノ外行政規則及ヒ警察令ノ範圍ニ限ラレ、且ツ法律又ハ上級軍令ニ抵触セザランコトヲ要ス

府県令ニハ五十円以内ノ罰金、若シクハ過料、若シクハ拘番ノ罰則ヲ附スルヲ得

ハ) 出兵請求權

府県内ニ暴動其ノ他ノ事變アリテ警察隊ヲ以テ之ヲ鎮靜スルコト能ハザルトキハ附近ノ師團長又ハ旅團長ニ出兵ヲ請求スルヲ得ルノ権ヲ有ス

ニ) 下級地方官職ヲ指揮監督ス

知事ハ郡市長、嶋司、警察署長及ヒ分署長等ノ行政ヲ指揮監督シ之ニ對シテ訓令ヲ發シ、其ノ軍令又ハ処分ノ違悞又ハ不法

ナルモノヲ取消又ハ停止スルノ権ヲ有ス

ホ) 部下ノ官吏ヲ監督ス

奏任官ニ對シテハ其ノ進退及ヒ懲戒ヲ内務大臣ニ具申シ、任用官以下ニ對シテハ自ラ其ノ進退及ヒ懲戒ヲ專行ス

ハ) 府県内ニ於ケル公法人ノ行政ヲ監督スルヲ

府県郡市町村及ヒ其ノ他府県内ニ於ケル公法人ハ凡テ知事ノ監督ニ屬ス

知事ハ一面ニハ自ラ府県ノ概干トシテ府県ノ行政ヲ担任スルト共ニ一面ニハ國家ノ概干トシテ府県行政ヲ監督スルモノニシテ、府県會及ヒ府県審事會ニ對シテ一定ノ範圍ニ於テ監督権ヲ行使スルコトハ前述スルカ如シ

其ノ他公法人ニ對シテモ法律ノ定ムル範圍内ニ於テ監督権ヲ有スルコトハ市町村ニ對シテ述ヘタルカ如シ

甲、府県ノ概干トシテノ職務權限

府県団体ノ行政権ヲトシテハ府県ニ特別ナル吏員ヲ置カトナク
國家ノ官吏タル府県知事カ全時ニ府県ノ執行権ヲトシテ府県一切
ノ行政ヲ担任シ、外ニ對シテ府県ヲ代表ス、蓋シ府県ノ行政ハ國
ノ利害ト密接ノ干係ヲ有シ、府県ニ特別ナル吏員ヲシテ之ヲ処理
セシムルニ適當ナラザルヲ以テ法律ハ府県ノ自治権ヲ認ムルコト
市町村ニ比スレハ遙カニ狭ク、団体ヲシテ自ラソノ執行権ヲ選
選スル権利ヲ有セシメザルナリ、

府縣ノ概干トシテハ知事ハ府県会及ヒ府県参事会ニ議案ヲ提出
シ、其ノ議決ニ從ヒテ府県行政ヲ執行シ、府県ノ財産及ヒ營造物
ヲ管理シ、府県会及ヒ府県参事会ヲ召集シ、府県参事会ノ議長ト
ナリ、府県会及ヒ府県参事会ノ議決カ違法スハ越權ナリト認ムル
時ハ或ハ再議ニ對シ、或ハ再議ニ附セスレテ直ニ之レヲ取消ス
トヲ得ヘク、公益ヲ害スト認ムルトキハ之ヲ再議ニ附シ、尙本議
決ヲ改メザルトキハ内務大臣ニ具狀シテ指揮ヲ乞フノ権ヲ有ス、

府県会又ハ府県参事会カ召集ニ應セス、又ハ成立セス、又ハ議決
スヘキ事件ヲ議決セザル場合ニハ知事ハ内務大臣ニ具狀シテ指揮
ヲ乞ヒ自ラ之ヲ專決知分スルコトヲ得
府県参事会、権限ニ屬スル事件ニシテ臨時急務ヲ要シ、之ヲ召
集スル職ナキ時ハ又知事ニ於テ專決知分スルノ権ヲ有ス、(府県制
二八、八三、八六條)

以上九テノ職務ニ付キテ府県知事ハ内務大臣及ヒ各省主任事務ニ
付キテ各主任大臣ノ指揮監督ヲ受ケ、府県ノ概干トシテノ職務ニ付
キテモ亦全シク單ニ法ノ定ムル範圍内ニ於テ其ノ監督ヲ受ケルニ止
マラス其ノ訓令ニ服從スルノ義務アルナリ
府県知事ノ権限ハ府県ノ區域ニ限ラル、國ノ官吏トシテノ知事ノ
管轄區域ハ公法人トシテノ府県ノ區域ト相一致スルモノナシテ、公
法人タル府県ノ區域ニ變更アルトキハ官廳トシテノ知事ノ管轄區域
モ亦從テ變ス、

而シテ府県ノ区域ハ法律ヲ以テスルニテマカレハ変更スルヲ得サ
ルヲ以テ知事ノ管轄区域モ亦勅令ニヨリテハ之レヲ変更スルヲ得サ
ルモノナリ

知事ノ補助概テトシテハ理事官以下数多ノ官吏アリ 府県ノ概テ
トシテハ知事ノ職務ニ付キテモ之等ノ官吏カ今時ニ其ノ補助概テ
地位ニ当ルヲ原則トナスト虽モ府県ノ事情ニ付キテ特ニ府県吏員ヲ
置クコトヲ得

此外ニ府県会ノ決議ニヨリ臨時若シテハ常設ノ名譽職員ヲ置ク
ヲ得

第二 府県会及ヒ府県参事会

府県ノ議決概テハ府県会及ヒ府県参事会ノニアリ

府県会ハ府県内ノ住民中一定ノ資格アルモノヨリ公選シテハ議員
ヲ以テテ組織スルモノニシテ恰モ市町村ニ於ケル市町村会ニ相当ス

ル府県住民ノ代議会ナリ

府県参事会ハ一部分ハ官吏 一部分ハ府県會議員中ヨリ選挙シテ
ル議員ヲ以テ組織スルモノニシテ、市ニ於ケル市参事会ニ相当スル
地位ヲ有ス

其ノ官吏中ヨリ参事會員ケルモノハ府県知事及ヒ内務大臣ノ命ス
ル如ク府県高等官ニ名 其ノ議員中ヨリ選出スルモノハ名譽職参事
會員ト称シ府ニアリテハ八名、県ニ在リテハ六名ヲ定員トス

○府県会ノ組織ニ付キテ市町村会ト看シテ異ル点

府県会ニハ通常会ト臨時会トアリ 通常会ハ毎年一回開会
ス

府県会ハ府県ノ財政ニ干スルコトヲ主トシテ総テ事ヲ議ス
ルコトニ在リ

府県会ノ权限ハ専ラ府県行政ニ干スル事件議決權ヲタルニ在リ
其ノ議決權ノ範圍ハ市町村会ノ市町村ニ於ケルカ如ク府県ノ一切

事件ニ于スルモノニアラスレテ、府県ノ財政ニ于スルモノナリ。即チ予算ヲ定メ、府県税、手数料等ノ徴収方法ヲ定メ、財産及ヒ管造物ノ管理方法ヲ定ムル等ハ其ノ权限ノ主ナルモノナリ。(第四十一条)

府県ハ又之等法律ニ列記セラレタル事件ヲ議決スル、依テ止マリ、其ノ他ノ府県ノ事務ニ付キテハ府県会ノ議決ヲ要セス。府県知事ニ於テ自ラ之ヲ決スルノ权アルナリ

府県会ノ权限ニ属スル事項ニ付キテハ府県会ハ其ノ一部ヲ府県参事会ニ委任スルコトヲ得。

府県参事会ノ权限モ亦主トシテ府県ノ行政ニ于スルモノナリト虽モ、國ノ行政ニ于シテモ亦或範圍ニ於テ公法人ヲ監督スルノ权ヲ有ス。

府県ノ行政ニ于スル府県参事会ノ权限ハ府県会ノ委任ヲ受ケタル事件ヲ議決スルコト、財政及ヒ管造物ノ管理ニ于スル府県会ノ議決

、範圍内ニ於テ必要ノ事項ヲ定ムルコト。知事ヨリ府県会ニ送スル議案ニ付キテ知事ニ意見ヲ陳述スルコト及ヒ府県ノ會計ヲ監督スルコトニ付リ、府県ノ會計ノ監督ハ府県会ニ屬セス。レテ事ヲ参事会ニ屬ス、参事会ハ各管職参事会員中ヨリ委員ヲ選ビ之ヲシテ府県ニ係ル出納ヲ検査セシムルコトヲ得。

國家ノ权ヲトシテハ府県参事会ノ权限ハ專ラ郡市町村ニ于スル。監督ニ于スルモノナリ。

郡市町村ノ監督ハ一級ニハ府県知事又ハ郡長ニ屬スト虽モ何々ノ法律問題ニ于シヌハ其ノ他知事若シテハ郡市長ノ專斷ニ任スルコトハ団体ノ自治权ヲ害スル適當ナル場合ニ於テハ府県参事会ヲシテ之ニ参與セシムルモノニシテ其ノ主ナル作用ハ

1) 郡市町村ノ知事ニ對スル訴願ノ裁決、及ヒ

2) 郡市町村ノ議決権ヲ代行シテ議決ヲナス。

第三 府県ノ事務

府県ノ事務ノ範圍ニ付キテハ大体ニ於テハ市町村ノ事務ニ付キテ述ヘタル如ク適用スルヲ得ヘク、即チ府県ハ其ノ一般公共事務ヲ其固有事務トナシ、其ノ他特別ノ委任ニヨリテ委任事務ヲ処理ス、其財政ニ干シテ府県住民、又ハ三月以上府県ニ滞在スルモノ、又ハ府県内ニ土地家屋ヲ所有スルモノ、又ハ官業ヲ営ム者等ヨリ府県税ヲ徴收スルノ権ヲ有シ、又其ノ費用ノ一部ヲ市町村ニ分賦スルノ権ヲ有ス、其ノ分賦金ニ付シテハ市町村ハ一級收入ヲヨリニテ府県ニ納附スルノ義務ヲ負フ

府県ノ自主権 (Automatic Selbstständigkeits recht)

ニ付キテハ法律ハ市町村ニ於ケルカ如キ一般的规定ヲ設ケルコトナシトモ、個々ノ事項ニ付キテハ特ニ法規制定権アルコトヲ明言セラルリ、例ヘハ使用料、手数料ニ付スル細則、府県会々議細則

傍聽人取締規則ノ如シ

其ノ他特ニ明文ナキ場合トモモ事項ノ性質上当然法規制定ノ権アリト認ムヘキモノナリ、例ヘハ府県ハ府県税徴收ノ権アルヲ以テ府県税ニ付スル細則ヲ定ムルコトハ其ノ当然ノ権限ト認ムヘキカ如シ之等ノ事項ニ付キテハ府県モ亦自主権ヲ有ス

府県ノ定ムル法規ノ形式ニ付キテハ法律ニハ別段ノ定ナキモ、實際ノ慣例ニ於テハ國ノ法規々々府県令ト公様ニ府県令ノ名ヲ以ツテ之ヲ公布スルヲ通常トス、而シテ國ノ法規々々府県令モ、府県団体ノ法規々々府県令モ等シク府県知事ノ名ヲ以ツテ公布セラルルヲ以テ其ノ外形ニ於テハ之ヲ區別スルコトヲ得ス、專ラ其ノ内容カ國ノ事務ニ付スルカ、府県ノ事務ニ付スルカニヨリテ之レヲ區別スルコトナシ

第四 府県行政ノ監督

ニ付キテハ市町村ノ場合ト大様合シ

第二款 郡

郡ノ概テハ府県ニ於ケルト略全様ニシテ郡長ハ知事ニ等シク、一面ニハ國ノ官廳トシテ郡内ニ於ケル國ノ行政ヲ担任スルト共ニ一面ニハ郡団体ノ概テトシテ郡ノ行政ヲ担任ス、郡ノ議決概テトシテハ郡会及ヒ郡参事会アリ。

郡長ノ職務权限ニ付キテハ大体ニ於テ府県知事ト全シ、只々府県知事ハ他ノ行政事務ト共ニ府県内ノ警察事務ヲ管掌スルニ及シテ郡長ハ警察權ヲ有セス、警察權ノ執行ニ付キテハ知事ノ下ニ於ケル下級官廳トシテ別ニ警察署及ヒ警察分署ヲ置ク、郡長ハ警察事務ニ于スル職權ナシ。

郡長ハ又其ノ職權ニヨリテハ郡令ヲ發スルノ權ナク、只々特別ノ委任ニヨリテノミ其ノ委任アリタル事件ニ付キテ郡令ヲ發スルノ權アルノミ。

郡会及ヒ郡参事会ノ組織权限ニ付キテモ略府県会及ヒ府県参事会ニ付キテ述ハタル如クニ全シ、只々郡参事会ハ府県参事会ノ如ク許願ヲ裁決シ其他公法人ヲ監督スルノ權ヲ與ヘラハコトナシ。

郡ノ权限ニ屬スル事務ノ範圍ニ付キテモ大体ニ於テハ府県ト全様ナリト雖モ、其ノ財政ニ付キテハ郡ハ府県又ハ市町村ノ如ク直接ニ其ノ人民ヨリ郡稅ヲ收ムルノ權利ヲ有セス、郡ノ要スル費用ハ其財產收入國庫又ハ府県ノ補助金、使用料、手数料、其ノ他雜收入ヲ以テ之ニ充ツルノ外之ヲ郡内ノ各町村ニ分賦スルノ權利ヲ有ス、町村ハ其ノ分賦金ヲ納付スルノ義務ヲ負フ也。

第三節 北海道

北海道ニ於ケル最上級ノ地方官廳ハ北海道廳長官ニシテ、各有大臣ノ指揮監督ヲ受ケテ北海道ニ於ケル國ノ行政ヲ担任シ、兼テ公法人トシテノ北海道ノ行政機テケルノ地位ヲ有ス。

長官ノ職務权限ハ略シ、一、般府県ニ於ケル知事ニ相當シ、其ノ管内ニ北海道廳令ヲ發スルコトヲ得ルノ権ヲ有ス。

北海道ニハ明治三十四年法律第二号ニヨリテ別ニ北海道会ノ組織アリ、北海道地方費ニ干スル議決権ヲ有ス、之ニヨリテ北海道モ亦一ツノ地方自治体トシテ或ル範圍ニ於ケル自治権ヲ認メラレタルナリ。

北海道地方費ハ公法人トシテノ北海道ニ特別ナル収入ニシテ、北海道ハ此特別ノ収入ヲ以テ自己ノ公共事業ヲ処理スルノ権ヲ有シ。

而シテ其ノ費用ヲ支弁スルカ爲メニ北海道地方税ヲ徵收スルノ権ヲ有ス。

北海道会ハ北海道地方費ノ歲入歳出及ヒ北海道地方税ノ賦課徵收等ヲ議決スル等ヲ主ナル权限トナシ、北海道住民ノ選挙シタル議員ヲ以テ組織ス、其ノ選挙ニ干スル規定ハ北海道会法及ヒ北海道会議員選挙令ノ良ムル如ナリ。

北海道ノ权限ニ屬スル事務ノ範圍ニ付キテハ、北海道ハ府県市町村ノ如ク広ク其ノ公共事務ノ全部ニ及ブモノニテラス、府県市町村ハ其ノ公共事務ノ範圍ニ於テト任意ニ新事業ヲ行ハシ得ルニ反シテ、北海道會ヲ以テ支弁シ得ルヘキ事業ノ範圍ハ法律ヲ以ツテ其ノ項目ヲ列挙シ、其ノ以外ニ於テ、新事業ヲ行ハスニハ一々監督官廳ノ許可ヲ必要トス。

北海道会ノ議事ヲ準備シ、其ノ議決ヲ執行スルハ北海道長官ノ、权限ニ屬ス、長官ハ又道会ノ議決ヲ要スル事件ニシテ臨時急施ヲ要

ハルモノヲ専決知分スルノ権ヲ有ス

北海道ニ於ケル第二級ノ地方区劃ハ支廳及ニ区ナリ

區ハ明治三十二年以來北海道區制ヲ施行セラレ自治組織ヲ有ス

略々一般府県ニ於ケル市ニ相当シ支廳ノ区域ノ外ニアリ直接ニ道

廳長官ノ監督ノ下ニ屬ス

支廳ハ之ニ反シテ單純ナル國ノ行政區劃ニシテ支廳長之ヲ長官

リ其ノ地位ハ略々一般府県ノ郡長ニ相当ス

支廳ノ下ニ於ケル最下級ノ區劃ハ町村ニシテ其ノ大部分北海道一

級町村制又ハ北海道ニ級町村制ヲ執行セラレ或程度ニ於テ自治組

織ヲ有ス

第三章 殖民地

第一節 朝鮮

朝鮮ニ於ケル最高官職ハ朝鮮總督ナリ總督ノ地位ハ精英國ノ王

領殖民地ノ (*Crown colony*) 太守 (*Governor*) 比較

スルヲ得ヘク其ノ权限ハ頗々ハ朝鮮ニ於ケル一切ノ政務ノ原

則トシテ之レニ委任セラレノミナラス又軍隊ノ統帥権ヲも兼ヘ

ケルモノナリコレハ總督ハ行政官職ナルト共ニ軍司令官タル地

位ヲ有ス

行政官職トシテノ权限モ亦一般地方長官ヨリハ遙ニ広ク内地ニ

於テハ或ハ大權直接ノ行動トシテ行ヘシ或ハ各大臣ノ权限ニ當保

セラル事項ト限モ多クハ總督ニ一任セラレ

總督ハ之等ノ政務ヲ行フニ當リテ内務大臣ノ監督ヲ受クハモノニ

シテ、議會ニ対シテハ内務大臣ヲ具ノ監督ノ責ニ任スト虽モ、總督ノ身分上ノ干保ニ於テハ總督ハ直ニ天皇ニ隷屬シ、他ノ監督ヲ受クルモノニイラス。

朝鮮總督ノ職務权限ハ概ネ左ノ如シ。

(1) 勅裁ヲ經テ又ハ緊急ノ場合ニハ勅裁ヲ經スルテ訓令ヲ發スルノ權

訓令ハ内地ニ於テハ法律ヲ以テスルヲ要スル事項ヲ規定スル命令ニシテ朝鮮ノノミ其ノ効力ヲ有ス。

訓令ヲ發スルニハ原則トシテハ内務大臣ヲ經由シテ勅裁ヲ受ルコトヲ要シ、又々臨時緊急ノ場合ニハ勅裁ヲ經テ直ニ之ヲ定ムルヲ得ント虽モ此ノ場合ニハ事柄ニ於テ直ニ勅裁ヲ仰クコトヲ要ス。若シ之ヲ得ザルトキハ直ニ之ヲ停止スルヲ要ス。

ハ勅令ニ全シト虽モ外ニ對ス

ル干保ニ於テ總督ノ名ヲ以テ公印セラレ、總督ノ命令トシテ効力ヲ有スル点ニ於テ勅令ト異ル。

(2) 軍隊統帥權

總督ハ委任ノ範圍ニ於テ陸海軍ヲ統帥シ、及ヒ、朝鮮ノ防備ノ事ヲ司ル。之レ總督ノ一般行政官職ト具ノ地位ヲ異ニスル重ナル点ナリ。

(3) 朝鮮總督府令ヲ發スルノ權

總督ハ其ノ職權ニヨリ、又ハ特別ノ委任ニヨリ總督府令ヲ發スルノ權ヲ有ス。内地ニ於テハ勅令又ハ省令ヲ以テ定メラル、事項ハ、朝鮮ニ於テハ概ネ總督府令ヲ以テ定メラル、然ラバ總督府令ニ附シ得ルハ罰則ハ、内地ニ於ケル勅令ト全一程度ニ及フコトヲ得、即チ、懲役一ケ年、又ハ罰金二百円ヲ其ノ最高限度トスルナリ。

(4) 管内ニ於ケル一切ノ行政ヲ担任スルノ權

郵便、電信、鉄道、関税、森林、鉱山等内地ニ於テハ各省ニ屬セ
サシテ事項ト雖モ其ノ权限ニ屬ス、即チ朝鮮内ノ一切ノ行政カ之ニ
屬スルナリ、

5) 下級官廳ヲ指揮監督シ、部下ノ官吏ニ對スル身分上ノ監督ヲ行
フノ权、

行政、 政務總監ヲ最高トシ、其ノ下ニ内務部、度支部、通信部
司法部等ニ分タル、

警察ニ于テハ警察本部アリテ警視總長之レカ長官ニシテ憲兵ノ
最高司令官カ全時ニ之ヲ兼ヌ、

中樞院、 内地ノ秘密院ニ頗ル似タリ、重要ナル事項ハ總督之レ
ニ諮詢ス、

朝鮮ニ於ケル司法裁判所ハ高等法院、覆審法院、及ヒ地方法院ノ
ニ級ニ分タル、法院ヲ組織スル裁判官ハ之ヲ判官ト云ヒ、裁判所
構成法ニヨリ司法官ノ資格アルモノ、又ハ朝鮮ニ於テ司法官、裁判補

トシテ一足ノ実習ヲ至テ試験ヲ受ケタルモノナルコトヲ要シ、其ノ
他朝鮮人ノミテ裁判スル判官トシテハ別ニ朝鮮人ノ判官ヲ置ケ、判
官カ裁判ヲ行フニ當リテハ總督ノ指揮監督ヲ受ケスト雖モ、司法权
ノ独立ハ内地ニ於ケルカ如ク完全シハイラスシテ判官ハ事務ノ都ニ
ヨリ休職ヲ命ゼラレ、コトヲ認メラハ、

朝鮮ニ於ケル地方制度ハ其ノ全區域ヲ道ニ分チ、道ノ下ニ府及ヒ
郡アリ、道ニハ道長官アリ、府ニ府尹、郡ニ郡守ヲ置キテ各其ノ長
官トス、郡ノ下ニ最下級ノ行政區劃トシテ面アリ、内地ノ町村ニ相
當ス、面長ニヲ管ス、

之等ノ外ニ朝鮮併合前ヨリ朝鮮ノ主ナル都市ニハ我居留民ノ団体
トシテ居留民団ノ組織アリ、居留民ノ全部ニ通スル公共事務ヲ処理
スルノ公法人タルノ資格ヲ認めラレタリシカ併合ノ后ニモ尚ホ韓ノ
ハ其ノ状態ヲ維持シタリ、大正ニ至リテ初テ之等凡テノ居留民
団団ヲ廢止シ、新ニ府制ヲ設テ之ヲ府ニ施行シ、從來ノ居留民団ニ

屬スル事務ハ内地人ノ教育事務ニ于スルモノノ外ハ凡テ之ヲ府ニ統
兼シ、其ノ内地人ノ教育事務ニ于スルモノニ付キテハ新ニ専任組合
ヲ設ケテ其ノ組合ノ事業トシテ之ヲ經營スルモノトナセリ、之レニ
カリテ府ハ單純ナル行政區劃ヨリ更ニテ公法人クハ地位ヲ得タルモ
ナリ、

只々府ハ内地ノ府県スハ市町村ノ如ク自治ノ組織ヲ有セス、府ノ
事務ハ凡テ官ノ指揮監督ノ下ニ行ハル、モノニシテ其ノ凡テノ吏員
ハ官ノ任命ニカ、リ、住民ノ代議權ヲ有セス、唯候議員会アレト
モ候議員ハ凡テ總督ノ任命スル知ナリ

第二章 台湾樺太及関東州

台湾ニ於ケル行政組織ハ大體ニ於テ朝鮮ニ類シ、只々其ノ規模ヲ

小ニスルノミ、

總督ノ権ハ朝鮮總督ニ等シク、台湾ニ於ケル一切ノ政事ヲ管理シ
勅裁ヲ經ヌハ緊急ノ場合ニハ勅裁ヲ至スレテ法律ニ代ル命令ヲ發ス
ルノ権ヲ有シ、委任ノ範圍内ニ於テ陸海軍ヲ統帥シ及ヒ台湾防備ノ
事ヲ司ル、

台湾ニ於ケル法律ニ代ル命令ハ之ヲ律令ト云フ
台湾ニ於ケル司法裁判所ハ地方法院及ヒ覆審法院ノ二級ニ分ル、
其ノ地方制度ニ付キテハ全管内ヲ廳ニ分チテ廳長其ノ廳長トス
廳ノ下ニ於ケル最下級ノ行政区劃ハ街、庄、社ノ名ヲ有ス、

樺太ハ朝鮮及ヒ台湾トハ異リ、略、北海道ト其ノ組織ヲ全シクス
樺太廳長官ハ略北海道廳長官ト同一ノ権限ヲ有スルノミ、法律ニ代
ル命令ヲ發スルノ権ナク、又陸海軍ニ于スル権ナシ、
樺太ニ於ケル裁判所ハ内地ト同一ノ系統ヲナシ、裁判所構成法、

下ニ支配セラレル。

関東州ニハ関東都督府アリ。都督、下ニ民政署ヲ置ク。

第四章 官吏及ヒ公吏

第一節 官吏ノ性質

官吏トハ國家ノ選任ニヨリ一定ノ範圍内ニ於テ無度量ナル勞務ニ服スヘキ公法上ノ義務ヲ負担スルモノヲ云フ。

國家ノ選任ニヨリ無度量ナル勞務ノ義務ヲ負担スル干係ハ之レヲ公法上ノ雇傭干係ト云フコトヲ得。又只一言ヲ以テ云ハハ官吏ハ

國家ニ對シテ公法上ノ雇傭干係ニ立ツモノニ外ナラス。

公法上ノ雇傭干係ハ其ノ勞務ニ服スル契約上ノ關係ナルコトニ於テハ私法上ノ雇傭干係ニ全シ。私法上ノ雇傭干係ト異ルルハ私法上ノ干係ハ單純ナル經濟上ノ勞務ノ給付干係ナルニ反シテ公法上ノ雇傭干係ハ特別ノ忠実ノ義務ヲ伴フモノニシテ倫理的ノ要素ヲ包含スルコトニ在リ。

國家ハ往々私法上ノ干係ニ依リテ勞務ノ義務ヲ負ハシムルコト少カラス。例ヘハ國家カ道路修築シ、官署ヲ建築スルカ如キ場合ニ於テ職工入夫ヲ使用シ、印刷局ニ於テ印刷職工ヲ、鐵道院ニ於テ鐵道工夫其ノ他下級吏員ヲ使用スルカ如キ概ネ私法上ノ契約ニヨルモノニシテ其ノ間ニ公法上ノ干係ヲ生スルコトナク、徒テ官吏ト異ノ性質ヲ異ニス。之等ノ場合ハ何レモ單純ナル經濟上ノ給付干係ニシテ國家ハ經濟的の主体トシテ勞務ヲ、給付ヲ要求シ、之ニ對スル酬報ヲ給付スルニ止マル。官立学校ニ於ケル外國人ノ雇教師ノ如キモ

民法上ノ雇傭契約ニヨルモノシテ公法的手係ニアラス。官吏手係ハ之等ノ關係ト異リテ單純ナル勞務給付ノ關係ニ止マルモノニアラス。特別ノ忠実ノ義務ヲ伴フモノニシテ、單ニ經濟上ノ手係ニ止マラス倫理的要求ヲ包含ス。官吏ハ只ダ勞務ヲ給付スルヲ以テ其ノ義務ヲ全フスルモノニアラスシテ其ノ一身ヲ奉シテ國家及ヒ君主ニ忠実ナルヘキ義務ヲ負フ。

此点ハ *Schubert* 氏之ヲ論ス。氏ハ之ヲ封建時代ノ主従手係ニ比シ、今日ノ官吏手係ノ夫レニヨク類似スルヲ主張スレトモ、
安當トスヘキ也。

公法上ノ勞務ノ義務ヲ負担スルモノ亦必ラスシモ皆公法上ノ雇傭手係ニ立ツモノニアラス。徵發令ニヨリテ徵發セラルル人夫ハ國家ニ對シテ勞務ノ義務ヲ負ヒ、且ツ其ノ義務ハ公法上ノ義務ナリト雖モ其ノ公法上ノ義務ナル所以ハ只ダ國家ノ权力ニヨリテ一方的ニ強制セラル、コトノミニ存シ、其ノ義務ノ内容ハ官吏ノ義務トハ異リ單

純ナル勞務ニ止マリ、實忠ノ義務ヲ包含スルモノニアラス。

帝國議會ノ議員モ亦一定ノ範圍ニ於テ國家ノ事務ヲ担任スルノ義務ヲ負フト雖モ、議員ハ國民ノ代表權ヲシテ國權ニ參與スルノ權アルモノニシテ其ノ國家事務ヲ担任スルハ國民ノ參政权ノ發動ニ外ナラス。議員ハ國家ノ選任ニヨル勞務ノ義務ヲ負フトニヨリテ國政ニ參與スルニハアラスシテ、其ノ國民トシテ有スル參政权ヲ基キ國政ニ參與スルナリ。議員ノ負フ知ノ義務ハ其ノ權利ヨリ生スル從タル結果ニスキス。從テ貴族院議員ノ如ク天皇ノ任命ニカ、ルモノト雖モ官吏トハ全ク其ノ地位ヲ異ニシ、等シク國民ノ代表權ヲタルナリ。

假ラレタル何々ノ特別行爲ヲ担任スル義務ヲ負フモノモ亦公法上ノ雇傭手係ニアリト云フヲ得ス。只ダ雇傭手係トハ一定ノ範圍ニ於テ國家ノ命スル知ニヨリテ予メ限ラレサル不定量ノ事務ヲ担任スルノ概ナリ。其ノ担任スル知ノ範圍ハ無制限ナルニアラスト雖モ、

一定ノ範圍ニ於テ其ノ義務ニ屬スル行爲ハ、一定ノ數量ヲ限ラレ居ルモノニハアラス、此ノ点ニ於テ選舉立合人、破産管財人、所得税調査員、医術向業試験委員ハ何レモ官吏ト區別セラル、之レ等ハ何レモ公ノ職務ヲ担任スルモノニシテ、其ノ干係ハ公法上ノ干係タルコトヲ失ハスト雖モ、其ノ担任スル事務ハ必ずメ數量ヲ限ラレタル何々ノ行爲ニノミ限ラシモノニシテ、概ツテ官吏ニハアラスナリ。

兵卒ハ其ノ忠実ノ義務ヲ負フコト及ヒ不定量ノ業務ニ服スルコトノ義務アルコトニ於テハ全ク官吏ニ公レト雖モ、ソノ國家ノ特別ノ選任ニ基カスレテ、臣民ノ当然ノ義務ニ基クモノナルコトニ於テ官吏ト異ル。

兵卒ノ義務ハ一級臣民タル地位ニ基キ当然發スルモノニシテ特ニ國家ヨリ選任セラレ、コトニヨリテ其ノ義務ヲ負フモノニアラス、故ニ將校下士ハ官吏ナレトモ兵卒ハ官吏ニアラス、志願兵ト雖モ亦

全シ、之ハ軍ニ法律上ノ兵役義務ヲ充スルノ形變タルニシテナリ。

要之官吏ノ觀念ノ要素タルモノハ

(I) 國家ニ對シテ忠実ノ義務ヲ伴フ無定量ナル勞務ノ義務ヲ負担スルコト、

(II) 其ノ干係カ臣民ノ地位ニ基ク当然ノ義務トシテ生セルニシラスニテ國家ノ特別ノ選任ニ基クモノナルコトニマリ

此以外ニ於テ官吏ノ地位ニ伴フ各種ノ屬性ハ只其ノ常素タルニ止マリテ其ノ觀念ノ要素タルモノニハアラス、故ニ

(1) 其ノ選任カ任命ニヨルト選舉ニヨルトヲ向ハス

秘密法ノ下ニ於テハ官吏ハ任命ハ凡テ天皇・大権ニ屬シ、從テ官吏カ選舉ニヨリテ就任スル例ハナシトスルモ之レ官吏ノ觀念ニ伴フ必然ノ要素ニハアラス、

共和國ニ於テモハ官吏カ選舉ニヨリテ就任スルモノアルハ

勿論我國ニ於テモ任命大権ハ或ハ之ヲ他ノ機関ニ委任セラル
、ヲ妨ケサルヲ以テ之ヲ合議制ニ委任セラル、コトアルモ
敢テ遠慮ニハアラス

其ノ担任スル職務ノ性質モ亦官吏ノ觀念ニハ干渉ナシ、殊
ニ其ノ職務ハ必ラスシモ國家自身ノ事務タルコトヲ要セス、
官吏トシテ國家ノ事務ヲ行フト同時ニ又公法人ノ機関トシテ
公法人ノ事務ヲ行フモノ少カラサルノミナラス、(府県知事郡
長等)時トシテハ國家事務ニハ全ク干渉ナラズ、(例ハ、市町村長、大
務ノミヲ其ノ職務トナスモノアリ、)例ハ、市町村長、大
ル場合ニ臨時其ノ職務ヲ管掌スル官吏ノ如シ)官吏ノ觀念ノ
要点トスル知ハ國家ニ対シテ事務ノ義務ヲ負フコトニ在リテ
其ノ事務ノ程度ニアラス、公法人ノ事務ヲ其ノ職務トスルモ
ノト虽モ國家ニ対スル義務トシテ其ノ職務ヲ行フモノハ等シ
ク國家ノ官吏ニシテ公法人ノ官吏ニアラス、

(3)

官吏ノ權スル事務ハ時トシテハ國家又ハ公法人ノ事務ヲ担
任スルコトニアラス、シテ却テ自己ノ教育ニアルコトアリ、外
國ニ番奉ヲ命セラレタル教官、内國又ハ外國ノ本校ニ在学ヲ
命セラレタル陸海軍武官、司法官、試補、大官ノ試補及ヒ見習
等ハ何レモ將來公ノ事務ヲ担任スルニ適當ナラシムル爲メニ
教育ヲ受ケシメシム、モノニシテ教育ヲ受タルコトカ國家ニ
対スル事務ノ義務ノ内容タルモノナリ、

(4)

現ニ職務ヲ担任スルト否トモ亦官吏ノ觀念ニハ關係ナシ、
固リ職務ヲ担任センムルカ爲メニ任命センムルモノナレトモ
職務ノ担任ト官吏タル地位トハ必ラスシモ不可尙、モノニイ
ラス、已テニ官吏ニ任セラレテ職務ヲ担任セザンモノアリ得
ヘキト虽モ職務担任ハ免セラレテ官吏タル地位ハ尙木継続ス
ルコトアリ、

官吏ニ任セラレ、行爲ト、職務ノ担任ヲ命セラレ、行爲トカ

分離して行ハルル場合ニハ通常前者ヲ任官ト云ヒ、右者ヲ補職ト云フ、終身官ニアリテハ任官ト補職トハ常ニ分離セラル、例ハハ判事ニ任セラル、ハ任官ニシテ之レノミニテハ職務ノ担任ヲ生セス、只國家ノ命スル知ニ從ヒテ職務ヲ担任スヘキ義務ヲ負フノミ、某裁判所ノ判事ヲ命セラル、ハ補職ナリ職務ノ担任ハ之ニヨリテ始テ生ス、

一方ニ於テ官吏カ休職、停職、退職又ハ待命ヲ命セラレタル場合ハ職務ハ失ハレ官吏タル地位ハ継続ス、官吏ノ觀念ニ必要ナルハ現ニ一定ノ職務ニ限スルニアラスシテ國家ノ命スル知ニ從テ職務ヲ担任スルノ義務タル也、

(5) 國庫ヨリ俸給ヲ受ケルト否トハ又官吏ニ必要ナル要素ニハ非ス、

官吏ハ其ノ勞務ノ義務ニ對シテ通常國庫ヨリ俸給ヲ受ケルト雖モ時トシテ官吏ニシテ全ク無給ナルモノアリ、例ハハ三等

郵便局長ハ無給ニシテ只手当ヲ得ルニ止レトモ尚ホ官吏タルヲ失ハス、

或ハ國庫ヨリ俸給ヲ受ケスニテ府県費市町村費等公共団体ヨリ俸給ヲ受ケルアリ、例ハハ郡府託ハ府県ヨリ受ケレトモ、國家ノ官吏タルヲ失ハス、地方団体カ國庫ノ命ニヨリ其ノ費用ヲハ負担スルモノナリ、

官吏ハ勤任、養任、判任ノ階級ニ區別セラレ、勤任官ハ更ニ親任官吏ト異、他ノ官吏ニ區別セラル、

然レモ之等ノ官吏カレテ——必ラスシモ皆之等ノ官軍、河レカ一ヲ異ヘラル、モノニアラス、法律命令ノ用語ニ於テ官吏ト云ハルハ通常之等ノ何レカノ官等ヲ有スルモノノミヲ意味スルモノニシテ從テ之等ノ官吏ハ或ハ之ヲ稱シテ制度上ノ官吏ト稱スルヲ稱シ、シト雖モ法律上ノ性質ニ於テ官吏ノ地位ヲ有スルモノハ之レ等ノ官等ナル官吏ノミニ止マルモノニアラス、其ノ他官吏ニシテ一定ノ官

等ヲ映ヘラハ、コトナク只タ勅令ノ規定ニヨリテ委任官待遇、判任官待遇等トセラハ、コトナリ。法令ノ用語ニ於テ之レヲ待遇官吏ト称スルヲ通常トス。例ヘハ名譽領事、名譽副領事ハ委任待遇トセラレ。巡查、看守等ハ判任待遇トセラハ、カ如シ。

時トシテハ又一定ノ官等ヲ有セス。又其ノ待遇ヲモ受ケサルモノアリ。殊ニ判任官ヨリモ一層下級ノ職務ヲ担任スルコトニヨリテ官等ノ外ニ置カル、モノアリ。此種ニ屬スルハ例ヘハ獄監ノ押下、如シ。執達吏及ヒ公証人モ亦國庫ヨリ俸給ヲ受ケス。其ノ職務ニ基キ何人ヨリ取得スル手数料ヲ以テ其ノ收入トナスモノナルニヨリ一級官更トハ區別セラレ全ク官等ヲ映ヘラレストモ其ノ担任スル職務ハ國家ノ公務ニシテ國家ノ任命ニヨリテ区裁刑所ノ監督ヲ受ケテ其事務ヲ行フ公法上ノ義務ヲ負フモノナルカ故ニ果シテ官吏タル地位ヲ有スルモノナリ。

官内官

國家ノ官吏ニ非ス。皇室ノ官吏ナリ。然レモ私ノ官吏ニアラス。國家ノ之レニ公ノ性質ヲ認ム。而シテ時ニ國家ノ公務ニ參與スルノ者ヲモ有セシム。例ヘハ宮内大臣カ地方長官ニ訓令スルノ権ヲ有シ又詔勅ノ政種類ノモノニ付キテハ副署スルカ如シ。然レモ官吏トハ異ル。制度上宮内官ハ皇室令ヲ以テ規定ス。勅令ヲ以テセヌ。

第二節 官吏ノ任命

官吏ノ係ハ臣民タル地位ニ基ク当然ノ義務ニ非ルヲ以テ其ノ係ヲ設定スルニハ特別ノ法律上ノ行爲ヲ必要トス。

官吏ノ係ヲ設定スル行爲ハ通常任命ナリ。任命ノ法律上ノ性質ニ付キテハ今日ニ於テモ諒分ル。任命カ公法上ノ行爲ナルコトニ付キテハ今日ノ卒者ノ概キ異論ナキ如ナリト雖モ。任命カ國家ノ一方的

行爲ナリヤ、又ハ國家ト當事者トノ合意ニヨル契約ナリヤハ卒者ノ
事ヲ知ナリ。

官吏ノ任命カ國家ノ単独行爲ナルコトヲ主張スル卒者ト雖モ國家
カ本人ノ意思ニ反シテ官吏タルコトヲ強制シ得ヘキコトヲ認ムルニ
ハアラス。只タ任命ノ効果ノ單意ニヨリテ生スルモノニシテ本人ノ
承諾ハ只タ其ノ行爲ノ行ハル、条件タルニスキストナスナリ。然レ
モ本人ノ承諾ヲ条件トスルニヨリテノミ行ハレ、其ノ承諾アルニア
ニサレハ効力ヲ生スルヲ得サル行爲ハ即チ契約ニ外ナラス。卒者ハ
契約ト本人ノ合意ヲ条件トシテ行ハル、行爲トヲ區別シ、本人ノ承
諾ヲ条件トスル行爲ハ若シ其ノ承諾ナカリシ時ハ其ノ行爲ハ法律上
ノ瑕疵アルモノナレトモ当然無効ナルモノニハアラスト云フト雖モ
今日ノ國法ノ下ニ於テハ國家ノ臣民ニ對シテ特別ノ義務ヲ負ハシム
ルコトヲ得ルハ只タ國法ノ認ムル知ノ範圍ニノミ限ラレ、夫以外ニ
於テハ國家ノ最早臣民ニ對シテ義務ヲ課シ得ヘキ権力ヲ有スルモノ

ニアラス。夫以外ニ於テ特別ノ義務ヲ臣民ニ負ハシムルハ只本人ト
ノ合意ニヨルノ外ナシ。此ノ場合ニ於テハ本人ノ意思ハ單ニ國家行
爲ノ行ハル、条件タルモノニアラスシテ、其ノ行爲ノ効力ヲ生スル
成立要素タリ。若シ本人ノ承諾ニシテ成ケタルトキハ、其ノ行爲ハ
單ニ撤消アルニ止マラスシテ、絶対ニ成立スルヲ得サルモノ也。

官吏ノ任命カ合意ニヨル行爲ナルコトハ之ヲ私法上ノ僱傭契約ニ
比較スルニヨリテモ明瞭ナルヘシ。國家カ官吏ヲ任命スルハ其ノ性
質ニ於テモ亦其ノ形式ニ於テモ私立会社ノ其ノ使用人ヲ任用スルト
異ニ知ナシ。

卒者或ハ官吏任命ノ形式ニヨリテ其ノ単独行爲ナルコトヲ証明セ
ント欲シテ、若シ本人ノ承諾カ其ノ成立要素ナリトセハ本人ノ承諾
ハ証明スヘキ方法ナカレハカラス。然レニ實際ニハ辭令書ヲ交付ス
ルニ止マリ之ニ對スル承諾書ヲ必要トセサルニハアラサヤト云フ
ト雖モ、斯ノ如キ形式ハ私立会社ノ使用人ノ任用ニモ等シク行ハル

要之官吏于係ハノ設定ハ国家ト受任者トノ双方ノ合意ニヨリテ成立スル公法上ノ行爲ナリ、形式上ヨリ云ハハ国家ノ意思ハ昏面ニヨリテ表示セラル、ニ反シテ受任者ノ意思ハ昏面ニヨリテ表示セラルルコトナク、其ノ意思表示カ何レノ時ニ行ハレタルカハ外形上ニ其証跡ヲ存セスト虽モ斯ノ如キ形式ハ私法上ノ雇傭契ニ於テモ其ノ例ニ至シカラサルコトハ前述セムカ如ク之ヲ以テ任命行爲カ契約ナラコトヲ否定スルニ足ラス、受任者ノ意思ハ昏面ニヨリテ表示セラル、モ、モ、ニシテ受任者カ之ヲ承諾スルノ意思表示アルニヨリテ国家ハ始テ辞令昏ヲ発スルナリ、辞令昏ノ交付ニ対シテ更ニ本人ノ承諾ヲ要スルニアラス、其ノ交付ニヨリテ官吏タル地位ハ完全ニ成立スル也

辞令昏カ隔地者ニ対シテ発セラレタル場合ニ何レノ時ヲ以テ其ノ交付ノ時ト認ムハキカニ付キテハ一定ノ原則ニヨリ受信主義ニヨル

モトト認ムヘク、即チ其ノ相手方ニ到達シタル時ヲ以テ其ノ効力ヲ生ス、只夕傳給ノ計算ニ付キテハ辞令昏日附ノ翌日ヨリ計算シ、其他在官年限ノ計算ニ於テモ一概ニ辞令昏ノ日附ヲ以テ其ノ起算点トナスト虽モ之レ只計算ノ便宜ノ爲メニスキスシテ官吏于係カ其ノ日附ノ日ニ成立スルモノニハアラス、其ノ辞令カ官報ニ公示セラル、ト否トハ官吏于係成立ニハ于係ナシ、官報ノ公示ハ只夕一概ニ通知スル方法ニシテ受任者ニ対スル法律上ノ効力アルモノニアラス

官吏ノ任命ニヨリテ官吏于係ハ成立スト虽モ職務ノ担任ハ未ダ必ラスシモ之ニヨリテ直ニ発生スルモノニアラス、職務ノ附随カ任命行爲ト併合シテ行ハレタル場合(例ハハ某県知事ニ任スル場合、如キ)ノ外ハ未ダ何等ノ事務ヲ行フベキ義務ヲ生セザルノミナラス、其故然ヲモ生セス、職務ノ担任ヲ命セラル、ゴリテ始テ其ノ職ニ屬スル事務ヲ行フノ義務ヲ生ス、官吏ニ特定ノ職務ノ担任ヲ命スル行爲ヲ補職ト云フ、任官カ契約ナルニ反シテ補職ハ国家ノ単独行爲ナリ

官吏于係成立スルトキハ官吏ハ国家ノ職務ヲ担任スヘキ義務アルモ
ノニシテ、其ノ担任ヲ命スルハ国家ノ單意ヲ以テ足レリトシ、本人
ノ承諾ヲ要セス、其ノ他或職務ヲ命シタル何之レヲ轉任セシムルコ
ト亦公シ、

補職ハ官吏ヨシテ或事務ヲ行フ義務ヲ負ハレムハモ、ナルト又其
事務ヲ行フ権能ヲ附與スル行爲ナリ、其ノ附與セラル、権能ハ或ハ
事實上ノ行爲ナルコトアリ、或ハ法律上ノ行爲ナルコトアリ、其ノ
國家ノ名ニ於テ法律行爲ヲナスノ権能ヲ附與セラレタル場合ニ於テ
ハ官吏ハ外部ニ対シテハ法律上ニ國家ヲ代表スルノ権能ヲ有スルモ
ノニシテ此方面ヨリ見テ其ノ官吏ヲ官廳ト云フナリ

官吏ヲ任用セラル、ニハ一定ノ資格ヲ備フルモノナルコトヲ要ス
概言スレハ官吏ハ必ニ一定ノ官吏トシテノ試験アルコト又ハ一定ノ考
査ヲ有シ、若シクハ公ノ資格試験ヲ經タルモノニアラザレハ任用ス
ルヲ得タルヲ原則トス、

官吏ノ任用ニ試験制度ヲ取ルニ至リシハ明治ニ十年大官試験規則
ヲ最初トシ、新ニ文官トナルニハ新任官ノ外凡テ試験ヲ要スルコト
ヲ原則トセリ、明治三十一年ハ文官任用令ヲ定メテ新任官ト虽モ
原則トシテハ、試験ヲ經テ委任官タル經歷アルモノニアラザレハ之ニ
任スルコトヲ得ザルモノダラシメタリ、唯々親任官及ヒ所謂政務官
ニ付キテハ其ノ任用資格ニ制限ナク、其ノ他或種ノ官職ニ付キテ特
別任用ノ制ヲ定メラレ、モノ多シ、殊ニ教官技術官及ヒ特別ノ學術
技藝ヲ要スル行政官ハ試験ヲ要セス、試験委員ノ詮衡ヲ受テ之レヲ
任命ス、外交官、領事官、及ヒ判事檢察ニ付キテハ各特別ノ試験制
度アリ、

以上ノ如キ資格要件ヲ要スル外又特ニ官吏トナリ得、ヘキ能カヲ制
奪セラレタルモノアリ、旧刑法ニ於ケル剝奪公権者及ヒ停止公権者
及ヒ新刑法ニ於テ之ニ相当スヘキモノハ官吏トナシ、ヘキ能カヲ有セ
ス、文官懲戒令ニヨリテ免官ノ処分ヲ受ケタルモノハ其ノ官職ヲ失

ヒタル日ヨリ二年間ハ官吏トナルコトヲ得ス。外国人モ亦一般ニ官
 吏トナル能カク有セサルモノト見ルヲ正當トス。之レ法律ノ明文ヲ
 以テ定メラレタルニテラスト雖モ官吏ハ國家ノ公務ニ參映シ、且ツ
 一身ヲ奉シテ國家ニ忠實ナルノ義務ヲ負フモノニシテ、而シテ斯ノ
 如キ忠實ノ義務ト公務ニ參映スルノ不能トハ之ヲ外国人ニ負ハシメ
 ス。又之ヲ附映セサルヲ法律上ノ一般原則トナスモノニシテ法律カ
 之ヲ規定セサルハ只タ其ノ明文ヲ俟タサシムル當然ノ事理ナルニヨル
 之ヲ現行法ノ規定ニ付キテ見ルモ國籍法ニハ現ニ文武ノ官職ヲ帶ツ
 ルモノハ其ノ職務ヲ失ヒテハ活ニアラサレハ國籍ヲ失ハサルモノト
 規定セルト國籍ヲ以テ官職ノ前提トナスノ主意ヲ窺フニ足ルヘク、
 官吏恩給法ヲ恩給ヲ受ケルモノカ國籍ヲ喪失セル時ハ恩給ヲ剝奪ス
 ルコトヲ規定セルハ官吏カ日本人タルコトヲ當然ノ前提トナセルコ
 トヲ知ルニ足ルヘシ、只タ之カ例外トシテ名譽領事及ヒ名譽副領事
 ハ外国人ヲ以テ之ニ任ス。之レ外人カ帝國官吏タル唯一ノ例外タ

タリ。其ノ他官立学校ノ教師、諸官廳ノ顧問等ノ職務ノ爲メニ外國
 人ヲ雇傭スルノ例少カラスト雖モ之等ハ何レモ私法上ノ契約ニヨル
 モノニシテ官吏ノ地位ニアラズ。密ニ外人カ一般ニ官
 吏トナルヲ得サルノミナラス、帰化人及ヒ帰化人ノ子及ヒ外人ニ
 シテ日本人ノ養子又ハ入夫トナルニヨリテ國籍ヲ取得シタルモノハ
 國務大臣其ノ他特定ノ重要ナル官職ニハ就クコトヲ得サルノ制限ヲ
 有。 (國籍法第一六条)

資格要件ニ于スル法例ノ規定ニ違反シテ其ノ資格備ハラサルモノ
 ヲ任用シタル時ハ違法ノ行政行為ナリト雖モ其ノ任命ハ當然ニハ無
 効ナルモノニハアラス。其ノ取消サル、追ハ其ノ効力ヲ有ス。只タ
 斯クノ如ク違法ニ任用セラレタル官吏ハ官吏ノ地位ニ付キテハ法
 律上ノ保護ヲ有スルコトナク、何時ニテモ免官シ得ヘキハ勿論
 ナリ。

反之シ官吏ノ能カク要件ニ于スル規定ニ違反シテ全ク官吏タル資格

ナキ者ヲ任用シタル時ハ其ノ行爲ハ当然無効ナルコトハ嘗テ述ヘタルカ如シ。

第三節 官吏ノ義務

官吏ニ任セラル、契約ト受任者ノ側ヨリ國家ノ命スル知ニヨリ
忠実ニ職務ヲ担任スルコトヲ約スル契約ナレトハ前述セリ。此ノ
契約ニ基キテ官吏ハ國家ニ對シテ特別ノ義務ヲ負担ス。只々此ノ特
別ノ義務ハ各個ノ契約ニヨリテ其ノ内容ヲ定ムルモノニテラスンテ
其ノ義務ノ内容ハテメ法令ニヨリテ定マリ。任官契約ハ只此ノ法令
ニヨリテ定マレル義務ヲ負担スルコトヲ約スルニ止マル。

官吏カ國家ニ對シテ負フ知ノ義務ハ之レヲ職務ニ服スル義務・暇
從義務・忠実ノ義務・秘密ヲ守ルノ義務 及ヒ官吏タル品位ヲ保フ

ノ義務ノ以テ區別スルコトヲ得

第一 職務ニ服スルノ義務

官吏ハ國家ノ命スル知ニヨリ一定ノ公職ヲ担任シ、其ノ職ニ屬ス
ル事務ヲ執行スルノ義務ヲ負フ。其ノ職ニ屬スル事務ノ性質及ヒ分
量ハ第一ニハ法律命令ニヨリテ定マリ。第二ニハ其ノ事務ヲ指揮監
督スル上官ノ命令ニヨリテ定マル。官吏ノ怠慢ニヨリテ其ノ職ニ屬
ル事務ヲス、又ハ其ノ職ニ屬スル何々ノ事務ヲ行フコトヲ拒ミ、
又ハ全ク其ノ職務ヨリ離レカ如キハ皆此ノ義務ニ違反スルモノナ
リ。

職務ニ服スル義務ヨリ生スル結果トシテ官吏ハ職務地ニ居住シ、
且ツ現在スルノ義務ヲ負ヒ及ヒ執務時間中執務場所ニ出頭スルノ義
務ヲ負フ。

第二 服従義務

官吏ノ服従義務トハ官吏カ其ノ職務ニ付シテ君主又ハ上官ノ職務命令 (Dienstbefehl)ニ服スルノ義務ヲ云フ。

國家ハ官吏ノ雇主トシテ官吏ニ対シテ特別ノ権力ヲ有ス。此ノ特別ノ権力ニ基キ官吏ニ対シテナス如ク命令ヲ職務命令ト稱ス。此ノ命令ヲ発スルノ権ハ天皇ノ大権ニ屬シ、或ハ勅旨ニヨリテ発セラレ或ハ大権ノ委任ニヨリテ官吏ノ職務ヲ監督スル職權アル上官ニヨリテ発セラレ、君主ハ國ノ元首トシテ一切ノ官吏ヲ監督シ給フ。従テ亦一切ノ官吏ニ対シテ職務命令ヲ発セラレ、天皇ノ下ニ於テ各大臣及ヒ大臣ノ下ニ屬スル各部長ノ長ハ其ノ委任ノ範圍内ニ於テ各々其部下ニ対シテ職務命令ヲ発スルノ権ヲ有ス。

職務命令ハ一定セス、必ラスシモ文書ヲ以テスルヲ要セス、口頭、訓示ト虽モ職務命令タルコトヲ妨ケス。適宜ノ方法ヲ以テ其ノ拘束ヲ受ケヘキ官吏ニ通告スルヲ以テ足レリトナス也。

職務命令ノ效力ハ受命者タル官吏ニ遵守ノ義務ヲ負ハシムルニ付、又ク官吏カ如何ナル命令ニモ絶対ニ服従スヘキ義務アルモノニ付ラスシテ、其ノ義務ハ固リ一定ノ限界ヲ有ス。職務命令ノ内容カ此ノ限界ノ範圍内ニ在リヤ否ヤニ付キテハ受命者自ラ之ヲ審査スルノ権ヲ有ス。其ノ権限外ニアルモノニ付キテハ官吏ハ之ヲ遵守スルノ義務ヲ負フコトナシ。

職務命令カ官吏ヲ拘束スルノ効力ヲ有スル爲トシテハ次ノニ條件ヲ要ス。

(1) 其ノ命令ハ官吏ノ職務ヲ監督スルノ正當ノ職權アル監督者ヨリ發セラレタルモノナルコトヲ要ス。

官吏服務規律第二條ニハ官吏ハ其ノ職務ニ付キ本屬長官ノ命令ヲ遵守スヘシト云ヘルハ即チ本屬長官カ職務命令ヲ發スヘキ正當ノ職權アルモノナルコトヲ明ニスルモノナリ。其ノ職權ナキモノ

ノ発シタル命令ハ無制限ニ基キ無効ナルモノナリ、
本署長官トハ此知ニハ監督権ヲ有スル上官ヲ意味シ、而シテ夫
レハ官制ニヨリテ定マル

(四) 其ノ命令ノ内容ハ官吏ノ職務上ノ義務ニ屬スルモノナルコトヲ
要ス

官吏ハ又々其ノ職務ニ付キテ上官ノ監督ニ服スルノミ、職務ヲ
離レテハ上官ノ下官ノ干係ナク、官吏ハ固リ其ノ命令ニ従フノ義務
ヲ負フモノニアラス、故ニ例ヘハ官吏ノ職務範圍ニ屬セザル事務
ヲ命令シ、上官ノ一身上ノ利益ノ爲メニ事務ヲ命スルカ如キハ職務
命令ニアラス、職務ニ干係ナキ官吏ノ私生活モ亦職務命令ノ範圍
ニ屬セス、然レモ一方ニ於テハ職務命令ハ必ラスモ職務上ノ行
爲ヲ命スルモノナルコトヲ要スルモノニハアラス、職務外ニ於テ
モ職務執行ニ必要ナル限度ニ於テ行爲不行爲ヲ命スルコトハ職務
命令ノ内容タルコトヲ得ヘシ、例ハ官吏ノ商業ヲ営ムコトヲ禁シ

他ノ有給ノ職務ニ就クコトヲ禁止シ、官宅ニ居住スルコトヲ命ジ
一定ハ罰則ヲ着スルコトヲ命スルカ如キハ有効ナル職務命令タル
コトヲ得、キナリ

官吏ノ職務義務ノ範圍ハ其ノ担任スル職務ノ性質ニヨリテ全一ナ
ラス、其ノ義務ノ範圍尤モ大ナルモノハ軍人ナリ、軍人ハ其ノ規律
尤モ嚴重ナルヲ要シ、従テ一身上ノ生活ニ至ル迄殆ント皆職務命令
ノ下ニ服シ、職務ニ干係ナキ私生活ト認ムヘキ範圍極テ狭シ

職務義務ノ範圍尤モ狭キハ職務上ノ独立ヲ有スル官吏ナリ、裁判
官其ノ他職務上ノ独立アル官吏ハ其ノ職務権限ニ屬スル行爲ノ内容
ニ付キテハ全ク上官ノ命令ヲ受ケルコトナク、其ノ職務命令ニ服ス
ルハ其ノ権限ノ内容ヲナス行爲ニアラスシテ職務ニ干連スル行爲ニ
付キテノミニ限ラレ

裁判官モ職務上ノ上官ヲ有シ、従テ職務命令ニ服スルノ義務アル
コトハ他ノ官吏ニ全シト雖モ、其ノ権限ニ屬スル行爲タル裁判官

ニ付キテハ会ク独立ノ权限ヲ有シ、何人ノ指揮命令ヲモ受ケルコト
ナシ、裁判官カ職務命令ニ服従スルハ又ダ如何ナル事務ヲ担任スル
カ如何ニ其ノ事務ヲ処理スルカ等ニ止マル。

裁判官ノ外職務上独立ヲ有スルモノ例ニ付キテハ管テ述ヘタル
カ如シ、一般官吏ニ於テモ服従義務ノ範圍ハ必ラスシモ寬嚴ヲ一
ニセス、概言スレハ上級ノ地位ニアル官吏ハ服従義務ノ範圍狹クシ
テ、右述スル莫志ノ義務重クナシ、下級ノ官吏ハ嚴重ナル服従義務
ヲ負フ。

職務命令ノ内容カ法令ニ違反セル場合ニ於テモ尚ホ命令トシテ効
力ヲ有スルヤ否ヤノ問題ニ付キテハ一般行政官カ法令ニ違反スル
場合ニ於ケル効力如何ノ問題ト同一ニ論スヘキモノナリ

其ノ違反カ *Massenbeschreiten*、ニ係カル *Polizei*
Schreiten、ニ係カルコトヨリ、或ハ無効ナリ、或ハ取消ノ原
因ナリ。

第三、忠実、義務

忠実、義務トハ官吏カ職務ヲ行フニ當リテ自己ノ信スル如キヨリ
テ反テ大ニ國家ノ利益トナルハキコトヲ勉メ、國家ノ不利益トナル
コトヲ避ケルノ義務ヲ云フ。

忠実、義務ヲ以テ服従義務ノ外ニ独立ノ義務ト認ムルノ正当ナル
ヤ否ヤハ單アル問題ナリト云モ、官吏ハ單ニ職務命令ニ服従スルノ
ミテ以テ其ノ義務ヲ全フスルモノト云フヲ得ヌ、上官ノ命令ヲ受ケ
サル場合ニ於テモ官吏ハ自己ノ信スル如キヨリ最モヨク國家ノ利益
ニ適合スル如ク実行スルヲ要シ、其ノ不利益トナルコトヲ避ケルキ
コトヲ要ス、若シ官吏カ私益ノ爲メニ國家ノ利益ヲ犧牲トシテ國家
ノ不利益タルコトヲ意識シツ、之ヲ敢テスルコトハ時ハ命令上官ノ命
令ニ違反スルコトナシトスルモ尚ホ職務上ノ義務ヲ尽シタリト云フ
コトヲ得サルハ勿論ナリ、服従義務ハ國家ノ命令ニ従フノ義務ナリ

忠実ノ義務ハ官吏ヲ自ラ見ルルニ從ヒテ免テ國家ノ利益ヲ計ルハナ
義務ナリ。前者ハ國家ノ命令アル場合ニ生シ。后者ハ國家ノ命令ナ
ク官吏自身ノ自由裁量ニ任セラレタル時ニ於テ生ス。國家カ自ラ官
吏ニ行爲不行爲ヲ命スル時ハ其ノ命令ニ從フコトカ即チ國家ノ利益
ナリト認ムヘク。官吏ハ自ラ何か國家ノ利益ナルカヲ判断スルコト
ヲ得ス。此ノ場合ニ於テハ只服従義務アルニミ。忠実ノ義務ハ発動
ノ余地ナシ。忠実ノ義務ハ只職務命令ノ存セラルル場合ニノミ発動ス
ルモノナリ。

是故ニ忠実ノ義務ハ服従義務以外ニ存スル獨立ナル法律上ノ義務
ナリ。其ノ義務ノ効果ハ職務命令ヲ受ケルノ多少ト相反比例スルモ
ノニシテ職務命令カ益々精密ナルニ從ヒテ忠実義務ノ効果ハ益々弱
ク職務命令ヲ受ケルコト益々少キニ從テ忠実義務ハ益々強ク其ノ効
果ヲ表ハス。從テ忠実義務ノ程度モ亦官職ノ種差ニヨリテ甚ク相異
リ。其ノ効果ノ尤モ強キハ主トシテ上位ニアル官吏ニシテ國務大臣

軍司令官ノ如キニヨリテハ服従義務ヨリハ忠実義務カ遙カニ強ク発
動スルモノナリ

第四、秘密ヲ守ルノ義務

官吏ハ自己ノ職務ニ干スルト他ノ官吏ヨリ尙知シテトヨ同ハス
官ノ秘密ヲ漏洩スヘカヲナル義務ヲ負フ。如何ナル事項カ官ノ秘密
ト見做スヘキカハ特ニ上官ノ命令ニテ秘密ヲ要ストセシメラルモノ
ノ外ハ事ノ性質ニヨリテ自ラニテ判断スルコト要ス。
官吏ノ服務規律ニハ秘密ヲ守ルノ義務ヲ以テ單ニ在官中ノミナシテ
又其ノ退官后ニモ継続スヘキモノトナセリ。即チ退官后ニモ其ノ在
官中ニ尙知シタル秘密ヲ漏ラサ、ルノ義務アルナリ。此ノ義務ハ國
リ法律上ノ義務タルヲ失ハストモ退官后ニ於テハ其ノ義務ニ遠及
スルモ制裁ノ途ナシ。

秘密ヲ守ルノ義務ハ又時トシテハ裁判所ニ於ケル証言ノ義務ト相抵

触スルコトアルヘシ。ニカ爲ナニ訴訟法ニハ官吏ノ証言ノ義務ニ干シテ特別ノ例外規定ヲ設ク（民事訴訟法第ニ九〇条 刑事訴訟法第ニ一五五条）

第五 品位ヲ保ツ義務

官吏ハ其ノ職務上ハ勿論職務外ノ私生活ニ於テモ官吏ノ品位ヲ辱シタル義務ヲ負フ。官吏ノ操行正シカラス、其ノ威厳ヲ損シ信用ヲ害スルハ引テ国家ノ利益ヲ害スルモノナレハナリ。

第六 官吏ノ行爲能力ノ制限

以上ノ如ク官吏ノ義務ヨリ生スル効果トシテ官吏服務規律ハ教職ノ行爲ヲ列記シテ官吏力之ヲナス能力ヲ制限ス。

- (一) 官吏ハ上官ノ許可ヲ受ケルニアラサレハ官利会社ノ役員トナルヲ得ス

- (四) 上官ノ許可ヲ受ケルニアラサレハ其ノ職務ニ干シテ他人ノ贈與ヲ受ケルコトヲ得ス。

- (ハ) 勅諭ヲ受ケルニアラサレハ外国ノ君主又ハ政府ヨリ勲章、俸給ノ贈與ヲ受ケルコトヲ得ス。

- (ニ) 政府ノ爲トニ請願ヲナスモノ及ヒ其ノ他政府ヨリ財産上ノ利益ヲ受ケルモノト直接ノ干係アル官吏ハ其者ヨリ讓與ヲ受ケルコトヲ得ス。

- (ホ) 上官ハ部下ノ官吏ヨリ贈與ヲ受ケルヲ得ス。

- (ハ) 官吏及ヒ其ノ家族ハ上官ノ許可ヲ得ルニアラサレハ直接又ハ間接ニ商業ヲ営ムヲ得ス。

- (ト) 授機業会社ノ社員トナリ、又ハ間接ニ授機業ニ干係スルコトヲ得ス。

- (チ) 上官ノ許可アルニアラサレハ本職ノ外ニ給料ヲ得テ他ノ事務ヲ行フコトヲ得ス。

(1) 私立ノ汽船会社又ハ鉄道会社ヨリ無償ニテ架橋又ハ架車路ヲ受
ケルコトヲ得ス

第四節 官吏ノ權利

官吏カ国家ニ対シテ有スル權利ハ之ヲ身分上ノ權利ト財産上ノ權
利トニ區別スルコトヲ得

第一 官吏ノ身分上ノ權利

官吏ノ身分上ノ權利トハ官吏カ其ノ官吏タル身分ヨリ國家ヨリ兼
認セラルルノ權利ヲ云フ。之レ官吏ノ凡テノ權利ノ基礎タルモノナ
リ。

官吏タル身分ハ種々ノ事實上ノ利益及ヒ法律上ノ權利ヲ伴フモノ

ニシテ其ノ身分ヲ保有スルコトハ官吏ノ大ナル一身上ノ利益タルコ
トハ言フヲ俟ラス。

官吏カ此ノ利益ヲ享有スルハ國家ヨリ其ノ官吏タル身分ヲ兼認セ
ラル、コトヲ前提トスルモノニシテ、此ノ兼認アルニテアテハ他
ノ凡テノ權利及ヒ利益ハ皆發生スルコトナシ。此ノ權利カ官吏ノ凡
テノ權利ノ基礎タリト云フハ此ノ理由ニヨル。

官吏ノ身分上ノ權利トシテ往々特別ノ保護ヲ受クルノ權利ヲ擧ク
ルモノアリ。特別保護ヲ受クルノ權利トハ官吏カ刑法上ノ職務拒拒罪
又ハ官吏侮辱罪ヲ特別ノ犯罪トシテ知罰セラレ、又ハ警察權ニヨリ
官吏ノ職務執行ヲ保護スルコトヲ云フ。然レハ刑罰權及ヒ警察權ニ
基ク保護ハ常ニ專ラ公益ノ爲メニスルモノニシテ官吏自身ノ爲メニ
スルモノニアラス。之ニヨリテ官吏ノ受クル利益ハ只タ其ノ反射タ
ルニ止リ之ヲ官吏ノ權利トシテ擧ケルコトヲ得ス。

第二 官吏ノ財産上ノ権利

官吏ノ係ハ通常官吏ノ國家ニ對スル財産上ノ權利ヲ云フ。其ノ權利ニハ種々アリ。一、俸給。二、退官賜金及ヒ恩給。三、遺族扶助料及ヒ一時扶助金。職務上ノ実費弁償之ナリ。

此ノ内恩給扶助料等ハ官吏ノ係ノ終了后ニ發生シ得テ其ノ權利主ナリ。現ニ官吏ナルモノニハアラストモ其ノ權利ハ等シク官吏ノ係ニ基キテ發生スルモノナリ。以テ尙ホ官吏ノ權利中ニ數フルコトヲ得ハキモノナリ。

11) 俸給 (Gehalt) ハ官吏ノ職務ニ對スル反對給付トシテ官吏ノ地位ニ相當スル生活費ヲ充サシムル爲メニ官吏ノ係ノ継続中國家又ハ政府ヨリ其ノ義務ヲ命ゼラレタル団体ニ於テ定期ニ其ノ給付義務ヲ負フ知ノ金銭債務ナリ。俸給ハ官吏ノ職務ニ對スル報酬タル性質ヲ有セサルモノトシ之ヲ以テ專ラ官吏ノ生活ヲ維持スル

カカ爲メニ扶養料ナリトナスモノナリ (Fiskus) ト至モ恐クハ

正當ナラス。扶養料ハ權利者ノ生活ノ必要上ニ在リテ其ノ額ヲ異ニスルコトヲ主要ノ性質トナスモノナレバ俸給ノ金額ハ敢テ權利者ノ財産ノ有無、其ノ生活費ノ多少ニヨリテ増減スルモノニアラザレハナリ。然レモ一方ニ於テハ俸給ヲ以テ單純ナル報酬トナシ。官吏ノ生活費ヲ充スルノ目的ヲ有セサルモノトスルモ亦正當ナラス。俸給ハ一面ニ於テ職務ニ對スル報酬タルトスルニ官吏ノ地位ニ相當スル生活費ヲ充サシムルコトヲモ自約トスルモノニシテ此ノ實ニ於テ、俸給ハ名譽職所村長ノ受ケル報酬。國會議員ノ歳費。委員ノ手当ノ如キ勞務ニ對スル單純ノ報酬ト具ノ性質ヲ異ニス。

俸給ヲ受ケルノ權利ハ公法上ノ權利ナリヤ私法上ノ權利ナリヤハ独立ノ存否ノ間ニハ爭アル問題ナレバ。其ノ之ヲ私法上ノ權利ナリトナスモノハ独立ニ於テハ俸給ニ對スル爭カ民事裁判所ノ管轄ニ屬スルコト及ヒ財産權ハ一般ニ私法ニ屬ストスルノ思想ニ具ノ原因ヲ

有スルモノニシテ、其ノ性質ヨリ云ハ其ノ俸給ヲ受ケルノ権利ハ
直接ニ官吏ノ係ニ基ク権利ニシテ官吏ノ係ノ内容ノ一切ヲ成スモ、
タリ、而シテ官吏ノ係ノ公法上ノ干渉タルコトハ争ヲ容レサル知ナ
リトスレハ俸給ハ当然公法上ノ権利タルコトハ疑ナシト云フヘシ
公法上ノ干渉ニ基ク権利ハ又必ラス公法上ノ権利タルコトハ論理ノ
必然タレハナリ、

独ニシテモ *Stalbandt* 氏ニ近來ノ新シキ卒者ハ之ヲ公法上ノ権
利ナリト主張シ現今ニテハ通説トナレリ、

俸給ハ公法上ノ権利ナルヲ以テ種々ノ莫ニ於テ私法上ノ債權トハ
其ノ適用ノ法則ヲ異ニス 就中、

(1) 俸給ハ公法上ノ権利ナルヲ以テ性質上ハ行政裁判所官轄ニ屬スハ

マモノナレバ稅國法ハ行政裁判所ニモ出訴ヲ許サ、ルヲ以テ俸給

ニ付キテハ官吏ハ會テ訴權ヲ有セザルモノナリ

(2) 俸給ハ之ヲ拋棄スルコトヲ得ス、及ヒ讓渡スル債權ノ目的ト
ナスコトヲ得ス、

(3) 俸給ハ原則トシテ之ヲ差押フルコトヲ許サス、但シ法律ハ特別
ノ明文ニヨリ其ノ收入ヘキ年三百円ヲ超過スルトキハ其ノ超過額

ノ半額ヲ差押フルコトヲ許セリ、(民訴六一八条)

(4) 俸給ハ其ノ支払ヘキ年度經過行滿其年ヲ以テ時効ニヨリテ消
滅ス (會計法一八条)

俸給ノ支払義務ヲ負フモノハ通常國家ナリト雖モ國家ハ返ハ府
県市町村其ノ他官吏ノ職務ニヨリ持ニ利益ヲ受ケル団体ヲシテ
其ノ支払義務ヲ負ハシムルコトアリ、例ヘハ郡府部ノ俸給ガ府県
費ノ支弁ニ屬スルカ如シ

支払義務カ國家以外ノ団体ニ屬スル場合ニ於テモ俸給ノ性質異
ルコトナシ

五、恩給及退官賜金

恩給 (Pension) トハ官吏在職中ノ服務ニ対スル反對給付トシテ其ノ退官后死亡ニ至ル迄テ其ノ生活費用ヲ充サシムルカ爲メニ國家カ定期ニ給付ノ義務ヲ負フ金銭債務也。

恩給ハ官吏ノ退官后去スル権利ナルコトニ於テ俸給ト異レリトモ其ノ服務ニ対スル反對給付トシテ生活費ヲ充サシムルカ爲メニスルコトニ於テハ俸給ト性質ヲ全クス。

官吏ハ其ノ在職中全カヲ奉ケテ職務ヲ尽スノ義務ヲ負ヒ俸給以外ニ收入ヲホムルノ途ナク、退官后ニ於ケル自己及ヒ家族ノ生活ヲ維持スヘキ資産ヲ貯蓄スル余裕ナキ等ナルカ故ニ國家ハ特ニ退官后ニ於テモ此ノ金銭給付ノ義務ヲ負ヒ以テ官吏ヲシテ退官后ノ生活ヲ安全ナラシムル也。

恩給ヲ受ケルノ権利ハ

- (1) 一定期間 (國務大臣五ヶ年、文官十ヶ年以上、武官十一ヶ年以上) 判任官以上ノ職務ヲ担任シタルモ一カ刑罰ノ宣告、懲戒

如分又ハ自己ノ便宜ニヨルニアラスレテ其ノ官職ヲ失フニヨリ又ハ

- (2) 任職期間ノ長短ヲ向ハス公務ノ爲メニ疾病傷疾ニ罹リ職務ニ耐ヘザルカ爲メニ退官スルニヨリテ生ス。

其ノ金額ハ最後ニ受ケタル俸給額及ヒ其ノ在職年限ニ比例シテ之レヲ定ムルヲ通常トシ、其ノ公務ノ爲メニ疾病トナリタルモニヨリ退官シタルモノニ対シテハ増如恩給ニ關アリ。

恩給ヲ受ケルノ権利ハ権利者ノ請求ニヨリ内閣恩給局ノ審査ヲ受テ内閣總理大臣之ヲ裁定スルニヨリテ確定ス。裁定アリタル時ハ恩給証書ヲ権利者ニ下附ス。権利者ニ於テ若シ恩給ヲ受ケヘキ事由、生シタル後七ヶ年以内ニ其ノ請求ヲナサ、ル時ハ恩給権ハ消滅ス。

恩給ノ俸給權ト全シテ公法上ノ権利ナリトモ俸給ニ対シテハ全ク訴権ナキニ反シテ恩給ニ付キテハ訴権ヲ認め、恩給ニ対スル訴訟ハ恩給局ヲ第一審トシ、行政裁判所ヲ終審トス。

俸給 行政上ノ命令スハ処分ニヨリ之ヲ増減スルヲ妨ケス
トモ恩給ノ既得権ト見做シ法律ノ改正ニヨルノ外之ヲ増減
スルヲ得サルハ勿論法律ノ改正ニヨリテモ只將來ニ成立スヘキモノ
ニノミ適用シ已ニ發生シタルモノハ之ヲ更改セサルヲ通常トス
俸給ハ或ル制限ノ下ニ差押ハラシテ許スニ反シテ恩給ハ絶対ニ
之ヲ許サス 恩給ノ讓渡又ハ領入スルヲ得サルコトハ俸給ニ於テ
ハト全シ

退官資金ハ未ダ恩給ヲ受ケル資格ヲ生ズルニ至ラズル官吏ノ退官
セル場合ニ於テ一時限リ給與セラレ、モノニシテ、金額ハ在官年數
ト最近ノ俸給金額トニ比例シテ定メラル、コト恩給ニハコシ

退官資金モ亦官吏ノ公法上ノ権利ニシテ恩給的ノ給與ニハアラス
トモ恩給ト異リ法律ニヨリ定マンモノニアラス、其ノ権利ノ決定
ニ付キテモ裁定ノ如キ特別ノ手續ナク、又之ニ対シテ許権ヲ認メラ
ル、コトナシ

Ⅲ. 遺族扶助料及一時扶助金

遺族扶助料ハ恩給ヲ受ケヘキ資格アルモノノ死亡シタル場合ニ於
テ其ノ遺族ニ給與スル年金ナリ 遺族扶助料ノ権利成立要件ハ恩
給ニ於ケルト同様ニシテ

- (1) 一定ノ期間官職ヲ奉シタルモノ在官中死亡シタル時
- (2) 其ノ在官年限ノ長短ニ拘ラス、在官中ニ公務ニヨリテ死亡セル
トキ

(3) 恩給ヲ受ケル者死亡シタルトキ
ノ三場合ニ於テ生ズ、其ノ金額モ亦恩給ト比例シ 本人ノ受ケル
ヘカリニ恩給金額ノ三分ノ一又ハ三分ノ二ヲ給セラル

遺族扶助料ヲ受ケルモノノ資格ハ第一次ハ死亡者ノ寡婦ニ屬シ、寡
婦ナキトキハ又ハ寡婦死亡シ又ハ其ノ権利ヲ失ヒタル時ハ孤兒ニ
孤兒ナキトキハ又ハ死亡シ又ハ権利ヲ失ヒタル時ハ父母若シテハ祖父
母ニ屬ス

扶助料権利裁定ノ手数料恩給ニ於ケルト全シク之ニ于スル訴訟モ亦第一次ニ恩給局第二次ニ行政裁判所ノ管轄ニ屬ス。

一時扶助金ハ未タ恩給ヲ受クルノ資格ヲ生スルニ至ラサル官吏ノ其ノ在職中公務ノ爲メニアラスレテ死亡シタル場合ニ一時取り戻シ遺族ニ給付スルモノ也。

IV. 職務上ノ実費弁償

職務上ノ実費弁償トハ官吏ノ其ノ職務執行ニ要スル費用ヲ充スルカ爲メニスル國家ノ金銀上ノ給付ナリ

実費弁償ノ給付セラハハ只々法律命令ノ之ヲ認ムル場合ノミニ限ラハ其ノ直ナルモノハ旅費、會宅料、飼馬料等ナリ、之レ等權利トシテ認メラハ、モノノ外尚ホ上官ノ裁量ニヨリテ適宜ニ給付セラハ、モノアリ (上官ノ與フル恩惠的給付ニシテ権利ニアラス)

第五節 官吏ノ責任

官吏ノ責任トハ官吏ノ其ノ義務ニ違反スル場合ニ於テ受ケヘキ法律上ノ制裁ヲ云フ、官吏ニ對スル法律上ノ制裁ハ民法上ノ責任、刑法上ノ責任及ビ官吏法上ノ責任ヲ區別スルコトヲ要ス。

民法上ノ責任ハ官吏ノ職務行為ニ基ク損害賠償ノ責任ニシテ、或ハ國家ニ對スルモノアリ、或ハ第三者ニ對スルモノアリ、其ノ刑法上ノ責任ハ官吏ノ職務犯罪ニ基ク刑罰ノ制裁ナリ、其ノ官吏法上ノ責任ハ其ノ職務上ノ義務ノ違反ニ對スル懲戒処分ナリ。

第一款 懲戒処分

官吏ニ対スル懲戒処分ハ国家カ官吏ニ対シテ有スル特別ノ权力ニ基キ官吏ノ義務違反ニ対シテ官紀ヲ維持スルノ目的ヲ以テ科スル知ノ知罰ナリ。懲戒処分ハ敢テ官吏ヲ保ノミニ特有ナルモノニアラス。特別ノ权力ヲ保存スル知ニハ概テ懲戒权ヲ伴フ。例ハ卒校ノ生徒ニ対スル懲戒、船長ノ船員ニ対スル懲戒木親権者ノ子ニ対スル懲戒ノ如キ皆然リ。官吏ノ懲戒処分モ亦之等ト具ノ性質ヲ合シテスルモノニシテ、其ノ異ルハ尺々基ク知ハ权力ヲ保ノ種族ノ異ルニヨルノミ。懲戒処分ハ全テ刑罰トハ其ノ性質ヲ異ニス。其ノ區別ノ存スル尤モ重ナル点ハ其ノ基ク知ノ权力ノ異ル知ニアリ。刑罰ハ一般臣民ニ対スル国家統治权ノ発動ナルニ反シテ懲戒ハ国家カ使用者トシテ有スル特別ノ权力ニ基クモノナリ。従テ刑罰ニ服スルモノハ国家ノ統治权ニ服スル凡テノモノナルニ反シテ懲戒処分ニ服スルモノハ只タ官吏タル身分ヲ有スル者ニ限ル。秩テ官吏ノ職務犯罪ニ対シテ具ノ退官符ニ於テモ刑罰ヲ免ル、能ハサルニ反シテ懲戒処分ハ

在官中ノモノニアラサレハ之ヲ課スルコト能ハス。

懲戒処分ハ又具ノ知罰ノ目的ニ於テ反シテ知罰ノ客体タル不法行為ノ性質ニ於テ刑罰ト異ル。刑罰ハ国家ノ公共ノ秩序ヲ維持スルノ目的トスルニ反シテ懲戒処分ハ只官吏ヲ保ノ秩序ヲ維持スルヲ目的トス。官吏ヲ保ノ秩序ヲ維持スルニハ或ハ本人ヲ戒諭シテ將來ニ其過ヲ再ヒセサラシムルコトニヨリテモ達スルヲ得ヘク、或ハ其ノ義務違反カ重大ニシテ將來改良ノ余地ナキ場合ニ於テ全テ之ヲ官吏ヲ保ヨリ排除シ以テ官吏ヲ保ノ全体ヲ清潔ナラシムルコトニヨリテモ達スルコトヲ得ハシ、何レニシテモ具ノ目的トスル知ハ官紀ヲ維持スルニ止マリ、社会全体ノ秩序ハ其ノ直接ニ干スル知ニアラス。具ノ知罰ノ客体タル不法行為ハ性質ニ於テモ刑罰ハ国家ノ公共ノ秩序ニ干スル違反ヲ罰スルモノナルニ反シテ懲戒処分ハ只官吏カ官吏タル地位ニ於テ国家ニ対シテ負担スル特別ノ義務ニ違反スルコトヲ罰スルモノナリ。故ニ卒者カ懲戒処分ヲ以テ刑罰ヨリモ聲口民法上

賠償責任ニ相当スルハキ性質ヲ有ストナスハ此ノ理由ニ出ツルモ
ニシテ普通ノ民法上ノ產權等契約ノ係ニ於テ僱人ノ義務不履行ニ對
シテハ僱人ハ賠償ヲ請求スルノ權アルニ對シテ官吏ノ係ニイリテハ
官吏ノ義務違反ニ對シテ國家ハ賠償請求ノ權利ヲ有セサル代リニ懲戒
權ニヨリテ其ノ義務違反ヲ制止スル權利ヲ有スル也

懲戒処分ハ刑罰ト異ニ性質ヲ異ニスルモノナルヲ以テ刑罰ニ干ス
ル原則ハ一徹ニハ懲戒処分ニ適用セラレ、コトナシ、其ノ適用ノ原
則ヲ異ニスル主ナル莫ハ左ノ如シ

(1) 刑罰ニイリテハ裁判所ハ只々法規ノ適用ヲ異ニスルニ止マリ
之ヲ科スルコトカ其ノ目的ヲ達スルニ利益アルヤ否ヤヲ裁量スル
余地ナシ、特定ノ犯罪ニ對シテハ必ラス特定ノ刑罰ヲ科スヘク、
犯罪アルニ拘ラス刑罰ヲ科セザルハ違法ナリ、

懲戒処分ハ之ニ反シテ之ヲ課スルト否トハ原則トシテ懲戒官廳
ノ自由裁量ニ任セラレ、官廳ハ之ヲ課スルコトカ官廳ノ維持ニ必

ナリヤ否ヤヲ考察シテ其ノ必要ト認めル場合ニノミ之ヲ課スルナ
リ、

懲戒処分ヲ行フ爲メニ特別ノ懲戒裁判所又ハ委員會ヲ設ケラル、
場合ニ於テハ裁判所又ハ委員會ハ只々所犯ノ輕重ヲ審直シ之ニ相当
スル処分ヲ決定スルニ止リ自由裁量ノ余地ナシト望モ、此場合ニ於
テモ懲戒ノ手續ヲ開始スルニハ本屬長官ノ申請アルコトヲ要ス、而
シテ長官カ之レヲ申請スルニハ光ツシカ知罰ノ必要ナリヤ否ヤヲ考
察スルナリ、

(2) 懲戒処分ハ時効ニ罹ルナシ

刑ノ時効ニ干スル刑法ノ原則ハ懲戒処分ニハ干係ナシ、之レ第一
ノ性質ヨリ生スル当然ノ結果ナリ、刑罰ニイリテハ一定ノ犯罪ニ
對シテ一定ノ刑罰ヲ課スルコトヲ要シ犯罪ノ時期如何ヲ向ハサル
カ故ニ時効ノ定メアルヲ要スルニ反シテ、懲戒処分ハ長官ノ自由
裁量ニヨリテ之ヲ課スルヤ否ヤヲ定ムルモノナルヲ以テ時ヲ經ル

コト稍、久シキニ且レハ長官ハ自己ノ裁量ニヨリテ之ヲ科セザルヲ得ヘク、從テ時効ノ定メテハ要セザルナリ

(3) 懲戒処分ノ刑罰トハ全一ノ所屬ニ對シテ能科スルヲ妨ケス一時不再理 (Nisi his incidem) ノ原則ハ此ノ性質ヲ異ニセルニ種ノ知罰ノ間ニ適用セラレハコトナシ

(4) 懲戒処分ノ原則トシテ法律ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ要セス、憲法第ニ三条ハ法律ニヨルニテサレハ罰則ヲ定ムルコトヲ得ザルヲ規定ストモ、之レ只一般臣民ノ國家ニ對スル干係ヲ規定スルノミ、

懲戒処分ハ特別ノ権力ニ基テ作用ニシテ具ノ特別権力干係ニ包含セラレ、限度ニ於テ法律ヲ以テスルコトヲ要スルモノニアラス、特別ノ法律干係ニ包含セラレ、限度トハ具ノ権力干係ニ基キテ義務有カ有スル知ノ権利及ヒ利益ヲ剝奪スルコト以上ニ及ハザルノ限度ヲ云フ、例ヘハ卒官ニ對スル懲戒トシテハ具ノ出席ヲ停止ス

卒籍ヲ奪削スル以上ニ出テザルヲ云ヒ、雇人ニ對スル懲戒トシテハ具ノ給料ヲ受ケル権利ヲ停止シ、具ノ地位ヲ下シ、又解雇スル等ノ以上ニ及ハザルノ類ナリ、官吏ニ對スル懲戒ニ付キテモ之ト全ク俸給ヲ減シ官等ヲ退シ職務ヲ停止シ官職ヲ免シ、又ハ新官能カヲ剝奪スルノ以上ニ及ハザルノ限度ニ於テハ法律ノ規定ヲ必要トスルコトナク使用主トシテ、効力ニ基キテ當然之ヲ科スルコトヲ得ヘシ

之ニ反シテ具ノ干係ニ基テ權利及ヒ利益ヲ剝奪スルヨリ以上ニ手敵ヲ以テ懲戒ヲ行フニハ只法律ノ特ニ之ヲ存セル場合ニノミ之レヲナスコトヲ得ヘシ、但シ裁判官ノ懲戒ニ付キテハ憲法ハ特ニ法律ニヨルコトヲ必要トシ、一方ニ於テハ軍人ニ對スル懲戒ハ具ノ特別権力干係ノ限度ヲ越セルモノニ付キテモ必ラスシモ法律ヲ要セス

懲戒ト刑罰トハ如斯相異ルトモ懲戒相當ナル所屬ケ全時ニ刑表上

、犯罪トシテ刑事裁判ニ係ルル場合ニ於テハ其ノ裁判ノ結果如何ハ懲戒ニ重大ナル干係アルヲ以テ法ハ刑事裁判ノ終ル迄ハ常ニ懲戒手續ヲ猶予スルコトヲ命ゼリ。然レモ懲戒ノ決定ハ必ラス此ノ刑事裁判ノ判決ニ拘束セラルルコトナク刑事裁判ニ於テ無罪又ハ免訴ノ言渡ヲ受ケタル場合ニ於テモ懲戒処分ハ固リニ科スルコトヲ妨ケス懲戒処分ノ手続ニハ二種ヲ分ワコトヲ得。

(1) 義務違反者自身ヲ將來ニ改善スルコトヲ目的トスルモノニシテ之ヲ矯正懲戒 (Preventive Discipline) ト云フ。

(2) 之ハ官吏ヲ係コリ排除スルコトヲ以テ目的トスルモノニシテ之ヲ排除懲戒 (Ejective Discipline) ト云フ。此ノ手続ハ免官ナリ。

矯正懲戒ノ手続ハ普通ノ文官ニアリテハ譴責及ヒ減俸ナリ。刑事ニ對スル懲戒ハ此外ニ尚木柵所及ヒ停職ノ二種アリ。裁判官ニ付キテノミ此ノ二種ノ方法ヲ認ムル所以ハ行政官ニ付キテハ懲戒手続ニヨ

ラスシテ自由ニ転任ヲ命ン又ハ休職ヲ命ン得ヘキニヨル。柵所及ヒ停職ハ排除及ヒ矯正懲戒ノ中間ニアルモノニシテ一方ニハ改善ノ目的ヲ有シ。一方ニハ一定ノ期限ヲ限リ又ハ特定ノ場所ヨリ之ヲ排除スルノ目的ヲ有スルモノナリ。

凡テ懲戒ニヨリ免官セラレシモノハ二年間官職ニ就クコトヲ得ス又恩給ヲ受ケルノ権利ヲ失フ。

懲戒執行ヲ概テハ普通本屬長官ナルコトナリ。或ハ特別ノ概テヲ設ケラルルコトナリ。刑事行政裁判官及ヒ会計検査官ニ在リテハ懲戒処分ハ常ニ懲戒裁判所ニ於テ之ヲ決ス。其ノ手続ハ略刑事訴訟法ノ手続ニ類ス。普通文官ニ在リテハ譴責ハ本屬長官ヨリテ專行シ減俸及ヒ免官ハ懲戒委員会ノ議決ヲ經テ之ヲ行フ。親任官ノ懲戒ニ付キテハ特別ノ規定ナク一ニ大権ノ任意ニ存ス。

懲戒処分ハ官吏ニ對スル特別権力作用ナルヲ以テ之ニ科スルコトヲ得ルハ官吏ヲ係ノ存在ヲ前提トス。故ニ官吏ヲ係ノ消滅后ハ懲戒

故モ亦消滅シ、官吏ハ其ノ退官后ニ於テ在官中ノ行爲ニ對シテ懲戒
 ヲ受ケルコトナシ、之ニ反シテ官吏ノ兼任ハ一般ニハ懲戒権消滅ノ
 原因ナラズモ、ニイラス、其ノ兼任后ニ於テモ前官在任中ノ行爲ニ對
 シテ懲戒ヲ行フコトヲ得ヘシ、然レモ其ノ若シ兼任シタル官職カ前
 ノ官職ト懲戒ノ法規ヲ異ニスル場合ニ於テハ懲戒権ハ其ノ兼任ニヨ
 リテ消滅スルモノト認メサルヘカラス、何トナレハ一定ノ懲戒法カ
 定メラレタル以上ハ只其ノ法規ニ依テシテ懲戒ヲ行フヲ得ヘク、所
 シテ互ニ懲戒法ヲ異ニスル官職ニアリテハ其ノ兼任后ニ於テハ前ノ
 懲戒法ノ最早之ニ適用セラル、コトナク、又新ナル懲戒法ハ其ノ以
 前ノ行爲ニ對シテ適用セラル、モノチアラサレハナリ、

第二章 官吏ノ刑法上ノ責任

官吏ノ所爲カ單ニ官吏トシテノ義務ニ違反スルノミナラス國家公
 共ノ秩序ニ反スル時ハ懲戒ヲ以テハ足レリトセス、別ニ刑罰ノ制裁
 アリ、

官吏ノ所爲刑罰ニ相当スル場合ニハ職務上ノ行爲不行爲ニヨルコ
 トアリ、或ハ職務外ノ行爲不行爲ニヨルコトアリ、其ノ職務上ノ行
 爲ニヨル場合ニハ之ヲ官吏ノ職務犯罪 (Amtsverbrechen) ト云
 フ、

其ノ職務外ノ行爲ニヨル場合ニテ官吏ヤハ身分カ犯罪成立ノ要件
 タリ又ハ少クモ刑罰ノ加重ノ原因タル場合ニ通常之ヲ準職務犯罪
 ト云フ、普通ニ職務犯罪ト云フハ此ノ二者ヲ併セ合ムモノナリ、

官吏ノ職務犯罪ハ官職ヲ担任スルモノ其職權ヲ濫用シ、又ハ其ノ
 職務懈怠スルニヨリテ不法ニ法律利益ヲ侵害スル犯罪ナリ、蓋シ官
 吏ハ常ニ法律命令ニ依ヒテ其ノ職務ヲ執行スルキ義務アルナリ、故
 ニ不法ニ職權ヲ濫用シ、職務ヲ懈怠スルハ元ヨリ職務上ノ義務違反

ナリ、從テ職務犯罪ハ常ニ公時ニ官吏トシテノ義務ニ違反スルモノ
 ニシテ懲戒ノ原因タルヘキモノナレバ之ニ刑罰ヲ科スルハ懲戒ノ如
 ク其ノ官吏トシテノ義務違反ヲ罰スルニテ其ノ所為カ不法
 ニ法律ノ保護スル利益ヲ侵害シタルコトヲ罰スルモノナリ、此實ニ
 於テ職務犯罪ハ懲戒犯ト其ノ性質ヲ異ニス、懲戒ハ常ニ官吏トシテ
 ノ義務違反ヲ罰スルモノニシテ、其ノ所犯ノ容体ハ使用主トシテノ
 國家ノ權利ノ侵害ナリ、職務犯罪ハ之ニ反シテ使用主トシテノ國家
 ノ權利ノ侵害ニハアラスンテ法ノ規定スル特定ノ法律利益ノ侵害ヲ
 罰スルモノニシテ其ノ犯罪ノ容体ハ犯罪ノ各種ニ於テ相合シカラ
 ス、

職務犯罪ノ他ノ犯罪ト異ル知ハ官職ヲ担任スルモノカ其ノ官職ニ
 伴フ職權ヲ不法ニ濫用シ又ハ其ノ職務ヲ不法ニ懈怠スルコトニテリ
 故ニ、

第一、職務犯罪ノ主体タルヘキモノハ官職ヲ担任スルモノナラサル

ヘカニス、休職ノ官吏其ノ他官職ノ担任ナキモノハ官吏ノ身分ヲ
 ルモノト雖モ其ノ主体タルコトヲ得ス

一方ニ於テハ官吏タル身分ナキモノト雖モ例ハハ雇員、委員ノ
 如キ或範圍ニ於テ國家事務ヲ行フノ權限ヲ與ヘラレタルモノハ又
 其ノ主体タルコトヲ得ヘシ、

第二、職務犯罪ハ官吏(官職ヲ担任スルモノ、公務員)カ其ノ權限内
 ニ於テ職權ヲ濫用シ、職務ヲ懈怠セルモノナラサルヘカラス、權
 限外ニ於テ只其ノ官吏トシテ事實上ノ地位ヲ不法ニ濫用シタルニ
 スキサル者ハ準職務犯罪タルコトアルモ真正ノ職務犯罪ニアラス
 職務犯罪ハ常ニ國家ノ權干タルノ地位ニ於テ違法ニ其ノ地位ヲ使
 用シ、又ハ違法ニ行使セサル場合ナラザルヘカラス、

第三、不法ニ職權ヲ濫用シ、又ハ職務ヲ懈怠セルモノナラサルヘカ
 ラス、

自ラ不法ト信シテ惡意ヲ以テ爲シタル場合ト雖モ其ノ所為カ偶々

違法ナリシ時ハ職務犯罪成ヌルコトナシ。而シテ如何ナル場合ニ職務上ノ行為不行爲カ不法ナリト見做スヘキカハ職務犯罪ニ対スルホモ重要ナル問題ナリ。仮令其ノ行為自身ニテハ不法ナル場合トモ其ノ不法ナルコトカ法ノ認容スル錯誤ニ基キタル中又ハ有効ナハ上官ノ命令ニ基キタルトキハ刑罰ノ問題ニ付キテハ尚ホ之ヲ違法ト見做サ、ルヘカラス。官吏ハ其ノ職務ヲ行フニ當リ法令ヲ解釈シ、事實ヲ認定スルノ権ヲ有ス。此ノ認定権ノ範圍内於テハ假令其ノ認定ヲ誤ルコトアリトスルモ其ノ錯誤ハ法ノ認容スル錯誤ニシテ職務犯罪トナルコトナシ。有効ナル上官ノ職務命令ニ基キテ爲シタル行為モ亦官吏自身ニハ其ノ責任ヲ生スルコトナク、職務犯罪トナルコトナシ。

第三款、官吏ノ國家ニ對スル賠償責任

民法上ノ雇傭關係ニ於テハ雇人ノ其ノ契約上ノ義務ニ違反スルニヨリテ雇主ニ損害ヲ加ヘタルトキハ当然其ノ賠償ノ責任ヲ負セラルヘカラス。

官吏ノ國家ニ對スル關係ニ於テハ此ノ民法ノ原則ハ一概ニハ適用セラル、コトナク。官吏ニシテ假令其ノ職務ニ違反スルコトヨリテ國家ニ損害ヲ加ヘタルモ國家ハ又之ヲ懲戒シ得ルニ止リ其賠償ヲ請求スルヲ、權利ヲ有セザルヲ原則トス。

然レモ法律ハ往々特殊ノ官吏ニ對シテ特ニ其ノ賠償ノ責任ヲ定ムルモノアリ、如斯特別ノ規定ハ我國ニテハ專ラ出納官吏ニ付キテ存在ス、出納官吏トハ國家ニ屬スル現金又ハ物品ノ出納ヲ司ル官吏ニシテ出納官吏ニ付キテハ會計法ニヨリテ其ノ取扱ニ屬スル現金又ハ物品ニ付キテ一切ノ責任ヲ負フヲ要スルニシテ規定セリ。出納官吏ノ重ナルモノハ所謂收入官吏即チ收入ヲ受領スルノ任務ヲ有スル官吏ニシテ其ノ他職務上ノ支出ニ付シテ現金ノ前渡ヲ受ケル官吏モ亦

之レニ屬ス

之等ノ官吏ハ其ノ主管ニ屬スル現金及ヒ物品ニ付キテ其ノ責ニ歸
スヘキ事由ニヨリテ欠損ヲ生シタル場合ニ於テ之ヲ賠償スヘキ義務
ヲ負フ、其ノ欠損カ盜難、水害、火災又ハ其ノ他如何ナル事由ニヨ
リテ生シタルヲ向ハス苟クモ其ノ保管スル現金物品ニ欠損ヲ去シ正
當ナル決算符合セザル場合ニハ常ニ其者ノ過失ヲ推測セラル、
モリニシテ其ノ保管ノ責アル官吏ニシテ全ク過失ナキコトヲ主張セ
ント故セハ自ニ過失ナキコトヲ証明セザルハカラス、出納官吏カ自
ラ其ノ事務ヲ執ラス其ノ部下ノ官吏ヨリテ執ラシメタル場合ト雖モ
亦監督者トシテ等シク其ノ賠償ノ責任ヲ免ル、コトヲ得ス、出納官
吏ノ賠償責任ハ會計検査院ニテ之ヲ判定スルノ権ヲ有ス、其ノ判定
ハ終審ノ判定タル効力ヲ有シ、之ニ不服ナル場合ニテモ民事裁判所
ニ上訴スルヲ得ス、又タ一定ノ理由アル場合ニハ其判定ニ對シテ再
審ヲ請求シ又ハ検査院ノ職權ニヨリテ再審ヲナスコトヲ得、又天皇

ノ恩赦ニヨリテ責任ヲ免除セラレハ、コトアリ

政府ヨリハ司法裁判所ニ出訴スルヲ得ス

何者出納官吏カ刑法上ノ犯罪ニテ損害ヲ加フルトキハ公訴ニ

附帯シテ私訴ヲ認ムルコトヲ得レハナリ

又検査院ノ判定ハ検査院ニ強制執行ノ途ナキヲ以テ官吏カ賠
償金ヲ支払ハサントキハ民事裁判所ニ出訴スルヲ得ル也

官吏ノ賠償責任ト干渉シテ身元保証金ノ制度アリ (Reservation)

身元保証金ハ官吏ノ賠償責任ノ実行ヲ担保スルカ爲メニシテ、各有
大臣ハ必要ト認ムル場合ニハ出納官吏ニ身元保証金ノ納付ヲ命スル
ヲ得ヘキモノトセシム、賠償義務ヲ負ヘル官吏カ其ノ指定期限内ニ
賠償ヲ爲サハルトキハ其ノ身元保証金ヲ以ツテ其ノ賠償ニ充ツルコ
トヲ得

身元保証金ハ官吏ノ解職后ト雖モ會計検査院ニ於テ責任解除ヲ受
ケタル后ニアラサレハ之ヲ還付スルコトナシ

第四款 官吏ノ第三者ニ対スル賠償責任

官吏カ其ノ職務上ノ行爲ニ于テ不法ニ第三者ニ損害ヲ加ヘタル場
合ニ於テ官吏ハ一何人トシテ被害者ニ対シテ其ノ賠償ノ責ニ任スヘ
キカ否カノ問題ニ付キテ私國法ハ數例ノ場合ニ付キテ明文ヲ以テ規
定セリ。

刑事訴訟法第一四條ニハ判事、檢事、裁判所書記、執達吏、司法
警察官、巡查、憲兵等カ被告ニ対シテ故意ニ損害ヲ加ヘ又ハ刑法
ニ規定シタル罪ヲ犯シタル場合ニハ其ノ賠償責任ヲ負フコトヲ定メ
其ノ他ノ諸不動産登記法ニモ戶籍ヲ司ル役人、登記官吏ノ職務ニ
付キテ公証人法ニハ公証人ノ職務ニ付キテ故意ニ又ハ重大ナル過失ニ
ヨリ依頼人其ノ他ノ者ニ対シテ損害ヲ加ヘタル場合ニ於テ其ノ賠償
責任アルコトヲ規定ス。

其ノ他一般ノ官吏ニ付キテハ法律ハ別段ノ規定ヲ設クルコトナク

従テ官吏ノ職務上ノ不法行爲ニ付キテハ一般ニ賠償ノ責任ヲ生スル
ヤ否ヤ大ニ争アル向題ナリ。

或ハ曰ク 官吏ノ職務上ノ行爲ニ付キテモ民法上ノ不法行爲ノ原
則ハ適用セラレヘキモノニシテ官吏ハ其ノ第三者ニ加ヘタル損害ニ
対シテ民法上ノ原則ニ基キテ賠償ノ責ニ任セラルヘカラス。ト然
レトモ官吏ハ公ノ職務ヲ担任スルモノニシテ其ノ職務上ノ行爲ハ公
法上ノ干渉ニ於テ行ハルモノニ外ナラス。其ノ行爲カ全ク職務外
ニ屬セザル限リハ民法上ノ不法行爲ノ原則ヲ以テ論スルヲ得サル
ハ疑ヲ容レサル如ナリ。

若シ民法上ノ不法行爲ノ原則カ官吏ノ職務上ノ行爲ニ直ニ適用マ
ルモノトセハ官吏ノ過失ニヨリ法令ノ解釈、事實ノ認定ヲ誤リテ之
ニヨリテ損害ヲ加ヘタル場合ニモ其ノ賠償ノ責ヲ免ル、ヲ得サルコ
トトナリテ官吏ノ職務ヲシテ極テ危険ナル状態ニ陥ラシムルモノナ
リ。